

邑楽町第六次総合計画

基本構想・前期基本計画



やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”

夢あふれるまち“おうら”を目指して



現在、我が国では少子高齢化、地球規模での環境問題の深刻化や地域経済の停滞により、本町を取り巻く環境も刻々と変化しております。

このような状況の中で、社会経済情勢、町民ニーズの変化・多様化を的確にとらえた行政サービスを提供し、豊かな自然と都市機能が共生するまちづくりを推進し、持続的な発展を続けていかななくてはならないと考えております。

平成28年度を初年度とする、邑楽町第六次総合計画の策定にあたりましては、多くの町民の皆様には様々な機会でご意見をいただき、協働を進めてまいりました。

本計画では、「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」を将来像として、また、「人口減少に対応した地域資源の活用と少子化施策の充実で元気あるまちづくり」を基本理念に、あらゆる分野で人口減少対策に努めてまいります。

本町の豊かな自然、歴史や文化を貴重な財産として守り、次世代に継承し、地域・企業・行政が一体となり、地域の資源・財産・町の魅力を最大限に活用し、本町に暮らす誰もが未来に向かって「夢と希望」が持てるまちづくりを行ってまいります。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、数多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました邑楽町総合開発計画審議会の皆さま、邑楽町議会議員の皆さま、町民アンケート、町民広聴会、子ども広聴会等を通じ、ご協力をいただきました全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

平成28年9月

邑楽町長

金子正一

目次

第1編 序説 1

第1章 計画策定の趣旨	2
1 計画策定の趣旨	2
2 策定の基本的な考え	2
3 計画の構成と期間	3
第2章 計画策定の背景	4
1 時代の潮流	4
2 現状の把握	6
3 まちづくりに関する町民意識	11
4 まちづくりの課題	14

第2編 基本構想 17

第1章 目指す町の将来像	18
1 将来像	18
2 基本目標	20
3 主要指標の設定	22
4 将来都市構造	24
第2章 施策の体系	28
1 基本方針	28
2 体系図	30
3 施策の概要	31
4 最重点施策	38

第3編 基本計画(前期計画) 39

基本方針1 地域で支え合う健康と福祉のまち	40
1 総合的な医療サービスの提供	40
2 健康づくりの推進	42
3 地域福祉活動の推進	44
4 高齢者福祉の推進	46
5 障がい者福祉の充実	48
6 社会保障制度の健全な運営	50
基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち	52
7 子育て支援の充実	52
8 ひとり親福祉の充実	54
基本方針3 災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち	56
9 消防力と救急体制の充実	56
10 防犯対策の推進	58
11 危機管理体制の整備	60
12 交通安全対策の推進	62
13 消費者の安全対策の推進	64
14 相談事業の拡充	66

基本方針4 活力ある産業を育み働きやすいまち	68
15 農業の振興	68
16 工業の振興	70
17 商業の振興	72
18 良好な就労環境の整備	74
19 観光活動の活発化	76
基本方針5 快適で利便性の高い都市基盤のまち	78
20 計画的な土地利用の推進	78
21 交通環境の整備	80
22 緑と水辺の保全と整備	82
23 良好な住環境と市街地形成	84
24 安定した上水道の供給	86
基本方針6 自然と人が調和し環境にやさしいまち	88
25 温暖化防止対策の推進	88
26 快適な生活環境の創造	90
27 循環型社会の形成	92
基本方針7 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち	94
28 幼児教育・保育の充実	94
29 質の高い学校教育の推進	96
基本方針8 町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち	98
30 社会教育の振興と生涯学習社会の推進	98
31 青少年の健全育成	100
32 スポーツの振興	102
基本方針9 地域の歴史・文化を守り育むまち	104
33 文化財の保護と活用	104
34 芸術文化の振興	106
基本方針10 共生社会を実現するまち	108
35 多文化共生・国際化の推進	108
36 人権の尊重・男女共同参画社会の推進	110
基本方針11 町民と歩む協働のまち	112
37 地域コミュニティ活動の推進	112
38 情報共有と町民参画の推進	114
39 協働のまちづくりの推進	116
基本方針12 信頼に応える行財政運営のまち	118
40 情報通信技術(I C T)の推進	118
41 効率・効果的な行政運営の推進	120
42 財政運営の健全性の確保	122
43 広域行政の推進	124
参考資料	127
1 邑楽町総合開発計画審議会条例	128
2 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例	129
3 諮問書・答申書	129
4 策定体制	132
5 策定組織名簿	133
6 策定経過	136

第1編 序説



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年に「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」を町の将来像とした「邑楽町第五次総合計画」を策定し、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

本町は、豊かな自然環境などの素晴らしい地域資源があり、これまで災害も少なく、また、人の温かみがあることなどが本町の魅力となっています。その魅力を活用するとともに、「邑楽町で過ごすことができ幸せだった」と思えるように、各種施策を展開しています。

一方で、本町を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識やエネルギー・環境に対する意識の高まりなど、大きく変化しています。また、地方分権の推進や町民との協働によるまちづくりなど、行政に期待される役割が、ますます膨らんでいる状況です。

このような状況のなかで、地域の事情や社会経済情勢の変化に的確に対応しながら、本町の地域資源を最大限に生かすとともに、町民と行政が協働により各種の政策課題を解決するための方策を探りながら、これからの時代にふさわしいまちづくりを進めていく必要があります。

そのために、町民誰もが未来に向かって夢や希望の持てる、快適で魅力あふれるまちづくりを進めるために、新たな時代の本町の指針となる「邑楽町第六次総合計画」を策定します。

2 策定の基本的な考え

- ① 長期的な本町の将来を踏まえた戦略的な計画
- ② 目標の達成に向けた実効性のある計画
- ③ 目標に向けた成果や進捗状況を町民に説明できる計画
- ④ 誰にでもわかりやすく、町民と行政がともに実践できる計画

3 計画の構成と期間

1)基本構想

- 本町における「まちづくり」の基本的な理念を示すとともに、目指す将来像とこれを実現するための施策の基本方向を明らかにするものです。
- 期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度までの10年間とします。

2)基本計画

- 基本構想に基づいた施策の基本方向に沿って、本町の将来像を実現するために必要な基本的な施策を明らかにするものです。
- 本町が主体となって実施する施策と、これらを効果的に推進するための方策を定めたもので、実施計画の基本となる計画です。
- 期間は、基本構想に対応する10か年のうち、平成28年度～平成32年度までの5か年を前期基本計画とし、平成33年度～平成37年度までの5か年を後期基本計画とします。

3)実施計画

- 基本計画に示された諸施策を年度ごとに具体化し、実際の行財政運営のなかでの取組を明らかにするものです。
- 期間は3か年とし、毎年見直しを行うローリング方式を採用し、予算編成や事務事業の執行の具体的な指針とします。

第六次総合計画の計画期間

西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
平成	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年
基本構想	10年間									
基本計画	前期計画5年間					後期計画5年間				
実施計画	3年間		3年間		3年間		3年間			
	3年間			3年間			3年間		3年間	
	3年間				3年間			3年間		

第2章 計画策定の背景

1 時代の潮流

1) 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

晩婚化・未婚化などによる少子化の進行と平均寿命の延びによる高齢者人口の増加により、わが国の人口構造は大きく変化しています。国の総人口は平成17年に戦後初めて前年を下回った後、増減を繰り返し、平成23年に大きく減少し、その後も減少を続けています。

このような社会の変化は、年金や医療・介護などの社会保障費の増大と労働人口の減少など、地域活力の低下を招くことから、県や近隣市町とも連携しながら対応していく必要があります。

2) 安全安心への関心の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、自然災害に対する日常的な備えはもちろんのこと、災害発生時の迅速な初動体制の確立や被災者への支援など、人と人とのつながりや地域コミュニティの重要性が改めて認識されました。

また、子どもや高齢者といった社会的弱者が巻き込まれる事件・事故の多発や食品の安全性などがマスコミに大きく取り上げられるなど、様々な分野で安全・安心に対する関心が高まっています。

今後は、行政の取組だけではなく、地域で互いに助け合い、連携しながら、住民が主体となって安全・安心が確保されるまちづくりに取り組むことが求められています。

3) 環境志向の高まり

これまでの大量生産・大量消費型の経済活動や生活様式の変化によって、地球温暖化、酸性雨や気候変動など、地球規模での環境問題が深刻化してきています。

また、低炭素社会の実現を見据えた世界的な動きの中で、東日本大震災にともなう原子力発電所の事故を踏まえ、わが国におけるエネルギー政策のさらなる検討が求められているとともに、一人ひとりが、エネルギーのことを、日常生活や企業活動に直接影響する身近な問題として意識するようになりました。

地域のかげがえのない環境や限りある資源を次世代へ引き継いでいくために、住民・企業・行政がそれぞれの立場で責任ある行動を取ることで、持続可能な循環型社会を形成することが必要です。

4)保健・医療・福祉などの充実

少子高齢化の進行は、労働人口の減少による税収の減少、また、高齢者人口の増加による医療費や扶助費の増加といった財政面へ影響を及ぼしています。そのため、健康寿命を延伸し医療費を抑制するとともに、効率的な保健・医療・福祉の連携に努める必要があります。

また、核家族・単独世帯・高齢者世帯及び外国籍住民の増加など、地域を構成する住民やその家族形態も大きく変化していることから、多様なニーズに対応するための保健・医療・福祉の体制整備が求められています。

5)経済のグローバル化と雇用情勢の変化

東アジアを中心とする各国の急速な経済成長と産業構造の高度化により、製造業をはじめとした幅広い産業分野で国際市場とのつながりが強まり、経済活動のグローバル化が進展しています。

一方、国内では世界的な金融システムの混乱などによる景気後退などの影響を受けましたが、近年では完全失業率の低下や有効求人倍率の上昇など、回復に向けた兆しがみられるようになってきました。

わが国の産業は、第1次、第2次産業の割合が低下する一方、サービス業などの第3次産業の割合が年々高くなっており、その構造を大きく変化させています。とりわけ、地方においては、産地間競争の激化や産業の空洞化により、地域の産業基盤が弱体化しているため、その強化を図ることが求められています。

6)住民参画意識の高まり

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化などにより、NPOの増加や災害時などのボランティア活動の活発化がみられます。このような背景のもと、幅広い「公」の役割をNPO・ボランティア団体や企業など、多様な主体が担いつつあり、住民参画は拡大の傾向にあります。

住民参画の成長の動きを積極的に受け入れ、住民や企業の社会への貢献意識をさらに育むとともに、自治会などの地域に根ざした組織や、NPO・ボランティア団体などのさらなる活性化がこれからのまちづくりには必要となっています。

2 現状の把握

1) 位置及び地勢

本町は、群馬県南東部に位置する邑楽郡に属し、東は館林市、西は太田市・大泉町、南は千代田町、北は栃木県足利市と接しています。町域は、平均標高25mの平坦地であり、東西約6km、南北約7.7kmで、町土面積は31.11km²を有しています。

本町の東側には、白鳥が飛来することで有名な多々良沼、中央部には多々良川や孫兵衛川が流れ、肥沃な農耕地、アカマツ林・雑木林などの平地林があり、水と緑の自然環境に恵まれています。

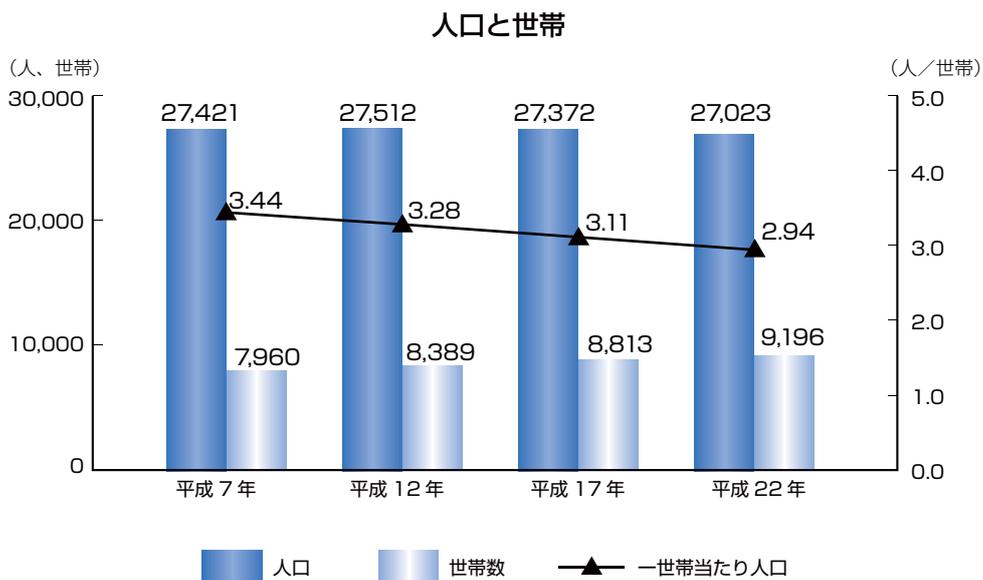
また、本町は都心から北に約70kmの距離にあり、隣接市町を經由し東武鉄道や東北自動車道及び首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などの交通網で首都圏とつながっています。町内の道路網は、東西方向に国道122号・国道354号、南北方向に主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線が通っています。公共交通は、東武鉄道小泉線が乗り入れ、本中野駅周辺を中心として市街地が形成されています。

2) 人口と世帯

国勢調査では、本町の人口は平成12年から減少が続いています。平成22年には27,023人となり、平成12年と比較すると、489人減少しています。

世帯数は増加傾向が続いています。平成22年には9,196世帯となり、平成7年と比較すると、1,236世帯増加しています。一方で、1世帯当たりの人口は減少傾向が続いています。平成22年には2.94人となり、平成7年と比較すると、0.5人減少しています。

このように、本町では人口減少と核家族化の進行がみられます。



資料：国勢調査

3)年齢3区分別人口

国勢調査では、本町の年少人口は減少傾向が続いています。平成22年には3,572人となり、平成7年と比較すると、1,263人減少しています。

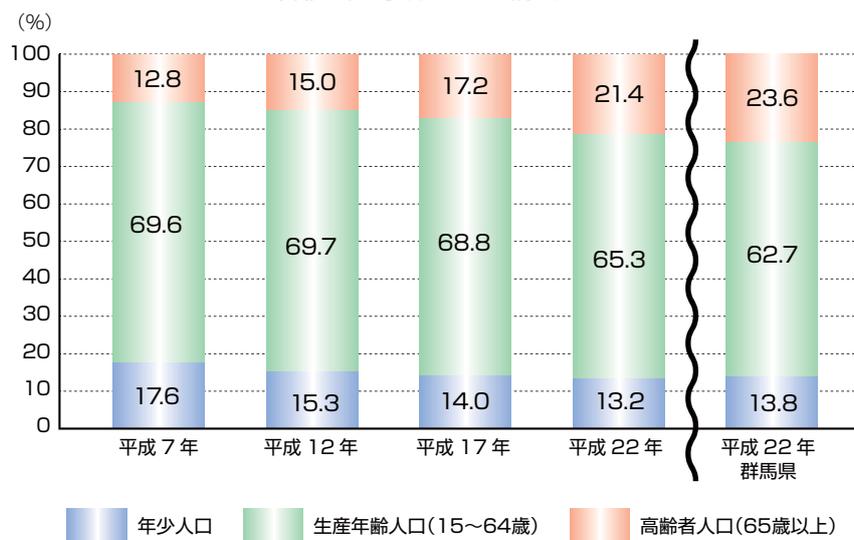
生産年齢人口は、平成12年より減少傾向が続いています。平成22年には17,620人となり、平成7年と比較すると、1,466人減少しています。

高齢者人口は、増加傾向が続いています。平成22年には5,778人となり、平成7年と比較すると、2,278人増加しています。

年齢3区分別人口と構成比

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口		27,421	27,512	27,372	27,023
年齢別人口	年少人口(0~14歳)	4,835	4,210	3,832	3,572
	割合	17.6%	15.3%	14.0%	13.2%
	生産年齢人口(15~64歳)	19,086	19,172	18,830	17,620
	割合	69.6%	69.7%	68.8%	65.3%
	高齢者人口(65歳以上)	3,500	4,130	4,710	5,778
	割合	12.8%	15.0%	17.2%	21.4%

年齢3区分別人口の構成比



資料：国勢調査

4)産業の状況

(1)産業別就業人口

就業人口総数は、総人口や生産年齢人口の減少と同様に、平成12年から減少傾向が続いています。平成22年には13,244人となり、平成12年と比較すると1,203人減少しています。

産業別にみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向が続いており、第3次産業は、平成17年まで増加し、平成22年には減少しています。

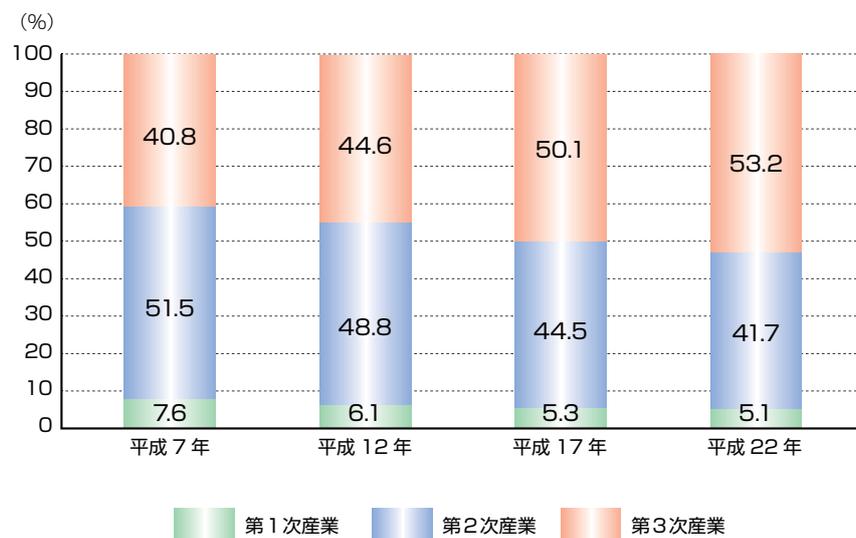
産業別就業者人口の割合では、第3次産業の割合が増加しています。

産業別就業者人口

区分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口総数		14,316	14,447	14,050	13,244
産業別人口	第1次産業	1,091	877	739	670
	割合	7.6%	6.1%	5.3%	5.1%
	第2次産業	7,367	7,049	6,251	5,441
	割合	51.5%	48.8%	44.5%	41.7%
	第3次産業	5,835	6,444	7,042	6,940
	割合	40.8%	44.6%	50.1%	53.2%

※分類不能の産業は除いています。

産業別就業者人口の構成比

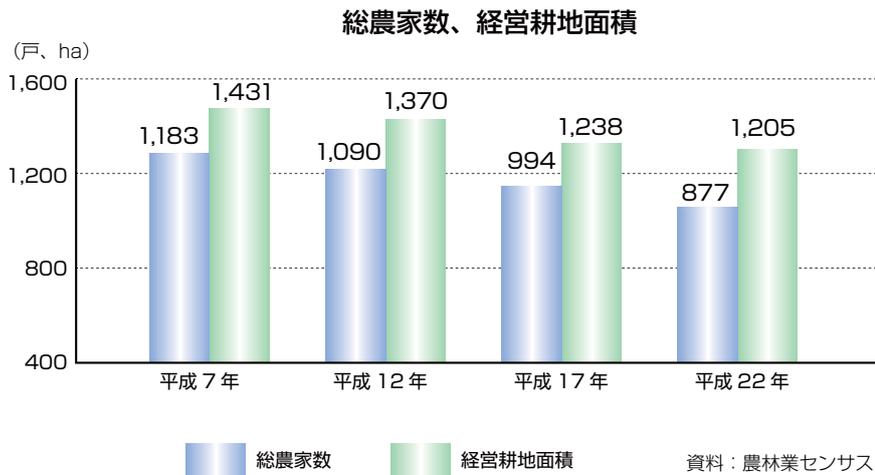


資料：国勢調査

(2) 農業

総農家数は、減少傾向が続いています。平成22年には877戸となり、平成7年と比較すると、306戸減少しています。また、経営耕地面積も減少傾向が続いています。平成22年には1205haとなり、平成7年と比較すると、226ha減少しています。

水と緑に恵まれた田園地帯として発展してきた本町ですが、全国的な傾向と同様に、本町の農業環境も厳しさを増していると考えられます。



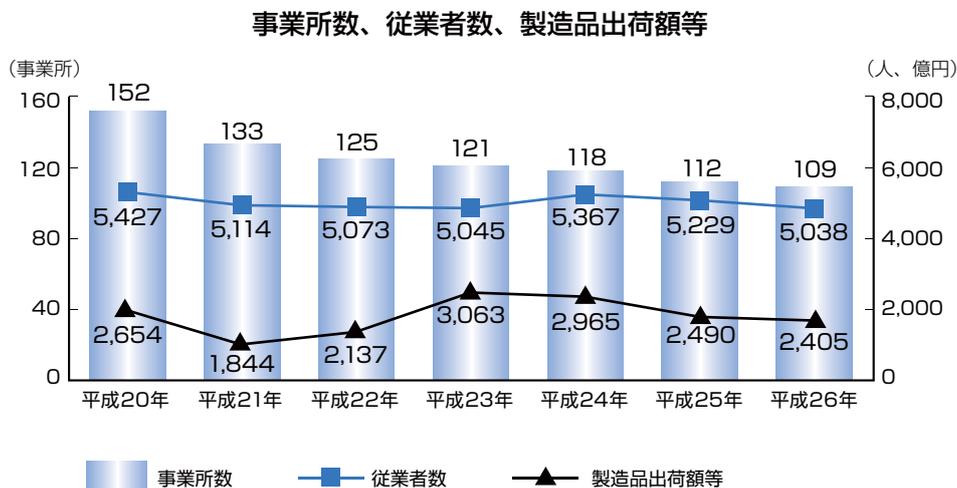
(3) 工業

事業所数は、平成20年から減少傾向が続いています。平成25年には112事業所となり、平成20年と比較すると、40事業所減少しています。

従業者数は、平成24年に増加に転じたものの、近年は減少傾向が続いています。

製造品出荷額等は、平成21年から平成23年にかけて増加していましたが、近年は、再び減少傾向が続いています。

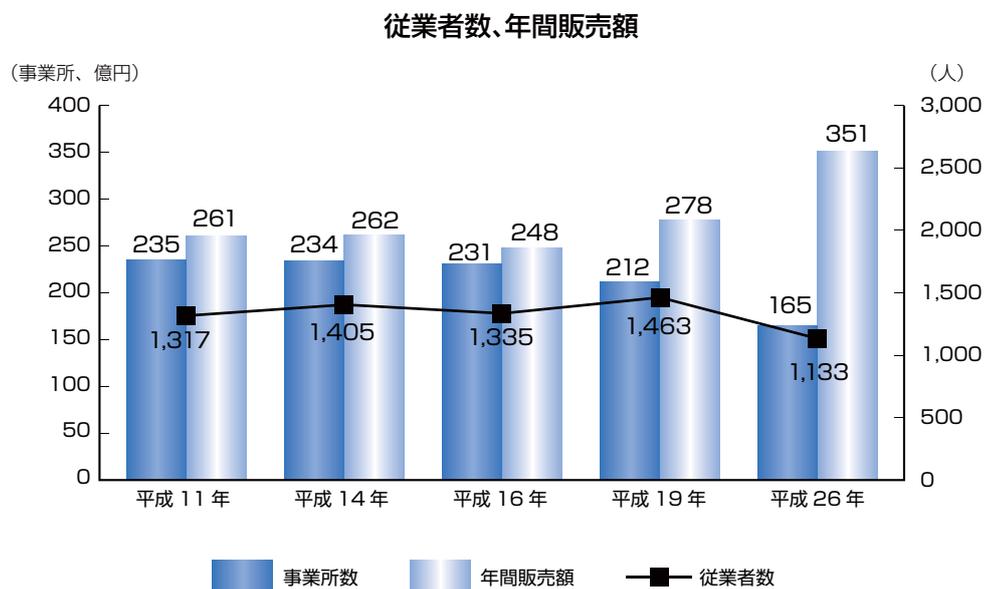
社会経済情勢の影響を受け、厳しい状況にあると考えられます。



(4)商業

平成19年までの推移をみると、卸売業・小売業の事業所数は減少し、従業者数と年間販売額は、概ね増加傾向にあります。本町は、まとまりのある商店街が形成されておらず、全体的に商店が減少している一方、大型店が進出していることなどにより、従業者数と年間販売額が増加していると考えられます。

平成26年の事業所数は165事業所、年間販売額は351億円であり、1事業所当たりの年間販売額は約2億1千万円となっています。



資料：商業統計調査
※平成26年調査について、平成19年以前の「商業統計調査」及び「経済センサス」との比較にあたっては、集計対象が異なるため、数値を単純に比較できない。

3 まちづくりに関する町民意識

「邑楽町第六次総合計画」の策定に当たり、町民の意識や要望などを聴取することを目的として、町民意向調査、町民広聴会、子ども広聴会を実施しました。その概要は、次のとおりです。

※調査結果の掲載は、主なものを抜粋しています。

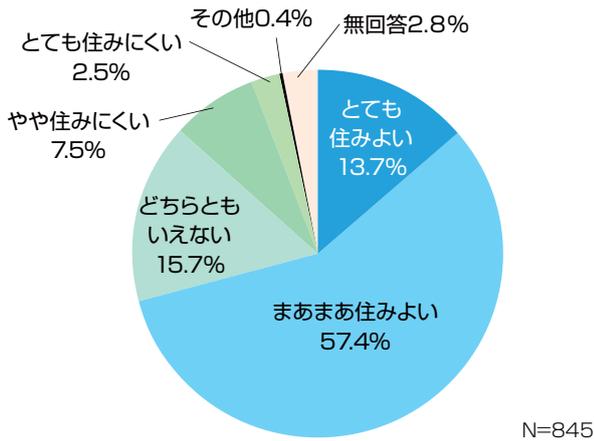
1) 町民意向調査

(1) 実施概要

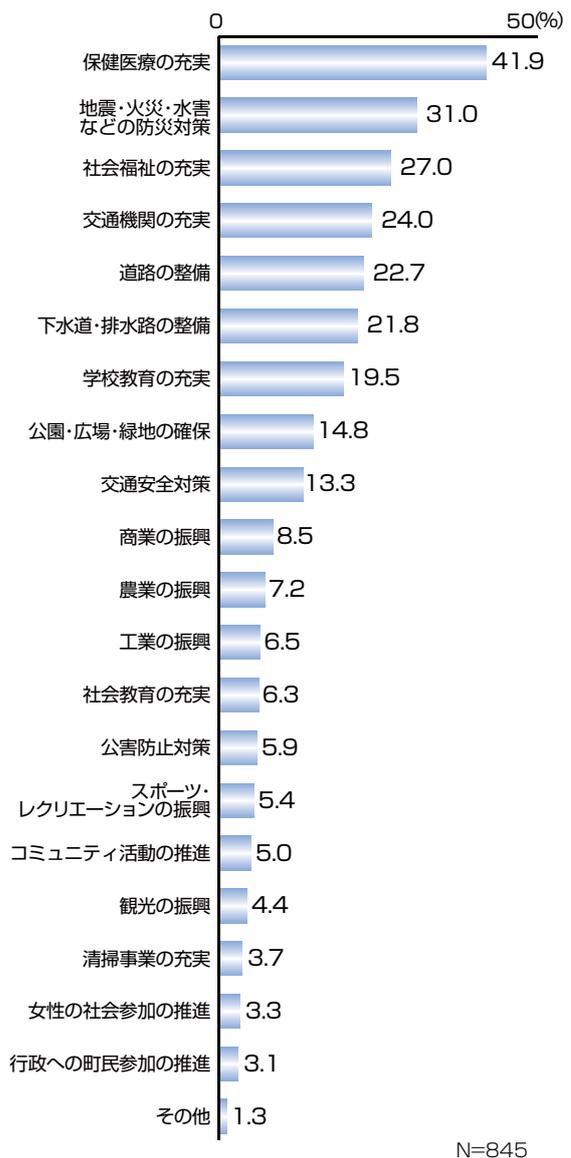
- 調査の実施期間：平成26年7月～8月
- 調査の対象：20歳以上、2,000人
- 回答の回収数：845票(回収率：42%)
- 調査の方法：郵送配布・回収

(2) アンケート調査から分かる町の現状とあり方

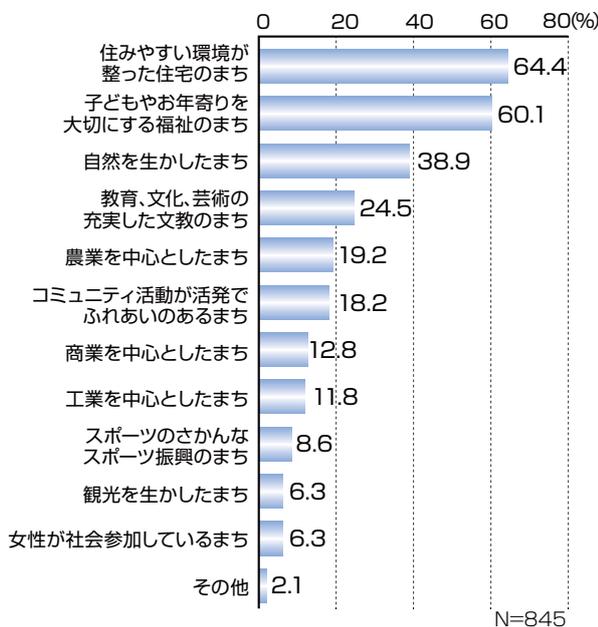
問 あなたは、邑楽町は住みよいと感じていますか



問 あなたは、次の施策のうち、特にどれに力を入れてほしいと思いますか



問 あなたは、将来の邑楽町がどのようなまちになることを望みますか



2)町民広聴会

(1)実施概要

開催場所	開催日	参加者
産業研修会館	平成27年7月21日(火)	18名
高島幼稚園	平成27年7月22日(水)	18名
東児童館	平成27年7月23日(木)	8名
邑楽町公民館	平成27年7月24日(金)	18名



(2)主な意見、要望など

暮らし・環境



- 住宅団地の確保や魅力のPRなどによる移住・定住の促進
- 空き家対策の検討(移住推進や高齢者サロンとして活用)
- 歩道整備の推進
- 適正な不用品回収やリサイクルの推進
- 全行政区参加の行事を通じた地域コミュニティの強化

健康・福祉



- 産婦人科の確保など医療の充実
- 高齢化に対応できる介護サービスの確保
- 子どもたちに対する福祉サービスと福祉教育の充実
- 地域での健康づくり活動の実施
- 高齢者の外出しやすい環境の整備と推進
- ウォーキングなどがしやすい公共空間の整備

仕事・産業



- 本町の工業団地の情報発信
- 意欲ある農業の担い手の支援と農地の集約化、農業の法人化
- 大学生のUターン促進、研究所の誘致など、若者の雇用促進施策

教育・文化・スポーツ



- 授業料免除など教育に係る経済的負担の軽減
- 中学校の統廃合と廃校の活用

防災・安全



- 防災活動の担い手の高齢化への対応
- 避難場所や避難行動支援体制の整備

広報・相談



- 本町の情報発信の充実
- 職員の資質の向上

総合計画の策定と運用



- 総合計画策定プロセスへの子どもたちの参画
- 町民との協働による総合計画の進捗状況の確認や検証

3)子ども広聴会

(1)実施概要

- 開催日:平成27年8月25日(火)
- 参加者:町内の小学生16名、中学生16名
- テーマ:本町の未来に期待するもの



(2)主な意見、要望など

暮らし・環境



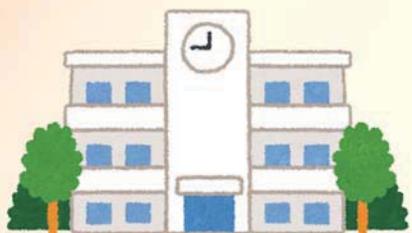
- 歩行者や自転車が安全に移動できる道路の整備 (防犯灯や歩道の設置、道路の維持補修、信号機の設置など)
- 大型の駅の設置
- 遊具や運動器具が充実した公園の整備
- ポイ捨てや不法投棄の防止
- 自然環境や緑の確保

仕事・産業



- 大型のスーパーやショッピングモールの誘致
- 書店や日用品販売店舗の誘致
- 「道の駅」の整備による地産地消の推進
- シンボルタワーの活用(入場料の見直し、イベントの開催)

教育・文化・スポーツ



- 保育園などの子どもを預かる施設の整備
- 小さい子どもが遊べる施設や花の多い施設の整備 (公民館、公園など)
- 学校施設の改善(階段のスロープ化、体育館の改築)
- 土日の学校施設の開放など開かれた学校づくりの推進
- 本町の歴史資料館の整備
- 科学を体験できる施設などの整備
- 子どもから高齢者まで楽しめるスポーツ施設の整備
- プールの整備
- 海外研修などグローバル教育の推進
- 交換留学、ホームステイの受入れなどの国際交流の推進
- 七頭舞の発表の機会の充実

4)パブリックコメント

(1)実施概要

- 意見の募集期間:平成27年12月1日(火)~12月25日(金)

(2)主な意見、要望など

基本計画の評価

- 成果指標による達成状況の把握と検証及び取組の改善

4 まちづくりの課題

時代の潮流や現状の把握及び町民意向を踏まえ、計画策定に関わる課題を次のように整理します。

1 やさしさと思いやりのある健やかな暮らしを構築する必要があります

本町においても、少子高齢化が進行していることにより、保健・医療・健康づくりや各種福祉の施策の充実、社会保障制度の周知は、重要な課題となっています。

そこで、保健・医療・健康づくりでは、総合的な医療サービスが提供できる包括的な地域医療体制や体系的な救急医療体制の整備充実、自ら取り組む生涯にわたる健康づくりの推進などが重要となっています。

また、福祉施策では、地域福祉活動を推進するためのサービスの体系化と条件整備、地域の連帯や社会福祉に対する理解と意識の高揚、総合的な高齢者福祉の充実、地域社会で安心して自立した生活を送るための総合的な障がい者施策、家庭と地域の連携を重視した子育て支援、自立・安定した生活のためのひとり親家庭への支援などが求められています。

さらに、社会保障制度では、国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険について、円滑な制度運営を図るとともに、国民年金制度の普及・啓発に努めることや、生活困窮者の相談支援活動も必要となっています。

2 安全に暮らせる地域環境を創造する必要があります

生活環境の向上のためには、町民ニーズが多様化するなか、消防・救急体制、防犯対策、防災のまちづくり、消費生活、住民相談の支援といった様々な分野での対応が必要となっています。

特に東日本大震災以降、防災・減災への町民意識は高まっており、建築物・構造物の耐震化の向上や避難機能を備えた公園などの整備、災害時を想定した定期的な避難訓練の実施など、ハード・ソフト両面からの対応が求められています。

さらに、町民が安心して生活するために、消防体制の充実と増加する救急・救助需要に対応し、救命率を向上させるための高度な体制整備が必要です。また、町民・企業・行政が一体となった防犯体制の確立が求められています。

3 活力ある産業活動の構築を支援する必要があります

本町の産業は、農業を中心としつつ、昭和30年代からの工業団地の造成により、工業が飛躍的に発展してきましたが、農業者の減少、長引く景気の低迷、産業構造の変化などにより、本町の産業は厳しい状況にあります。そのため、基幹産業である農業や工業の活性化に努めるとともに、商業の充実などに努め、町内の産業振興を図ることが課題となっています。

農業では、地産地消や6次産業化などに取り組み、担い手の育成や確保を図るとともに、農業生産基盤の整備、農村コミュニティの充実など、快適で豊かな農村環境の創出に努めることが必要となっています。

また、工業では、新たな工業団地の造成の検討及び企業誘致に努め、技術や担い手の資質の向上を商工会などと連携して支援を図ることが求められています。

さらに、商業や観光の振興を図りつつ、各産業の連携による相乗効果の発揮を図ることも、重要となります。

4 社会情勢の変化に対応した計画的で魅力ある都市基盤を整備する必要があります

少子高齢化を背景とした本格的な人口減少社会を迎え、これまでの成長や拡大を前提とした都市計画の枠組みから大きな転換が迫られています。そのためには今後も市街化区域内の都市基盤整備を推進するとともに、生活に必要な機能や魅力の向上を目指した土地利用の規制・誘導を図ることが課題となっています。市街化調整区域では、自然環境の保全と活用を図りながら、既存の集落地がコミュニティと良好な住環境を維持し、今後も衰退しないように都市基盤整備を推進していく必要があります。さらに、機能的な道路整備、交通安全対策、公共交通の利便性の向上などによる交通ネットワークの形成によって、誰もが移動しやすいまちづくりが求められています。

また、民間の宅地供給への適切な規制・誘導、住宅地の取得の支援、公園・緑地の確保、河川整備、街並み景観の向上などを進め、地域の特性を生かした良好な住環境の創出が必要となっています。

5 良好な自然環境と生活環境を保全する必要があります

本町は、美しい田園地帯に平地林が点在するほか、東部に白鳥の飛来する多々良沼があるなど、豊かな自然環境に恵まれた町ですが、近年の都市化により、農地や平地林の保全などが課題となっています。本町の水と緑の豊かな自然環境と美しい自然景観を後世に継承するため、都市化との整合を図っていく必要があります。

また、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭など、身近な生活環境に関する問題について、適切な対応を継続的に行うことが必要となっています。

6 創造性と個性を大切にした人と文化を育てる必要があります

次代を担う子どもたちの健やかな成長のため、本町では、質の高い学校教育の推進に努めています。また、地域社会と連携しながら、確かな学力と学ぶ意欲の向上、豊かな心の成長の支援など、魅力ある学校づくりにさらに努めていく必要があります。そのためには、学校運営に関するビジョンの明確化、教育内容と指導方法の改善・充実などを図ることが求められています。

また、町民誰もがいつまでも生きがいを感じながら、学習を続けることができるように、今後も、町民の学ぶ権利を保障し、生涯の各時期に応じた様々な学習機会や社会体育活動の場を提供し、充実した人生が送れるよう支援することが求められています。

さらに、本町の個性を育み、活性化につながる文化面では、町内の文化財の適切な保全・保護に努めるとともに、活用できる施設の整備が課題となっています。また、新たな文化創造に向けて、町民の芸術活動や文化活動の支援も必要となっています。

7 心がふれあう地域社会をつくる必要があります

本町では、地域活動の単位として「行政区」が設置され、地域における自主的な住民自治の推進、行政運営の円滑化など活動拠点として大きな役割を担っているものの、近年は核家族化や個々の価値観の多様化が進み、地域の連帯感や共同意識の低下を招いています。今後の良好な地域づくりに向けて、「行政区」での様々な活動を支援するとともに、地域活動に関する情報や活動機会の提供を図ることが求められています。

また、外国籍住民が暮らしやすい環境づくりや男女共同参画社会の実現、地域全体で青少年を守り育てていく体制の整備など、すべての人が大切にされる地域社会をつくる必要があります。

さらに、町民・行政それぞれの役割と責務を自覚し、町民と行政が一体となって、協働のまちづくりを推進することが求められています。

8 長期的な展望に立った健全で計画的な行財政運営に取り組む必要があります

近年の厳しい財政状況により、徹底した行財政改革や効率・効果的な行政運営を進めるとともに、長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営に取り組むことが必要になっています。また、町民目線による、満足度の高い行政サービスを提供することも求められています。さらに、多様化する町民のニーズに対し、町域を越えた行政サービスの向上と課題の解決に取り組むことも必要となっています。

第2編 基本構想



第1章

目指す町の将来像

1 将来像

「邑楽町第六次総合計画」におけるまちづくりの将来像を次のように定めます。
これは、本町の今後10年間のまちづくりの目標となるものです。

やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”

本町では、これまで「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」を将来像に掲げて、すべての町民が住みよい町と実感できるよう、まちづくりを推進してきました。

本町は、美しい自然環境に包まれて、子育て世代や高齢者をはじめ、誰もが助け合い、安心して日常生活を送ることのできる、人にやさしい町を目指してきました。

また、本町の立地を生かし、都市基盤を充実しつつ、魅力ある産業や文化活動を通して人と人との交流し、にぎわいと活気あるまちづくりに努めてきました。

「邑楽町第六次総合計画」においては、これまでの考え方を受け継ぎながら、町民と協働のまちづくりを進め、本町の魅力をさらに高め、本町に暮らす誰もが未来に向かって夢と希望が持てる「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」を将来像とします。

基本理念

「人口減少に対応した地域資源の活用と 少子化施策の充実で元気あるまちづくり」を進めます

- ・人口減少抑制を本町の最大課題として位置づけ、あらゆる分野で人口減少対策に取り組みます。
- ・新たな移住・定住施策や子育て支援策を行うことで、人口減少の抜本的な解決を目指します。
- ・福祉、健康、医療などの施策の充実を図るだけでなく、災害に備えた危機管理体制の強化や防犯体制の充実を行うことで安全・安心なまちづくりを進めます。
- ・地域・企業・行政が一体となり、今ある地域の資源・財産・町の魅力を最大限に生かしたまちづくりを進めます。



序説

基本構想

基本計画

参考資料

2 基本目標

「町の将来像」を実現するために、まちづくりの基本目標を次のように4つの視点で定めます。

基本目標1

誰もが健やかに安心して 暮らせるまちづくり

誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で、健康に暮らし、安心して子どもを産み育てられるよう、ライフステージに合わせた医療や健康・福祉に関する取組を進めます。また、防災対策や防犯・交通安全など、安全で安心して暮らせる生活環境をつくります。



基本目標2

快適な暮らしと魅力ある 産業があるまちづくり

計画的な土地利用や都市基盤の整備によって、暮らしや産業活動、人々の交流を支える、都市と自然のバランスのとれた便利で快適な町をつくります。また、地域特性を生かした産業の振興を図り、働く意欲のあるすべての人が生き生きと働ける環境をつくります。



基本目標3

豊かな心を育む
教育のまちづくり

保育園では、保育の質の向上を図り、また、幼稚園や小・中学校ではハード・ソフト両面で教育環境を充実し、未来を担う心豊かでたくましい子どもを育てます。また、地域全体でのスポーツ・文化などの生涯学習の取組を進め、誰もが生涯にわたって学び合い、自らの力や心を磨ける教育環境をつくります。



基本目標4

時代の変化に対応し町民に
信頼されるまちづくり

一人ひとりの個性を尊重するとともに、地域コミュニティ活動の活発化や町民と行政の協働によって、魅力ある地域社会づくりを進めます。また、効率的な行財政運営や広域行政の推進によって、町民に信頼される機能的な組織体制をつくります。



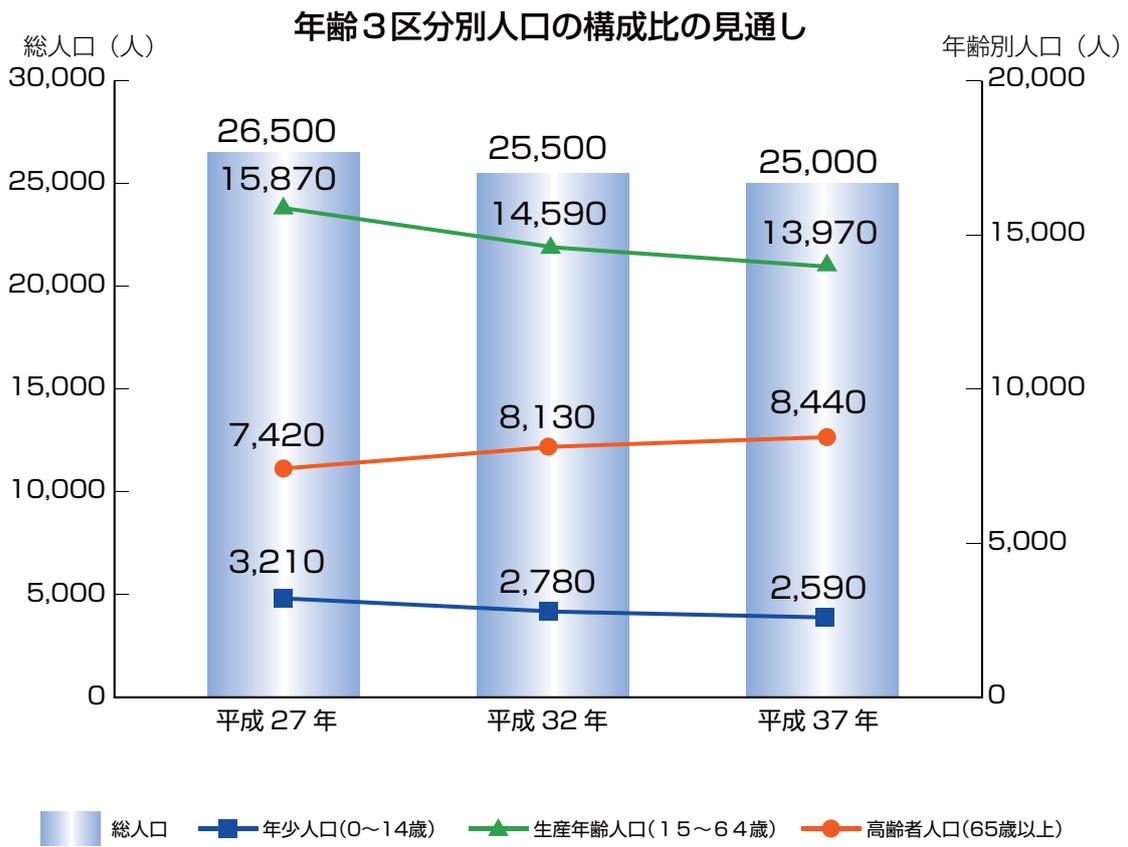
3 主要指標の設定

今後、本町においても人口減少や高齢化の進行が見込まれますが、子育て支援や産業振興をはじめ各種施策の推進によって、平成37年に総人口25,000人を維持することを目標とします。

総人口・年齢別人口の見通し

区分		平成27年	平成32年	平成37年
総人口		26,500	25,500	25,000
年齢別人口	年少人口(0~14歳)	3,210	2,780	2,590
	割合	12.1%	10.9%	10.4%
	生産年齢人口(15~64歳)	15,870	14,590	13,970
	割合	59.9%	57.2%	55.9%
	高齢者人口(65歳以上)	7,420	8,130	8,440
	割合	28.0%	31.9%	33.8%

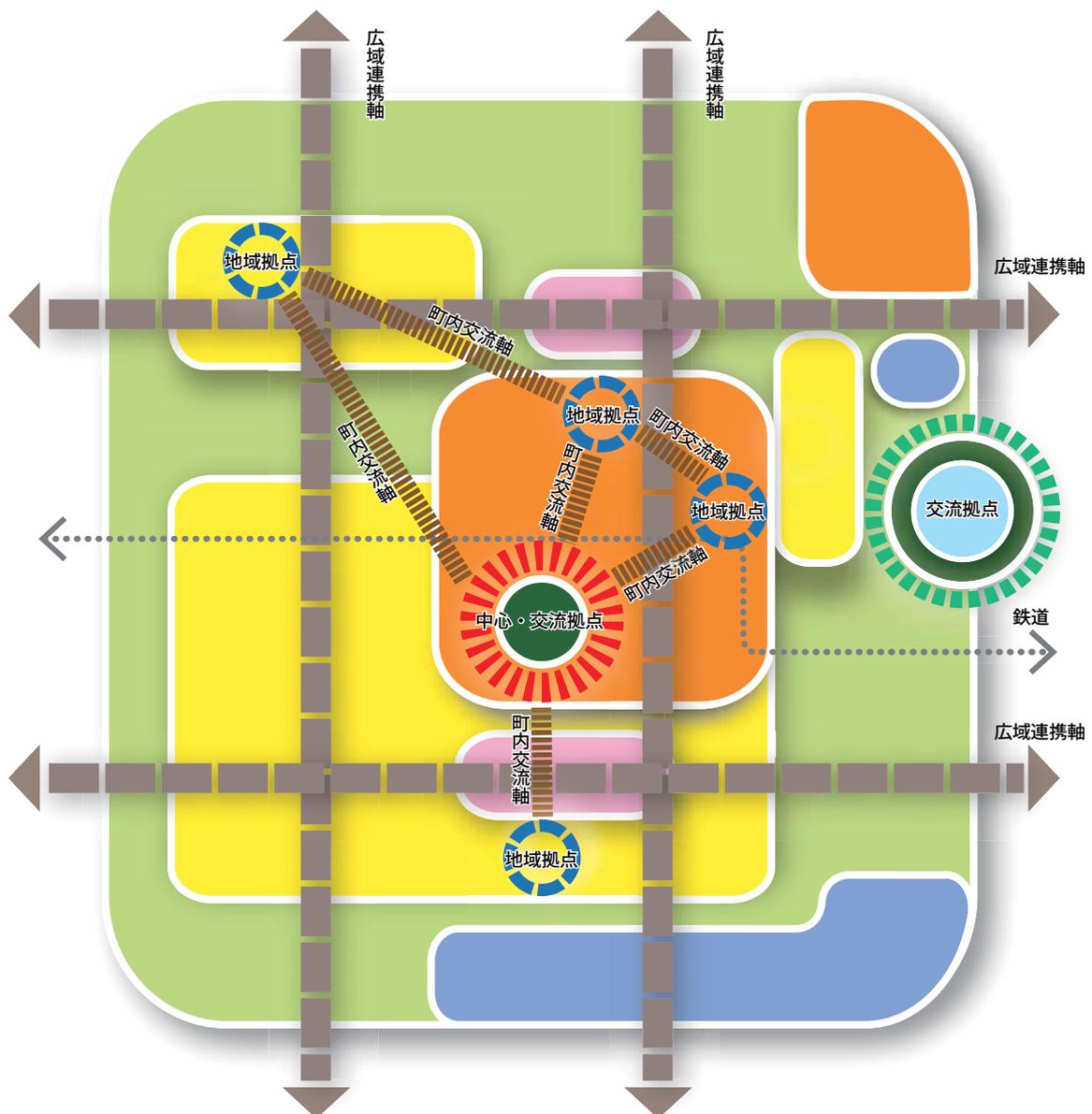
※各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。



4 将来都市構造

本町の将来像や基本目標を実現するために、将来に向けて目指すべき町の姿を、土地利用・拠点・軸の配置によって示します。また、土地利用・拠点・軸が十分に機能を発揮できるよう、それぞれについて詳細な考え方を示し、次のような構造を基本とし、まちづくりを進めていきます。

土地利用	本町の土地利用については、良好な生活環境の保全と向上及び町の活性化と発展のために、それぞれの土地利用の機能が十分に発揮できるよう計画的な活用を図ります。
拠点	本町の将来像を実現するために、地域資源を生かした特徴的な地域づくりを進めるべき地区を拠点として位置づけます。
軸	町内に配置する拠点が互いに連携を図るための町内交流軸と、周辺市町と交流・連携を図るための広域連携軸を配置します。



■土地利用

公園・緑地



公園・緑地や平地林などの適切な維持管理を促進し、豊かな自然環境の維持・保全を図る

農地



営農環境の向上を図りつつ、農地はもとより貴重な自然・緑地空間として維持・保全を図る

集落地



秩序ある土地利用を誘導し、生活基盤の整備などを進め、のどかで住みやすい環境の確保を図る

市街地



基盤整備を進め、住宅や商業店舗が集積する、にぎわいと魅力ある市街地の形成を図る

沿道商業地



商業施設や沿道サービス施設用地として活用できるよう、調査・研究を進める

工業用地



周辺環境への配慮、需要に応じた用地の拡大などにより、安全で活力ある工業用地の形成を目指す

池沼



多々良沼や中野沼の貴重な水辺の自然環境を維持・保全する

■拠点

中心・交流拠点



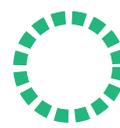
役場庁舎やおうら中央公園の周辺部において、本町の核となる都市機能の集積を図り、にぎわいを創出する

地域拠点



公共施設が集積する地域において、地域住民の交流・ふれあいの場としての機能拡充を進める

交流拠点



多々良沼公園一帯において、自然環境の保全を図るとともに、魅力の向上に努める

■軸

広域連携軸



周辺市町や他県と本町とを結ぶ機能を向上し、交流や産業の活性化などを図る

町内交流軸



町内の拠点と拠点を結び、魅力と活気あふれる町域を形成する

1)土地利用の方向性

(1)公園・緑地

多々良沼公園などの公園・緑地、また、町内に散在する平地林については、適切な維持管理を促進し、豊かな自然環境の維持・保全を図ります。

(2)農地

生産基盤である優良農地については、営農環境の向上を図りつつ、農地はもとより貴重な自然・緑地空間として維持・保全を図ります。

(3)集落地

市街化調整区域内に点在する既存の集落地については、秩序ある土地利用を誘導しつつ、必要な生活基盤の整備などを進め、のどかで住みやすい環境の確保を図ります。

(4)市街地

住居系・商業系用途地域として指定されている市街地については、必要な基盤整備を進め、住宅や商業店舗が集積する本町にふさわしい、にぎわいと魅力ある市街地の形成を図ります。

(5)沿道商業地

東西方向の広域連携軸の道路沿道の一部区間を「沿道商業地」として位置づけ、商業施設や沿道サービス施設用地として活用できるよう、引き続き調査・研究を進めます。

(6)工業用地

本町南部の鞍掛工業団地をはじめとする工業系用途地域においては、公害防止などの周辺環境に配慮した工業用地の維持に努めます。また、需要に応じた工業用地の拡大を促進し、企業誘致や町内に点在する工場の移転・集積などを図り、安全で活力ある工業用地の形成を目指します。

2) 拠点の方向性

(1) 中心・交流拠点

役場庁舎やおうら中央公園の周辺部を本町の中心・交流拠点として位置づけます。本町の核となる都市機能の集積を図り、行政・文化・レクリエーションなどの機能を備えた、多くの町民が往来するにぎわいあふれる拠点とします。

(2) 地域拠点

中野地域、高島地域、長柄地域、中野東地域において、公共施設やコミュニティ施設・文教施設が集積する地区に地域拠点を配置します。地域住民の交流・ふれあいの場として、機能拡充を進めます。

(3) 交流拠点

町外から多くの来訪者がある多々良沼公園一帯を交流拠点として位置づけ、自然環境の保全を図るとともに、魅力の向上に努めます。

3) 軸の方向性

(1) 広域連携軸

周辺市町あるいは他県との交流を促進するため、南北方向と東西方向に広域連携軸を配置し、交流人口の増加と産業や観光の活性化のための有効利用を図ります。また、東武鉄道小泉線においても、駅利用の利便性の向上を図り、広域連携軸としての機能向上に努めます。

(2) 町内交流軸

魅力と活気あふれる町域を形成するため、拠点と拠点を町内交流軸で結び、互いに連携することにより、一体感の醸成を図ります。

第2章 施策の体系

1 基本方針

本町の将来像を実現するために、4つの基本目標ごとに施策を具体的に進めていくうえでの方針として次の12項目を掲げます。

基本目標1 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり

基本方針1 地域で支え合う健康と福祉のまち

質の高い医療の提供、健康づくりの推進、地域福祉や社会保障の充実などによって、一人ひとりが元気に生活でき、地域でお互いに支え合える町を目指します。

基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち

核家族化やひとり親家庭の増加など家族形態の多様化に合わせ、若い世代の出産や育児の不安や悩みを解消し、安心して産み育てられる町を目指します。

基本方針3 災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち

消防・救急体制や災害応急体制を整備するとともに、防犯対策や交通安全対策などを充実することによって、災害に強く、犯罪や交通事故が起こりにくい環境を整え、多様な主体の連携によって暮らしの安全が確保された町を目指します。

基本目標2 快適な暮らしと魅力ある産業があるまちづくり

基本方針4 活力ある産業を育み働きやすいまち

地域資源を生かし、本町の主要な産業である農業や工業の振興を図るとともに、商業活性化のための取組に対する支援や観光活動の活発化に努め、意欲あるすべての人が生き生きと働ける町を目指します。

基本方針5 快適で利便性の高い都市基盤のまち

将来都市構造に基づいて適切な土地利用を誘導するとともに、都市基盤施設や宅地などの整備、公共交通の充実を進め、快適で便利な暮らしや産業を支える都市基盤の整った町を目指します。

基本方針6 自然と人が調和し環境にやさしいまち

豊かな水と緑に恵まれた自然環境を守るとともに、ごみの減量化や下水処理などの身近な生活環境に関する問題に取り組み、自然と人が共生する持続可能で美しい町を目指します。

基本目標3 豊かな心を育む教育のまちづくり

基本方針7 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち

幼児教育や学校教育の一層の充実を図るとともに、学校と家庭と地域が一体となった地域ぐるみで子どもたちを見守る仕組みをつくり、心豊かでたくましい子どもを育む町を目指します。

基本方針8 町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち

様々な学習やスポーツに、積極的に取り組みやすい環境を整備し、一人ひとりが生涯にわたって必要とする力を養い、その成果を社会に生かしていくことができる生涯学習社会の実現した町を目指します。

基本方針9 地域の歴史・文化を守り育むまち

天然記念物や埋蔵文化財・近代化遺産・伝統文化など、先人の遺した貴重な文化を後世に伝えるとともに、町民の芸術文化活動への参加を促進し、多くの人々が歴史や文化に親しむことのできる町を目指します。

基本目標4 時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくり

基本方針10 共生社会を実現するまち

地域や学校などのあらゆる場を通して人権について正しい理解を促し、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国籍住民など、すべての町民が等しく人権を尊重される町を目指します。

基本方針11 町民と歩む協働のまち

町民と行政が一体となって、地域の活性化や課題解決、身近な生活環境の改善などに取り組み、多様で魅力ある協働が活発に展開される町を目指します。

基本方針12 信頼に応える行財政運営のまち

本町を取り巻く環境の変化や様々な課題に対応しつつ、効率的な組織体制や安定した財政力を確保することにより、これからの時代にふさわしい持続可能で自立した行財政運営の行われる町を目指します。

2 体系図

本町の将来像を実現するために、4つの「基本目標」、12の「基本方針」、43の「施策」を次のように示します。

将来像	基本理念	基本目標	基本方針	施策
やせしやうと活気の調和した夢あふれるまち “いっしょ”	人口減少に対応した地域資源の活用と少子化施策の充実で元気あるまちづくり	基本目標1 誰もが健やかに安心して暮らせるまちづくり	基本方針1 地域で支え合う健康と福祉のまち	1 総合的な医療サービスの提供 2 健康づくりの推進 3 地域福祉活動の推進 4 高齢者福祉の推進 5 障がい者福祉の充実 6 社会保障制度の健全な運営
			基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち	7 子育て支援の充実 8 ひとり親福祉の充実
			基本方針3 災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち	9 消防力と救急体制の充実 10 防犯対策の推進 11 危機管理体制の整備 12 交通安全対策の推進 13 消費者の安全対策の推進 14 相談事業の拡充
		基本目標2 快適な暮らしと魅力ある産業があるまちづくり	基本方針4 活力ある産業を育み働きやすいまち	15 農業の振興 16 工業の振興 17 商業の振興 18 良好な就労環境の整備 19 観光活動の活発化
			基本方針5 快適で利便性の高い都市基盤のまち	20 計画的な土地利用の推進 21 交通環境の整備 22 緑と水辺の保全と整備 23 良好な住環境と市街地形成 24 安定した上水道の供給
			基本方針6 自然と人が調和し環境にやさしいまち	25 温暖化防止対策の推進 26 快適な生活環境の創造 27 循環型社会の形成
		基本目標3 豊かな心を育む教育のまちづくり	基本方針7 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち	28 幼児教育・保育の充実 29 質の高い学校教育の推進
			基本方針8 町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち	30 社会教育の振興と生涯学習社会の推進 31 青少年の健全育成 32 スポーツの振興
			基本方針9 地域の歴史・文化を守り育むまち	33 文化財の保護と活用 34 芸術文化の振興
		基本目標4 時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくり	基本方針10 共生社会を実現するまち	35 多文化共生・国際化の推進 36 人権の尊重・男女共同参画社会の推進
			基本方針11 町民と歩む協働のまち	37 地域コミュニティ活動の推進 38 情報共有と町民参画の推進 39 協働のまちづくりの推進
			基本方針12 信頼に応える行財政運営のまち	40 情報通信技術（ICT）の推進 41 効率・効果的な行政運営の推進 42 財政運営の健全性の確保 43 広域行政の推進

3 施策の概要

基本方針を実現するため、次の43の施策を掲げます。

基本方針1 地域で支え合う健康と福祉のまち

1 総合的な医療サービスの提供

総合的な医療サービスが提供できるよう、健康の保持・増進から疾病の予防・治療・リハビリテーションまで包括的な地域医療体制の確立に努めます。また、医療圏内外との連携を図り、体系的な救急医療体制の整備充実を図ります。

2 健康づくりの推進

町民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、自らが進んで健康づくりに取り組んでいけるよう、健康意識の普及に努めるとともに、母子保健の充実や健康チェック体制の強化、日常生活に根ざした健康づくり活動の充実など、生涯にわたる健康づくりの推進及び支援に努めます。

3 地域福祉活動の推進

家庭や地域の中で自立した生活を送れるよう、「邑楽町地域福祉計画」に基づき、福祉サービスの提供と「助け合い」「支え合い」の仕組みづくりを進め、地域の連帯や社会福祉に対する理解と意識の高揚を図ります。また、地域福祉に関わるNPOやボランティア活動の支援に努めます。

4 高齢者福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の保健・医療、在宅福祉サービスの充実、生きがい対策の推進、拠点施設の整備など、総合的な施策の推進に努めます。また、地域包括支援センターを中心に地域支援事業の充実を図ります。

5 障がい者福祉の充実

障がい者が地域社会のなかで安心して自立した生活を送れるよう、「邑楽町障害者福祉計画」に基づき、医療や福祉サービスの充実、啓発活動の推進、生活環境の整備など、地域住民や関係機関と連携しながら、きめ細かく総合的な施策を推進します。

6 社会保障制度の健全な運営

安心の支え合いである社会保障制度を維持するため、生活困窮者の相談援助活動の強化や自立更正の支援、「邑楽町介護保険事業計画」に基づくサービス供給基盤の充実や健全財政に努めます。また、国民健康保険の広域化や保健事業活動の推進、国民年金制度の普及・啓発、県との連携による後期高齢者医療制度の円滑な運営を図ります。

基本方針2 安心して子どもを産み育てられるまち

7 子育て支援の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、妊婦健康診査や乳児のいる家庭への訪問、出産祝金の支給、子育て支援センターによる相談事業、小学生を対象とした学童クラブの充実など、妊婦から就学時まで切れ目のない施策で、子育て環境の充実を図ります。

8 ひとり親福祉の充実

ひとり親家庭の生活の自立や安定を支援するため、関係機関と緊密に連携しながら、生活や就労などの問題に対して相談・助言・情報提供に努めるとともに、低所得世帯への福祉貸付制度の周知や、児童扶養手当等の各種制度の充実を図ります。

基本方針3 災害に強く犯罪や事故の少ない安全なまち

9 消防力と救急体制の充実

町民の生命・財産を守るため、消防職員の確保や施設・設備の整備、火災予防活動の推進によって消防力の充実・強化を図ります。また、救命率を向上させるための高度な救急・救助体制の整備や応急手当処置の普及などの推進に努めます。

10 防犯対策の推進

犯罪や非行を防止するため、「安全安心まちづくり推進条例」に基づき、町民の自主的な防犯活動を促進させるとともに、警察や防犯関係団体などとの一体的な防犯体制の整備、教育施策などとの連携により、犯罪の起こりにくい環境の整備を図ります。

11 危機管理体制の整備

災害時に対応できるよう、「邑楽町地域防災計画」に基づき、建物や構造物の耐震・耐火性を高めるとともに、町民の防災意識の高揚を図ります。また、発災時の情報収集、周辺市町などとの相互応援、物資の調達などに係る体制の整備に努めます。

12 交通安全対策の推進

交通事故を無くし死亡者ゼロを目指します。特に、高齢者や子どもに対する交通安全教育や交通安全運動を積極的に推進します。また、道路反射鏡などの交通安全施設の整備や公安委員会と連携し適切な交通規制の導入などを図り、安全で快適な交通環境の充実に努めます。

13 消費者の安全対策の推進

町民の消費生活の安定と質的向上に向けて、消費生活センターを充実・強化するとともに、消費生活相談員による出前講座や広報紙・ホームページなどでの情報提供を通して積極的な啓発活動に取り組みます。また、企業に対して、品質規格の表示、契約関係の明確化など、適正な指導と監視に努めます。

14 相談事業の拡充

生活のなかで生じる不安解消のよりどころとなる相談事業をさらに推進するため、専門的支援を行うための法律相談事業と生活相談事業を拡充するとともに、関係機関と連携しながら幅広い相談内容に対応できる体制の拡充を図ります。

基本方針4 活力ある産業を育み働きやすいまち

15 農業の振興

農業の健全な発展に向けて、優良農用地の有効利用や担い手の育成・確保を図るとともに、地産地消や6次産業化の推進などに努めます。また、集落道路などの生活環境基盤の整備や農村コミュニティ活動の支援によって、快適で豊かな農村環境の創出を図ります。

16 工業の振興

本町の主要産業である工業の振興に向けて、新たな工業団地造成の促進を図り、優良企業の誘致や工業団地外の工場の移転による効率化に努めます。また、技術や担い手の資質の向上を商工会と連携して支援を図り、生産基盤の強化を推進します。

17 商業の振興

本町の商業活性化のため、商工会との連携を強化し、融資制度の充実、情報交換会やイベント開催の支援、後継者や担い手の育成などを図ります。

18 良好な就労環境の整備

働く意欲のあるすべての人の雇用の安定化を目指し、様々な労働ニーズと社会変化に対応した就業機会の拡大・確保に努めます。また、勤労者福祉施設の充実やワークライフバランスの実現に向けた支援などにより、勤労者を取り巻く環境の向上を図ります。

19 観光活動の活発化

観光を本町の産業として育成するため、シンボルタワーを中心としたおうら中央公園や多々良沼公園を本町の観光の拠点として活用を図ります。また、イベントの開催や内容の充実及びPR活動のほか、特産品開発の調査・研究など、ソフト面での施策を推進します。

基本方針5 快適で利便性の高い都市基盤のまち

20 計画的な土地利用の推進

コンパクトで暮らしやすい市街地・集落地の形成と、自然や産業活動と調和のとれたまちづくりを進めるために、適正な土地利用の規制・誘導や効率的な基盤整備の促進などを図ります。

21 交通環境の整備

交通利便性を高めるため、広域的な幹線道路や身近な生活道路の整備を進め、機能的な道路ネットワークの充実を図ります。また、鉄道交通のアクセス改善を関係機関へ要請するとともに、公共バスの運行継続や町内バスのネットワークの構築に努めます。

22 緑と水辺の保全と整備

多々良沼公園などの緑と水辺を本町の魅力として伸ばすとともに、災害に対応した安全な空間を確保するため、公園や河川の整備、平地林をはじめとした自然環境の保全、自然と市街地が調和した景観整備を図ります。

23 良好な住環境と市街地形成

定住や移住促進につながるよう、土地区画整理事業の促進や町営住宅の整備などによって良好な住環境の形成を図るとともに、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に基づき、快適な市街地の形成を図ります。

24 安定した上水道の供給

安定した水の供給を実現するため、水道事業の広域化によって、施設、情報、水資源等の経営資源の共有化と効率的な活用を図り、運営基盤の恒久的な維持向上と技術の継承を含めた事業運営により、水道利用者へ均一で質の高いサービスの提供を推進します。

基本方針6 自然と人が調和し環境にやさしいまち

25 温暖化防止対策の推進

良好な地球環境や限りある資源を次世代に引き継ぐため、環境学習などによる意識啓発に努め、家庭、職場、地域における積極的な活動を推進します。また、省エネルギー対策に加え、エネルギーの利用効率の向上、再生可能エネルギーの導入を図ります。

26 快適な生活環境の創造

公害を未然に防止し、快適な生活環境を創出するため、環境に対する町民や企業の意識や理解を高めるとともに、企業との公害防止協定の締結、不法投棄に対する監視の強化、環境に関する情報共有の迅速化に努めます。

27 循環型社会の形成

環境への負荷を軽減するため、ごみの分別・減量化・資源の有効利用を推進するとともに、地域特性などを考慮した公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置、衛生・効率的なし尿処理、廃棄物処理施設の整備を推進します。

基本方針7 子どもたちの豊かな心と生きる力を育むまち

28 幼児教育・保育の充実

幼児教育や保育の質の向上のため、幼保一体化の推進や職員の適切な配置を図るとともに、環境衛生の向上や事故の防止などに努め、子どもが安心して楽しく社会生活に必要な経験を得られる環境の充実を図ります。また、その後の学校教育に円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。

29 質の高い学校教育の推進

児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の成長に向けて、教育内容と指導方法を改善・充実するとともに、教職員の資質の向上と学校教育の活性化を図ります。また、教育施設の防犯や環境対策など総合的な教育環境の改善に努めます。

基本方針8 町民の学ぶ意欲と創造力を育むまち

30 社会教育の振興と生涯学習社会の推進

すべての人々が生涯を通して学び、生き生きとした生活を送ることができるよう、社会教育活動を展開します。また、その基盤となる社会教育・生涯学習施設の整備や活用、職員体制の充実、様々な学習機会の提供、関係団体の連携強化に努めます。

31 青少年の健全育成

乳児期から青年期までの健全な成長と社会的な自立を総合的に支援するため、関係団体の連携と組織化の促進を図り、地域社会全体で青少年を守り育てる体制づくりを進めます。

32 スポーツの振興

町民総参加の体育スポーツ活動を推進するため、各種体育スポーツ施設の有効活用や指導者養成・指導体制の確立に努めます。スポーツ団体やクラブなどの組織の充実と活動の活性化、教室・大会の開催、健康を志向したスポーツや運動習慣の普及・拡大などを図ります。

基本方針9 地域の歴史・文化を守り育むまち

33 文化財の保護と活用

貴重な文化財を後世に伝え、郷土愛を醸成するため、専門知識を持つ職員や町民ボランティアを育成し、文化財の調査や適切な管理を行うとともに、文化財を学校教育や社会教育、観光活動などまちづくりに活用します。

34 芸術文化の振興

芸術文化を通じて、一人ひとりの生きがいと地域の交流を広げるため、文化活動の拠点となる中央公民館を活用しながら、自主的な文化活動の支援、芸術文化に関する情報の提供、新たなイベントの開催などに取り組みます。

基本方針 10 共生社会を実現するまち

35 多文化共生・国際化の推進

町民の国際交流を推進するために、国際理解を深める情報の提供や学習環境の充実を図り、国際的な広い視野をもった人材を育成するとともに、外国籍住民にとって暮らしやすい環境づくりに努めます。

36 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

誰もが人権を尊重した考えと行動をとることができるよう、国・県・学校及び団体などの関係機関と連携しつつ、町民や企業への人権・男女共同参画に関する意識の普及に努めるとともに、人権侵害等の相談・支援の充実を図ります。

基本方針 11 町民と歩む協働のまち

37 地域コミュニティ活動の推進

地域活動が活発に行われるよう、老朽化した施設の整備や地域のリーダーの育成などの施策を推進します。また、行政区での様々な活動に関する情報や活動機会の提供を図ります。

38 情報共有と町民参画の推進

地域ニーズを反映した住民満足度の高いまちづくりを進めるため、町民参画による計画づくりに努めるとともに、各種刊行物や情報通信技術の活用によって効果的な広報・広聴活動を推進します。また、本町への移住・定住を促進するため、本町の魅力を広く発信します。

39 協働のまちづくりの推進

町民・地域・行政が協力して活力あるまちづくりを進めるため、情報の共有や学習機会の提供などによって一人ひとりのまちづくりへの関心を高めます。また、まちづくり活動に関する相談機能や補助制度の充実などにより、主体的な活動の推進を図ります。

基本方針 12 信頼に応える行財政運営のまち

40 情報通信技術(ICT)の推進

行政サービスの向上や業務の効率化を進めるため、情報セキュリティ体制を強化し、日常的な手続や社会保障及び防災など各種場面で情報通信技術の活用を図ります。また、誰もが情報通信技術を活用できるよう、学校教育や社会教育を通じて情報教育を推進します。

41 効率・効果的な行政運営の推進

町民サービスの質を低下させることなく無駄のない効率的な行政運営を図るため、選択と集中による計画的な事業を推進します。また、機能的な組織の構築と公共施設の適正な管理を図ります。

42 財政運営の健全性の確保

多様化する行政需要に対応するため、社会・経済情勢の動向に留意し、自主財源の確保と依存財源の活用に努めます。また、徹底した経費節減を図り、長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営に取り組みます。

43 広域行政の推進

広域化する行政需要に対応し、町域を越えた行政課題に積極的に取り取り組むため、県・周辺市町と連携し広域的視点に立った行政運営を推進します。

4 最重点施策

●子どもを産み育てやすい環境の整備

少子化が進むなか、今後のまちづくりを担う子どもたちを育み、若い世代が住みたいと思う町にします。

<施策7>子育て支援の充実

◆安心して出産できる支援の充実 ◆子育て環境の充実 ◆子ども医療制度の充実

<主要事業>

- ファミリー・サポート・センター事業 ●認定こども園の開設 ●乳児家庭全戸訪問事業
- 乳幼児健診・相談事業 ●子ども医療費無料化事業

●産業振興の推進

雇用や賑わいを創出するため、本町の主要産業である農業や商工業を振興するとともに、新規の産業団地の造成を図ります。

<施策15>農業の振興

◆持続可能な農業経営の確立

<主要事業>

- 農業振興対策事業
- 農地中間管理事業
- 農用地利用集積促進事業
- 人・農地問題解決加速化支援事業
- 多面的機能支払事業

<施策16>工業の振興

◆企業誘致の推進

<主要事業>

- 企業誘致推進事業

<施策17>商業の振興

◆商業の振興

<主要事業>

- 商工団体育成支援事業
- 中小企業の経営安定化に向けた融資事業
- 商工支援事業
- 創業支援事業

重点施策

●健康・高齢者福祉の充実

高齢化が進行するなか、高齢者がいつまでも地域で生き生きと暮らせる町にします。

<施策1>総合的な医療サービスの提供

◆高齢者医療の充実（地域包括ケアシステムの構築）

<施策2>健康づくりの推進

◆健康増進活動の充実

●災害に備えた危機管理体制の強化

地域における防災力を向上し、「自助・共助・公助」による「防災・減災」のまちづくりをすすめます。

<施策9>消防力と救急体制の充実

◆消防力の充実・強化

<施策11>危機管理体制の整備

◆地域の防災力の向上 ◆災害応急体制の整備

●教育・文化の向上

「豊かな心」と「確かな学力」を育むとともに、町民の文化活動をさらに充実させます。

<施策29>質の高い学校教育の推進

◆教育内容の改善・充実

<施策30>社会教育の振興と生涯学習社会の推進

◆生涯学習推進支援体制の充実
（中央公民館の建設及び活用）

第3編 基本計画(前期計画)



1 総合的な医療サービスの提供

現状

- 地域医療や地域保健を取り巻く環境は、生活習慣病の増加による疾病構造の変化や町民の医療に関する意識の高まりなどにより大きく変化しています。また、高齢化の進行により、医療・保健に対する需要はますます増大しています。
- 救急医療は、医師会及び歯科医師会による在宅当番医制が実施されています。さらに、二次救急医療体制として、館林厚生病院を中心に対応しています。

課題

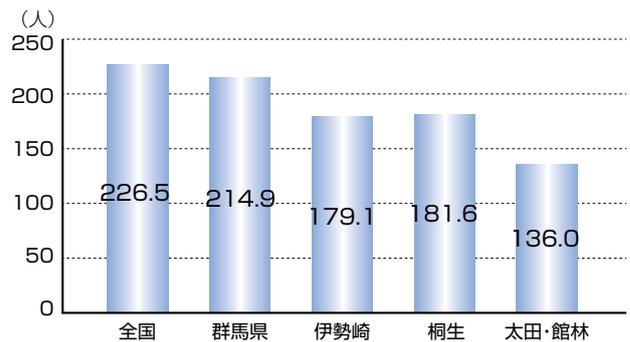
- 医療費を抑制しながら将来にわたり安心な医療供給体制を構築していくために、町民・医療機関・行政がともに地域医療に対する認識を深め、それぞれの役割で地域医療を支えることが必要です。
- 町民が安心して適切な医療を受けられるように、医療の施設や体制の充実だけでなく、在宅医療・介護連携についても推進が求められています。また、在宅医療需要の増加により、人材の確保も図る必要があります。
- 小児科や産婦人科などの医師不足を解消し、若い世代が安心できる地域医療体制の確立を図る必要があります。
- 「かかりつけ医」の一層の普及・定着を図り、医療機関の役割分担や町民の健康管理、病気の予防を進めていく必要があります。
- 搬送患者の増加や地理的条件により医療圏外病院に搬送される場合も多く、また、医療圏外からの搬入もあり、受入れ体制の充実が望まれています。

医療施設数及び館林厚生病院の病床数

区分		施設数	病床数
邑楽町	病院	1	80
	一般診療所	12	—
	歯科診療所	10	—
広域	館林厚生病院	1	329
合計		24	409

資料：健康福祉課(平成26年)

二次医療圏別の医療施設従事医師数(人口10万人当たり)



資料：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査(平成24年)」に基づき群馬県医務課が推計

目的

町民誰もが、いつでも、どこでも、安心して適切な医療を受けられる体制を整える。

成果指標と目標値

指標名		現状値(H27)	目標値(H32)
中核病院である館林厚生病院の常勤医師の確保	小児科	1人	3人
	産婦人科	0人	3人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 地域医療体制の確立

- 高度な専門医療機器の充実と病診連携システムの整備を推進するとともに、医療に携わる人材の育成を支援します。
- 子どもを安心して産み育てられるように、医師等の確保や小児・産科医療の充実を図るとともに、近隣市町の医療機関との連携を強化し、地域全体での医療体制の充実を図ります。
- 町民誰もが安心して医療を受けられるように、医師会や歯科医師会、薬剤師会などの関係機関と連携し、良質な医療サービスの提供を推進します。
- 「かかりつけ医」による一次医療を周知するとともに、在宅医療の情報を提供します。
- 医療機関の適正利用や正しい知識について、町民への普及・啓発に努め、町民自らが地域医療を支える意識の醸成を図ります。

(2) 高齢者医療の充実

- 介護保険制度による事業を通じて、在宅での医療・看護・リハビリなどを推進します。また、在宅医療を支えるため、地域関係機関との連携を強化するとともに人材の確保を図ります。
- 地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議、医療と介護の連携など、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムの基礎づくりを推進します。

(3) 救急医療の充実

- 救急医療、当番医制度などの救急医療知識の普及・啓発に努めます。
- 館林厚生病院をはじめとする救急指定病院と協力病院による、救急患者の受入れ体制の整備・充実を図ります。
- 救急患者発生時の効率的な搬送を維持するため、県医療圏内外病院との相互協力を推進します。
- 高度救急医療体制の強化と充実のため、救急救命士・救急隊員の増強、資機材の整備を推進します。

主な事業

- ・ 医療対策事業
- ・ 救急医療事業
- ・ 地域包括ケアシステム構築事業 など

協働の取組

- かかりつけ医制度の理解

注釈 救急医療…休日・夜間に外傷や急病になった人や救急車で搬送される傷病者に対する医療。
 当番医制度…地区医師会の診療所などが、休日・夜間に当番制により、比較的軽症の急病者の診療を受け持つ体制。
 医療圏…地域の実情に応じた医療を提供する体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位。

2 健康づくりの推進

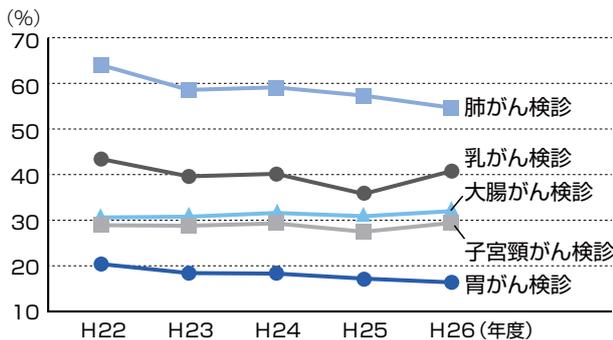
現状

- 本町では、町民一人ひとりが生涯にわたり、健康で豊かな生活が送れるよう、食生活や運動などの望ましい生活習慣づくりに取り組んできましたが、依然としてがん・循環器疾患・糖尿病などの生活習慣病になる人は増加傾向にあります。また、核家族化や共働き世帯の増加などにより、食生活が大きく変化し、栄養の偏りや食習慣の乱れにつながっています。
- 平成 27 年度に本町の健康づくりの指針となる「邑楽町健康増進計画・食育推進計画」を策定し、町民の健康づくりに取り組んでいます。
- 本町では、町民の健康づくりや健康管理のため、保健センターを拠点に、母子保健、生活習慣病予防、精神保健、感染症予防などの各分野にわたり、健康診査、健康相談、健康教育、予防接種などの各種保健サービスを継続して実施しています。

課題

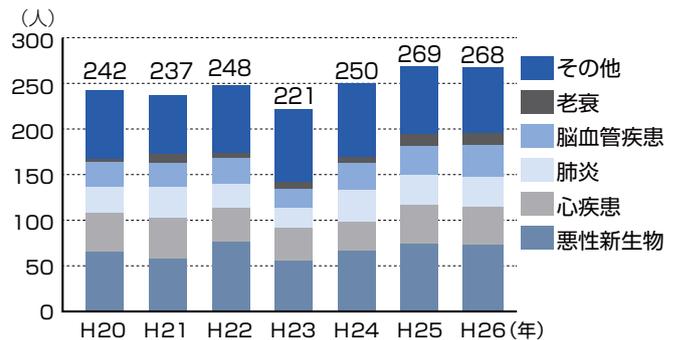
- 疾病の予防意識や検診受診率を向上させるため、健康問題などの情報提供による意識づけや定期的な健診実施の体制などの充実が求められています。
- 新型インフルエンザなどの感染症、ストレス社会における精神障がいの発病、家庭内での虐待など、近年問題となっている身体や精神面の健康を阻害する要因について、関係機関と連携しながら対応を図ることが求められています。
- 地域に根づいた健康づくり運動を推進するため、保健推進員による地区組織活動を充実させていく必要があります。
- 食生活は生きる上での基本であり、食に関する知識と選択力を習得することで、健全な食生活を実践できる人を育てることも求められています。

がん検診受診率



資料：受診率は県の推計値の対象者数に基づいて算出

主な死因の死亡数



資料：群馬県保健福祉統計年報

目的

町民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、自らが進んで健康づくりに取り組み、生涯にわたって健康が維持できる町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値 (H25)	目標値 (H32)
大腸がん検診受診率	30.9%	35%
糖尿病による死亡者数 (人口10万人当たり)	22.5人	17人

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）健康意識の普及・啓発

- 健康意識の普及・啓発のため、保健センターを拠点に健康教室の開催などを推進します。
- 広報紙・ホームページなどを活用した情報提供により、健康意識の普及・啓発活動を推進します。

（2）健康チェック体制の強化

- 生活習慣病の予防のため、適切な生活習慣の啓発・指導に努めるとともに、疾病の早期発見・早期治療を目的に、町民の利便性を高めた健診体制の整備を図ります。
- 死亡原因のトップとなっているがんを早期に発見するため、健康教育に努めるだけでなく、胃がん・大腸がん検診や女性特有のがん検診など、各種がん検診事業を推進します。

（3）感染症予防対策の強化

- 各種感染症の情報提供により予防知識の普及・啓発をするとともに、新型インフルエンザなどの新たな感染症について、発生時に早期対応できる体制の整備などを図ります。

（4）精神保健体制の充実

- ストレス社会にあって精神面の健康管理が重要となっていることから、相談体制の充実、訪問による課題把握、関係機関との連携強化を推進します。
- 自殺予防対策として、その要因となっているうつ病などに関する講演会や相談活動を充実します。

（5）健康増進活動の充実

- 健康づくりの基本要素である栄養・休養・運動を総合的に行うため、保健センターを中心として健康診査、生活・運動指導などを推進します。
- 健康ウォーキングなど、主体的かつ継続的に取り組める健康増進活動の充実と参加の呼びかけに努めます。
- 健康増進を推進する人材や自主サークルの育成、地域での活動支援を図ります。
- 高齢者が元気に暮らせるように、介護予防活動を推進します。

（6）食育の推進

- 健全な身体と心を育むため、食に関する知識の普及・啓発や食育に関連する教室等の開催により、正しい食生活習慣からの健康づくりを推進します。

主な事業

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| ・ 相談・教育事業 | ・ 健康診査事業 | ・ がん検診事業 |
| ・ 予防接種事業 | ・ 感染症対策事業 | ・ 訪問指導事業 など |

協働の取組

- がん検診の積極的な受診
- 家庭での食育の推進

注釈 食育…様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること（食育基本法）。
 新型インフルエンザ…季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるウイルス。

3 地域福祉活動の推進

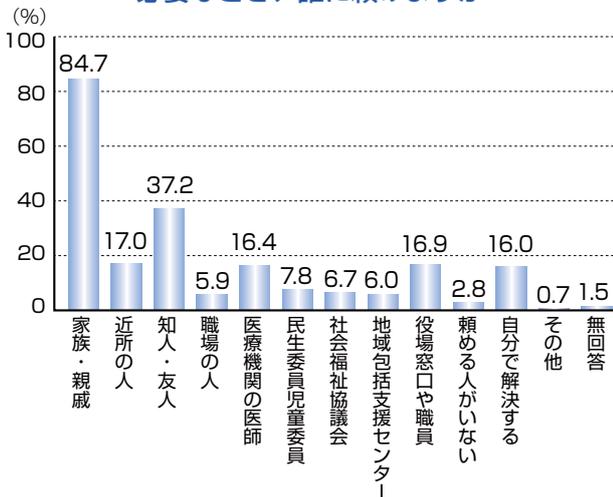
現状

- 少子高齢化や核家族化の進行により、地域における課題や福祉ニーズが複雑・多様化しています。また、要介護者や障がい者など、地域で支援が必要な方が増加傾向にあります。
- 本町では、今後も増加が見込まれる福祉需要に対応し、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合いながら、誰もがその人らしい生活を送れることを目的とした「邑楽町地域福祉計画」を平成27年度に策定しました。

課題

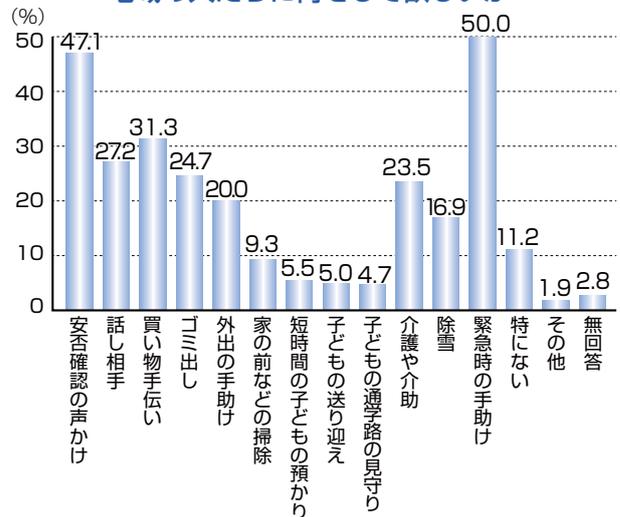
- 個人や家族の力に頼るだけでなく、民生委員・児童委員や町民団体及び社会福祉協議会などと連携しながら、要支援者に地域住民が主体的に関わることで、地域全体で支えていくことが求められています。
- 今後、要支援者はますます増加すると予測され、「邑楽町地域福祉計画」の方針でもある、関係機関・福祉団体・NPO(非営利団体)・ボランティアなどとの協働により、地域社会の連携意識を高め、きめ細やかな福祉サービスの提供を推進することが求められています。
- 地域福祉に関する活動への町民参加の促進と活動支援を行うことが求められています。
- 避難行動要支援者名簿に基づき、地域の協力を得ながら、安否確認や避難誘導等の支援体制を整備する必要があります。

暮らしの中で相談や助けが必要なとき、誰に頼みますか



資料：地域福祉計画アンケート

日常生活が不自由になったとき、地域の人たちに何をしたいか



資料：地域福祉計画アンケート

目的

町民誰もが家庭や地域のなかで「その人らしい自立した生活」を送ることができるように、地域での「助け合い」「支え合い」の体制を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
ボランティア団体数	5	7
NPO法人数	6	8

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）地域福祉計画の取組

- 地域福祉を推進するために、誰もが住みなれた地域で安心して自立した生活が送れるよう「助け合い」「支え合い」の関係・仕組みを構築します。

（2）福祉思想の普及・啓発

- 広報紙・ホームページを活用し、講演会の開催や福祉活動、人権擁護などに関する情報を提供するなど、あらゆる機会を通して地域福祉の啓発に努めます。
- 子どもを対象とした福祉教育を充実するため、「社会福祉協力校フォローアップ（小・中学校）」の指定などを推進します。

（3）民生委員・児童委員活動の充実

- 民生委員・児童委員の協議会活動の推進・充実、関係機関との連携の強化を図ります。

（4）社会福祉協議会の充実

- 事務局体制の充実のため、職員の資質向上、福祉専任職員の増員を図ります。
- 協議会の健全な財政運営のため、協議会会員への加入促進や共同募金配分金の確保など、財源の安定に努めます。
- 「邑楽町地域福祉活動計画」を推進するため、地域での福祉活動の様々な担い手と協力して取り組みます。

（5）NPO・ボランティア活動の育成

- 町民の自主的な福祉活動を促進するため、ボランティア意識の啓発に努めます。
- 福祉団体や民生委員・児童委員などの連携・協力のもと、専門技術ボランティアの発掘、地域ボランティアグループの育成、独身者の出会いや結婚の支援などを図ります。

（6）助け合い運動の推進

- 助け合いの精神を町民に呼びかけ、各種募金活動を推進します。
- ひとり暮らしの高齢者などが安心して日常生活が送れるよう、地域での見守りが行える体制や仕組みづくりを検討します。

（7）避難行動要支援者の行動計画策定

- 避難行動要支援者名簿に基づき、名簿対象者への支援方法について、自主防災組織や関係機関と検討し、行動計画を策定します。

主な事業

- | | | |
|-----------------------|------------------|-----------------|
| ・「社会福祉協力校フォローアップ」指定事業 | ・福祉関連講座開催事業 | ・広報物発行事業 |
| ・民生委員児童委員活動事業 | ・社会福祉協議会運営費補助事業 | ・専門技術ボランティア登録事業 |
| ・地域ボランティアグループ育成事業 | ・災害時要援護者避難支援推進事業 | ・結婚サポーター養成事業 |
| ・出会いの機会提供事業 など | | |

協働の取組

- ボランティア活動への参加

注釈 社会福祉協力校フォローアップ（小・中学校）…特色を生かした福祉教育を実践する小・中学校の継続支援。
避難行動要支援者名簿…災害対策基本法に基づき作成する、災害発生時の避難などに特に支援を要する方の名簿。

4 高齢者福祉の推進

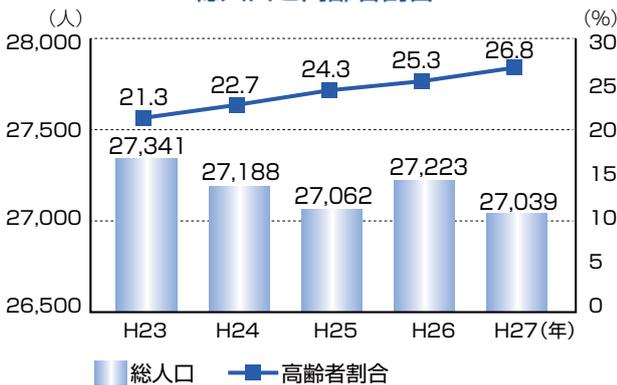
現状

- 本町における高齢者の人口(65歳以上)は、平成27年3月末7,245人で、総人口の26.8%を占めています。平成22年の5,711人に比べ、1,534人の増加(高齢化率6%増加)を示しており、今後も増加が予測されます。
- 高齢化の進行により、支援を必要とする高齢者は増加しています。さらには、核家族化の進行や単身高齢者世帯の増加により、家族などからの支援が受けにくい状況になってきています。
- 本町では、平成27年に策定した「第6期邑楽町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者保健福祉サービスや介護予防対策などの様々な分野で保健・福祉・医療サービスの充実に努めています。

課題

- 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるように、各自の状態に即した適切な支援を行えるよう、地域と医療・介護、関係機関が連携した地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。
- 高齢者の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、地域や関係機関による見守り体制や支援体制の構築が求められています。
- 要支援・要介護状態になることを防ぐため、介護予防を重視した健康づくりを普及する必要があります。
- 高齢者がいつまでも健康で生き生きと暮らしていくためには、蓄積した知識や経験を生かした社会貢献活動や老人クラブを通じた仲間づくりなど、地域とのつながりをもつことが必要です。

総人口と高齢者割合



65歳以上の人数と要介護認定者数



目的

高齢者が住み慣れた地域で、安心して元気に暮らし続けることのできるように、保健・福祉・医療の環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
高齢者活力センター登録者数	122人	200人
生きがい活動支援通所事業所数	1か所	3か所

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）総合的な高齢者福祉対策の推進

- 「第6期邑楽町高齢者保健福祉計画」に基づき、保健・福祉・医療サービスを総合的に推進するとともに、今後も変化する社会環境に柔軟に対応するため、計画の定期的な見直しを行います。

（2）介護予防の推進

- 正しい介護予防について普及・啓発し、介護が必要な状態となることを限りなく予防することで、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 高齢者が生活習慣病などにより要介護状態に移行することを予防するため、訪問による個別指導をはじめ、日常生活の指導や支援及び健康相談会等を実施します。

（3）生きがい対策の推進

- 高齢者の生きがいづくりの拠点である老人クラブの運営が継続的に行えるよう、クラブ活動の主体性・自立性を高める支援や、クラブへの加入促進を図ります。
- 高齢者の地域社会への参加、他団体や他世代との交流を促進するため、余暇を活用したボランティア活動を支援します。
- 高齢者の豊かな経験と能力が活力ある地域社会の形成に役立つよう、「高齢者活力センター」の活動を支援します。
- 家に閉じこもりがちな高齢者の生きがいを創出するための生きがい活動支援通所事業や、地域での居場所づくりを進めるための「行政区サロン」などにより、高齢者同士や地域との交流の場の充実を図ります。

（4）高齢者福祉施設整備の推進

- 高齢者福祉の多様なニーズに対応するため、福祉センター寿荘の改修など既存施設の整備・充実を図ります。

（5）地域支援事業の充実

- 地域包括支援センターにおいて、高齢者に関する総合的な相談や支援、権利擁護の援助、介護予防などを適切に行うとともに、関係機関と連携して高齢者の見守りや生活支援の体制を強化します。
- 民間企業などと連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を図り、高齢者の居住の場の確保を計画的に支援します。
- 緊急通報体制の整備やひとり暮らし高齢者等への安否確認を兼ねた配食サービスなど、在宅で受けられる福祉サービスの充実を図ります。
- 認知症の人やその家族を温かく見守り、支援するため、認知症の正しい理解の普及・啓発や認知症サポーターの養成等に取り組むとともに、認知症に関する相談会等を実施します。

主な事業

- | | | |
|----------------|---------------|-----------------|
| ・在宅老人福祉推進事業 | ・ひとり暮らし老人福祉事業 | ・高齢者生きがい事業 |
| ・高齢者活力センター運営事業 | ・生きがい活動支援通所事業 | ・高齢者福祉施設整備改修事業 |
| ・地域支援事業 | ・高齢者居宅生活支援事業 | ・見守りネットワーク事業 など |

協働の取組

- 認知症サポーター養成講座の受講
- 高齢者活力センターの活用

注釈 地域包括ケアシステム…重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

5 障がい者福祉の充実

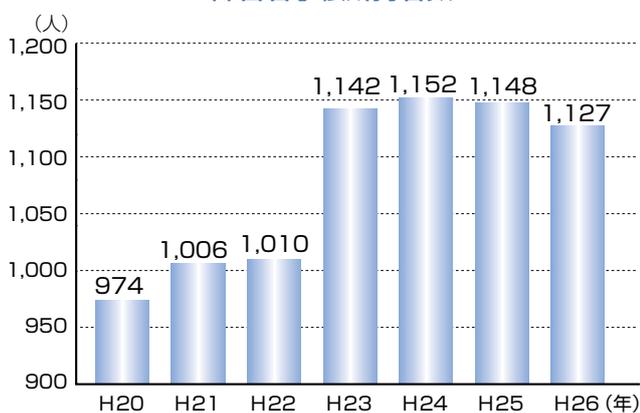
現状

- 平成17年に、障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、「障害者自立支援法」が成立しました。その後、平成25年に改正された「障害者総合支援法」では、障がい者の範囲に難病が加わり、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスの受給が可能となりました。
- 本町の障害者手帳所持者数は、近年横ばい傾向にあります。身体障がい・知的障がい・精神障がいなどの障がい者の特性により、日常での生活課題が多岐に渡っています。
- 本町では、平成24年に「ともに支え合うまちづくり かがやくチャレンジド」を基本理念に掲げた「第3期邑楽町障害者福祉計画」を策定し、各種障がい者施策を推進しています。

課題

- 障がい者が地域社会のなかで健やかに安心して生活が送れるよう、障がい者やその家族が必要としているサービスを適切に把握し、提供できるような体制づくりが必要となります。
- 障がい者が地域で自立するため、本人の働く意欲を尊重し、個人の能力をより発揮できる就労支援体制の整備が必要となります。
- 核家族化の進行や障がい者自身の高齢化や重度化などがみられるなかで、町民の障がい者への正しい理解を深め、障がい者を地域で支える事が求められています。

障害者手帳所持者数



資料:健康福祉課

障害者手帳所持者の内訳 (H27.3.31)

身体障害者手帳	862人
療育手帳	154人
精神障害者保健福祉手帳	111人

資料:健康福祉課

目的

障がいを持つ人が、地域のなかで安心して自立した生活を送り、社会活動に参加できる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
就労移行支援(毎月の実利用人数)	2人	7人

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）保健・医療の充実

- 障がい者やその家族が在宅サービスを自由に選択・利用できるよう、保健師や理学療法士といった専門職員の配置など、保健・福祉・医療体制の充実を図ります。
- 重度心身障がい者（児）などへの医療費支給を充実させ、健康管理の向上を図ります。

（2）福祉サービスの充実

- 障がい者やその家族などからの相談に個別に対応できるよう、窓口体制を充実させるとともに、相談支援事業者や基幹相談支援センターなどの関係機関と連携することで、障がい者相談支援体制の構築に地域全体で取り組みます。
- 発達障がい等に関する知識を有する専門員を、就学前の子どもやその親が集まる施設・場へ派遣し、障がいの早期発見・早期対応に努めます。
- 在宅生活を支援するため、ホームヘルパーの増員、生活サポート（障がい者一時介護）事業の充実、デイサービスセンターの充実、移動入浴や施設入浴の充実を図ります。
- 生活の利便性を向上するため、日常生活用具の交付や補装具費の支給、障がい者世帯への配食サービスなどの在宅施策を推進します。

（3）広報活動の推進とボランティア活動の支援

- 広報紙・ホームページやパンフレットなどを活用し、障がい者やその家族が必要な情報の提供に努めるとともに、障がい者を支えるボランティアの普及・啓発活動を推進します。
- 社会福祉協議会との連携により、ボランティア体験機会の提供、各種団体の育成と活動支援を推進します。

（4）社会参加の促進

- ハローワークや保健福祉事務所などの関係機関と連携し、障がい者の就労を支援します。また、県で実施している職業能力開発に関する事業や、障がい者就職面接会への参加促進を図ります。
- 健康増進と自立促進のため、障がい者向けのスポーツ教室・大会の充実や大会への選手派遣を推進します。
- 障がい児が社会で自立するための療育や生活能力向上のための訓練、放課後等の居場所提供などのサービスを適切に利用できるよう、サービス事業者との連携を図ります。
- 障がい者の自立を支援できる地域とするために、学校や地域において、障がい者福祉の教育や障がい児との相互交流による思いやりの心を育む教育を推進します。

（5）社会環境の整備

- 災害時に障がい者自らが身を守れるように、防災思想の普及・啓発に努めるとともに、緊急通報電話の貸与など防災設備の充実を図ります。
- 朗読サービスや手話通訳のボランティア育成に努め、地域で障がい者を支えられる社会を目指します。

主な事業

- | | | |
|-------------------|--------------------|--------------|
| ・ 障害者（児）歯科診療事業 | ・ 家族介護支援対策事業 | ・ 緊急通報電話貸与事業 |
| ・ 障害者在宅補助事業 | ・ 障害福祉サービス利用給付金事業 | ・ 障害者雇用促進事業 |
| ・ 補装具費支給事業 | ・ 地域生活支援事業 | ・ 障害児地域交流事業 |
| ・ 障害者スポーツ大会開催事業 | ・ 障害者文化活動支援事業 | ・ 手話通訳者育成事業 |
| ・ 重度身体障害者住宅改造補助事業 | ・ 公共施設バリアフリー事業 | ・ 福祉医療費支給事業 |
| ・ 障害者自動車改造費補助事業 | ・ 障害者自動車運転免許取得補助事業 | など |

協働の取組

- 手話通訳などのボランティア講座の参加
- 企業による障がい者の積極的雇用

6 社会保障制度の健全な運営

現状

- 国民健康保険は、地域医療の確保と町民の健康向上に寄与することを目的としていますが、加入者の高齢化や医療費の高額化などにより、保険財政を取り巻く環境は厳しい状況です。
- 高齢化が進むなかで、老後の生活を支える国民年金の果たす役割はますます重要になっていますが、若年層を中心に年金制度の趣旨が十分に理解されず、未加入者や未納者が増加しつつあります。
- 生活保護については、県平均よりは低いものの、被保護者数が増加傾向にあります。
- 高齢者医療費の増大に対応するため、後期高齢者医療制度の適切な運営に努めています。
- 本格的な高齢化社会を迎えるなか、介護保険制度により、介護を必要としている高齢者が自立した質の高い生活を送ることができるよう支援しています。

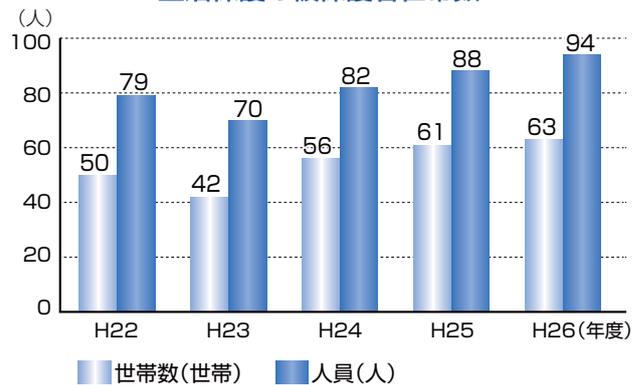
課題

- 国民健康保険については、保険税の収納率の向上を図るとともに、医療費の適正化、保健事業活動の拡充、制度の体質強化が重要な課題となります。
- 国民年金については、老後などの生活の安定と地域経済の基盤確保のため、年金制度の広報・啓発に努める必要があります。
- 「働けない」「住む所がない」など、最低限度の生活を維持することが難しい生活困窮者や、ニートやひきこもりなどの若者に対して、個々の事例に応じた柔軟な対応が必要です。
- 後期高齢者医療制度は、群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、制度を円滑に運営していくことが求められています。
- 介護保険制度については、今後も介護需要が見込まれるなかで、公平で安定的なサービスが提供されるよう、事業者と連携し質の向上と適正化を図る必要があります。

国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者数



生活保護の被保護者世帯数



目的

社会保障制度を健全かつ適正に運用し、町民誰もが生涯、安心して自立した生活を維持できる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
特定健診受診率	国民健康保険	60%
	後期高齢者医療保険	60%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）国民健康保険の健全な運用

- 医療費の抑制に向けて、人間ドック助成金や特定健診、特定保健指導などの実施により、生活習慣病などの予防を図るとともに、レセプト点検などにより事業の適正化に努めます。
- 国民健康保険税の賦課割合の段階的な改善により、適正な課税に努めるとともに、未納者の実態を分析・把握し、具体的な徴収計画を立て、収納率向上を図ります。
- 国民健康保険制度の平成30年度広域化に向けた検討支援方針作業部会での動向を注視し、広域化後の事業が円滑に運営できるよう努めます。
- 事業の効率化のため、県国民健康保険団体連合会が行う共同事務事業の積極的な活用を図ります。また、被保険者資格の適用の適正化に努めます。

（2）国民年金制度の充実

- 町民の適切な年金受給権の確保を促進するため、年金制度の普及・啓発を図り、未加入者の減少に努めます。また、加入者に応じたきめ細やかな相談ができるよう、相談体制の充実を図ります。

（3）生活困窮者の自立へ向けた支援の充実

- 生活に困窮する町民が健康で文化的な生活を送れるよう、民生委員・児童委員や社会福祉協議会と連携のもとに実態の把握に努め、その困窮度に応じて必要な保護を行います。さらに、生活や就労の相談、助言・指導をすることで自立を支援します。

（4）後期高齢者医療制度の適正な運営

- 高齢者にふさわしい医療を目指すとともに、介護保険事業との相互利用等における負担の軽減など、適正なサービスの提供に努めます。

（5）介護保険制度の適正な運営

- 介護保険サービスの利用促進を図るため、広報紙・ホームページ等を活用し、高齢者やその家族に明確でわかりやすい情報提供に努めます。
- 介護認定の公平な判定と認定事務の効率化を図るため、「館林市外五町介護認定審査会」の委員の確保など、適切な運営に努めます。
- 制度利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、事業者に対する助言・指導を適宜行います。また、事業者の法令遵守の体制整備や不正への防止体制の構築を図ります。

主な事業

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドック補助事業 ・ 保健衛生普及事業 ・ 介護保険事業計画推進事業 ・ 戦没者援護事業 ・ 介護給付事業 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民健康保険運営事業 ・ 納税奨励事業 ・ 基礎年金事務事業 ・ 後期高齢者対策事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費適正化対策事業 ・ 特定健康診査等事業 ・ 介護保険運営協議会設置事業 ・ 生活保護者の自立支援事業 |
|---|---|--|

協働の取組

- 特定健診の積極的な受診

7 子育て支援の充実

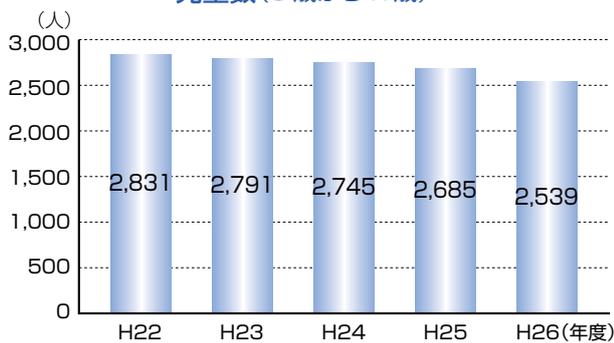
現状

- 本町では、妊婦の健康診査や両親学級の開催により、安心して出産・子育てができるよう支援しています。また、新生児の全戸訪問や乳幼児健診、子どもへの医療費支給などにより、育児の不安の解消に努めています。
- 町内には、公立幼稚園が3園、保育園が4園(公立3、私立1)あります。社会情勢や家族構成の変化により、2歳までの低年齢児の保育園への入所が増加傾向にあります。幼稚園では、就労する保護者への対応として、放課後と長期休業中の一時預かり保育を実施しています。
- 児童館が4館、民営の学童保育所が2か所あり、就労する保護者が小学生の児童を安心して預けられる場所を提供しています。また、放課後子ども教室を1小学校で実施しています。
- 本町の子育て支援環境の整備は一定程度進んだものの、平成26年の本町の合計特殊出生率は1.24と全国平均の1.42を下回っています。

課題

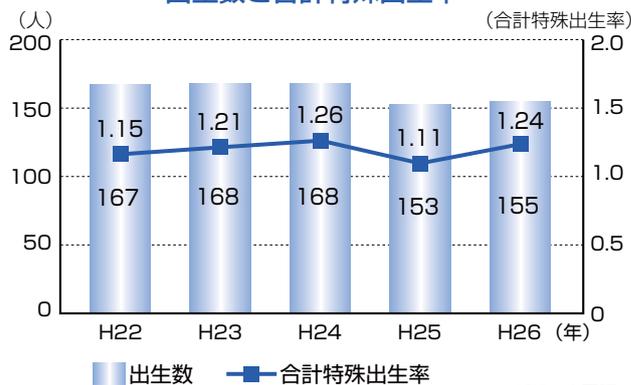
- 全国的に急激な少子化が進むなか、出生数の低迷を改善するため、医療・福祉分野と連携しつつ、安心して出産・子育てができる支援とその体制づくりを一層整備する必要があります。
- 不妊に悩む夫婦や発達障害、疾病が発見された乳幼児の保護者への相談や治療費助成などの支援が必要です。
- 子ども子育て支援新制度による就学前児童の一体的な対応により、多様化する保育ニーズに適切に対応できる体制を地域ぐるみで築いていく必要があります。
- 児童の安全・安心な居場所を確保するため、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を検討する必要があります。

児童数(0歳から11歳)



資料:住民基本台帳
※H24年からは外国人住民も含む

出生数と合計特殊出生率



資料:住民課

目的

家庭や地域において、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
合計特殊出生率	1.24	1.33

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）安心して出産できる支援の充実

- 妊娠期から子育て期に渡るまで、地域の関係機関と連携しながら、出産・育児に関する正しい知識の普及、発育や子育てに関する相談や指導などにより、育児不安の解消や健全な子どもの育成を図ります。
- 経済的な不安が出産の抑制につながらないように不妊治療費等の助成、出産祝金や子ども医療費の支給などの経済支援の充実を図ります。

（2）子育て環境の充実

- 家庭・地域社会・小学校や幼稚園及び保育園との連携を深め、延長保育、一時保育、障がい児保育、学童保育など、多様な保育のニーズに対応できるように努めます。
- 保育士の増員及び適正配置に努めるとともに、保育の質を高めるため、研修の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園や児童館の適正な維持管理により、安全・安心な環境の確保に努めます。

（3）放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

- 放課後児童クラブの利用者のニーズを把握し、学童保育の充実を図ります。
- すべての就学児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

（4）地域ぐるみの子育て支援の推進

- 地域とのふれあい・交流の場や育児に関する情報の提供、子育てサークルの育成など、地域で子育てを支え合う環境づくりを支援します。
- 児童委員による児童・妊産婦の生活の把握に努め、相談・援助や研修会開催などを推進します。
- 児童虐待の防止のため、「心のケア」を可能とする体制整備に努めます。

（5）子ども医療制度の充実

- 子ども医療費支給制度は、引き続き充実に努めるとともに、支給対象年齢を高校生などの世代まで拡大を図ります。

主な事業

- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定不妊・不育症治療費助成事業 ・ 乳児家庭全戸訪問事業 ・ 出産祝金事業 ・ 子どものための教育・保育給付事業 ・ 保育充実促進事業 ・ 学校給食費減免事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 両親学級事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 福祉医療費支給事業 ・ 病児・病後児保育事業 ・ 要保護児童対策事業 ・ 放課後子ども教室推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健診事業 ・ 乳幼児健診・相談事業 ・ 子ども・子育て支援事業 ・ 学童保育所対策事業 ・ 児童館管理運営事業 ・ 公民館等家庭教育事業 など |
|--|--|--|

協働の取組

- 子育てサークルへの参加
- 両親学級への参加

注釈 両親学級…妊婦とその夫を対象に、出産や育児に関する学習、妊婦の仲間づくりの場を提供する事業。
 合計特殊出生率…一人の女性が一生のうちに産む平均の子ども数。
 子ども医療費支給制度…中学校卒業までの子どもを対象に、保険診療の自己負担分を助成する制度。

8 ひとり親福祉の充実

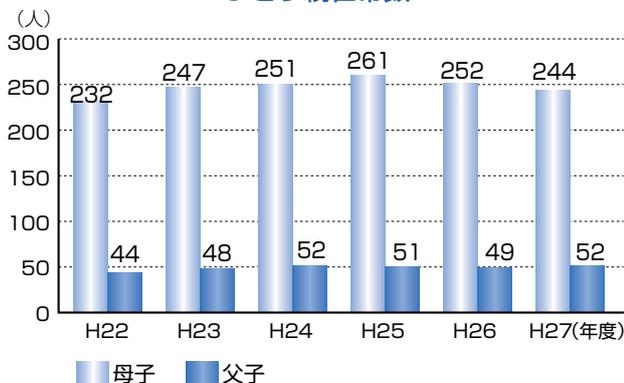
現状

- 全国的に社会・経済や生活意識の変化により、家族構成は多様化し、ひとり親家庭は増加傾向にあります。母子家庭では経済面、父子家庭では養育面で問題が生じています。特に若年層の母子家庭では、生活や就労などの問題も抱えています。
- 本町では、ひとり親家庭のうち、父子家庭の割合が増加しており、母子家庭に比べ親同士のネットワークや地域のつながりが弱く、社会から孤立しているケースが多くあるため、母子家庭とは異なる支援が必要となっています。
- 平成26年に発表された国民生活基礎調査では、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は上昇傾向にあり、ひとり親家庭は特に経済的に困窮しているものと考えられます。
- 本町では、平成27年に「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、ひとり親家庭の支援について事業の推進を図っています。

課題

- ひとり親家庭の生活を安定させるため、経済的な負担の軽減、就業の支援を図る必要があります。
- ひとり親家庭の自立の促進のため、引き続き保育所の入所や公営住宅の入居を優先的に配慮する必要があります。
- ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して、精神面での支援を充実させるため、関係機関との連携により、相談や指導の強化を図る必要があります。
- ひとり親家庭の児童は、親との死別や離婚等により情緒不安定になっている場合があり、児童が気軽に相談することのできる体制を学校・地域・行政が連携して整える必要があります。
- ひとり親家庭のすべての子どもが、経済的な理由にかかわらず希望を持って成長していけるよう、関係機関と連携し、教育の機会均等を図る必要があります。

ひとり親世帯数



資料：子ども支援課

子どもの貧困率(全国)



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

目的

ひとり親家庭が自立して、安定した生活を送ることができる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
福祉医療費受給者(母子父子等資格)のうち所得税課税対象者の割合	30%	32%

※ここでの所得税課税対象者の基準は所得税法のものとは一部異なります。

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 就業支援の充実

- ひとり親家庭の保護者等の就業による自立を促進するため、県母子寡婦福祉協議会が運営する「母子家庭等就業・自立支援センター」事業と連携し、相談・助言や情報提供などに努めます。
- 就労または求職活動を支援するため、ひとり親家庭の子ども保育所入所申込の調整時の優先度を高めます。
- 保護者の就労等により、家庭に保護者がいない子どもたちが安全で豊かな放課後を過ごすため、放課後児童クラブを実施するとともに、学童保育所に対しては、ひとり親世帯の保護者負担を軽減するための助成を行います。

(2) 相談体制の充実

- ひとり親家庭の精神的な負担の軽減を図るため、育児・就労・経済的問題など広い分野にわたる相談に適切に対応できるよう民生委員・児童委員などと連携し、相談体制の充実に努めます。また、児童からの相談にも応じられるよう、学校や関係機関との連携を図ります。

(3) 生活支援の充実

- 児童扶養手当の認定請求が速やかに行われるよう、広報紙・ホームページでの周知や受理後の適正な事務処理に努めます。
- ひとり親間の交流や情報交換などのため、社会福祉協議会と連携し、母子寡婦会の組織強化と加入を促進します。
- ひとり親家庭の健康管理の向上を図るため、「母子・父子家庭福祉医療費支給事業」を推進します。
- ひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるよう、入学進学支度金の充実に努めます。
- 町営住宅への入居を希望するひとり親世帯には、特例(優遇)制度による優遇抽選を行います。

主な事業

- ・母子家庭等支援育成事業
- ・児童扶養手当事業
- ・ひとり親家庭等の在宅就業支援事業
- ・福祉医療費支給事業 など

協働の取組

- 就職及び自立を支援するための講習会やセミナーへの参加

注釈 県母子寡婦福祉協議会…県内母子寡婦福祉団体の業務の円滑な推進を図り、ひとり親家庭の福祉増進を目的とした団体。
福祉医療費…子ども、重度心身障がい者、または母子家庭等の一定の要件を満たす方の医療保険自己負担額を無料化する制度。

9 消防力と救急体制の充実

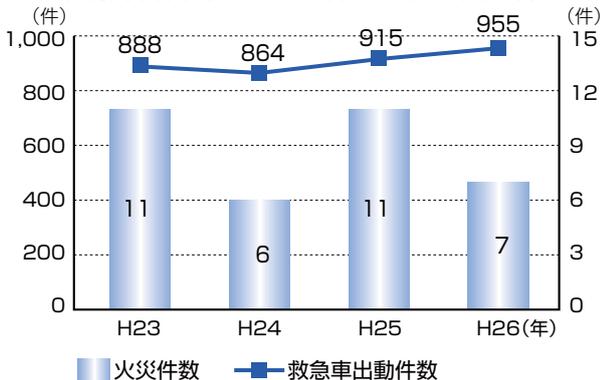
現状

- 本町の消防・救急体制は、常備消防の、1市4町で構成する館林地区消防組合の邑楽消防署と非常備消防の、3分団12班で構成する邑楽消防団が担っています。
- 本町の建物火災件数は減少傾向にありますが、枯草火災などのその他火災発生件数を含めると、年間の火災発生件数は、10件前後の横ばい傾向で推移しています。
- 救急出動件数全体では増加傾向にあり、ひとり暮らしの高齢者の増加や夏場の気温上昇など、社会構造や環境の変化が主な要因となっています。
- 救命率向上のため、公共施設へのAEDの効果的な配備を進めています。

課題

- 消防法の改正により、住宅用火災警報器の設置が義務づけられましたが、普及率の向上が課題となっています。
- 多様な災害に的確に対応できるように、消防設備や消防車両などの計画的な更新や整備及び消防救急組織体制の一層の強化を進めていく必要があります。
- 消防団は、新規団員を確保しづらいうことや昼間在住団員の減少などにより、基盤が弱体化しつつあります。このため、地域の自主防災組織との連携など、消防組織の強化が求められています。
- 高齢化の進行などにより、救急隊の出動件数の増加が見込まれることから、救命救急処置の高度化が求められています。
- 公共施設のAEDを活用していくため、AEDの操作方法や救命講習会を実施し、町民の自主救護能力の一層の向上に努める必要があります。

邑楽消防署管内火災発生件数・救急出動件数



資料：館林地区消防組合

消防力の保有状況 (H26 年度末)

項目	数量
消防団数	1 団 3 分団 12 班
消防団員数 (人)	121
動力消防ポンプ (台)	15
うち消防署	3
うち消防団	12
消火栓 (基)	507
うち 150mm 以上	269
防火水槽 (箇所)	128
うち 40 m ³ 以上	115

資料：館林地区消防組合

目的

町民の生命、財産を守るために、消防及び救急・救助の体制を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
公共施設のAEDの設置数	21か所	23か所
住宅用火災警報器の普及率	61.5%	80%

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 火災予防の推進

- 春と秋の火災予防運動や広報活動などを通して、町民に火災予防の普及・啓発を行うとともに、出火防止のための防火安全対策について指導を行います。また、住宅用火災警報器などの設置や維持について、普及・促進を図ります。

(2) 消防力の充実・強化

- 効率的な消防活動ができるよう、消防職員・消防団員の各種訓練や研修を行い、専門知識の習得や情報収集の強化などにより総合的な消防体制の整備を図ります。
- 火災をはじめとした多様な災害に対応できるよう消防設備や老朽化した消防車両の計画的な更新、耐震性貯水槽の整備などを図ります。
- 地域防災の要となる消防団活動の重要性を周知するとともに、事業所などとの協力体制の構築や消防団員の確保に努めます。また、消防資機材の充実など、消防団が活動しやすい環境の整備に努めます。
- 常備消防・非常備消防と地域の自主防災組織が連携を深め、地域全体の消防力の強化を図ります。

(3) 救急・救助体制の整備

- 救急車や資機材を計画的に更新するとともに、ドクターヘリとの連携を強化し、救急救助体制の整備充実や救命率の向上に努めます。
- 町民にAEDの操作方法や救命講習会を実施し、病院前救護体制の充実を図ります。
- 重症患者などの緊急搬送に迅速に対応できる体制を維持するため、近隣市町も含めた各医療機関との連携を強化するとともに、救急車の適正利用に向けた町民への啓発を図ります。

主な事業

- ・ 常備消防事業
- ・ 非常備消防事業
- ・ 消防施設事業
- ・ 消防力の充実・強化事業 など

協働の取組

- 火災予防への協力
- 消防団活動への理解
- 救急車の適正利用への理解と協力
- 応急救護の技術習得のための各種救急講習の受講

注釈 AED…自動体外式除細動器の略で、救助者が音声に従って傷病者の心臓に電気ショックを与える装置。
病院前救護体制…消防機関(救急隊)が搬送途中で患者の救命処置を行う際に、医療機関等との連携をとる体制。

10 防犯対策の推進

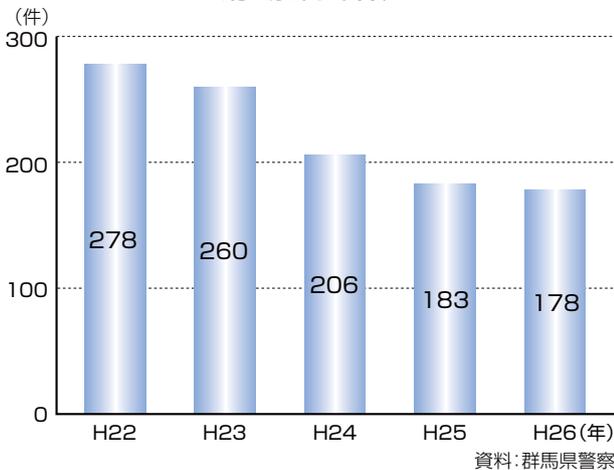
現状

- 本町の刑法犯認知件数は減少傾向にあります。犯罪は社会環境の変化を敏感に捉え、複雑・多様化しています。近年の傾向としては、窃盗などの従来型の犯罪に加え、社会的に弱い立場にある子どもや女性が被害に遭う凶悪犯罪や、IT機器を駆使した犯罪などが増加しています。また、振り込め詐欺の手口は日々、複雑かつ巧妙になっており、被害は高齢者に集中して発生している傾向があります。
- 本町では、防犯チラシの配布による広報活動や防犯パトロールなどを行い、犯罪の予防と青少年の非行防止に努めています。また、防犯対策として、防犯灯の新規設置を推進し、同時に省エネルギー対策として環境への配慮から、防犯灯のLED化を進めています。

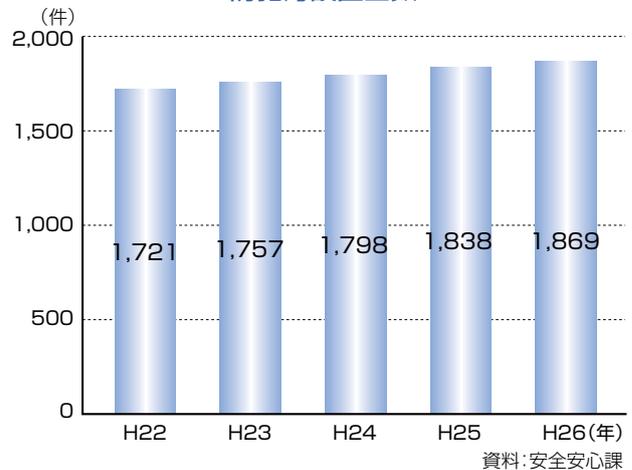
課題

- 犯罪のない、安全で安心して暮らせる社会をつくるため、最新の犯罪事情や防犯情報を提供する体制を整えて町民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進する必要があります。
- 振り込め詐欺など巧妙化している犯罪に対しては、より迅速な対応が必要となっています。

刑法犯認知件数



防犯灯設置基数



目的

町民の生命、財産を守り、安全で安心して暮らせる地域社会とするために、犯罪や非行を防止する体制や環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
防犯灯設置基数	1,869基	2,000基
刑法犯認知件数	178件	140件

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）防犯意識の啓発

- 地域の防犯力を高めるため、防犯講座や広報活動の充実により、町民の防犯に対する当事者意識を醸成し、自主的な防犯活動の推進を図っていきます。
- 警察や防犯協会等と連携を強化して、地域の犯罪や防犯に関する情報の提供等を行い、町民の防犯意識の高揚に努めます。

（2）防犯体制の充実

- 「安全安心まちづくり推進条例」に基づき、町民・企業・行政が連携し一体となった防犯体制の整備に努めます。
- 地域で発生した犯罪状況や防犯情報は、「おうらお知らせメール」等を活用し、町民にいち早く提供することで再犯防止や犯罪抑止に努めます。
- 子ども・高齢者・女性を犯罪から守るため、防犯に関する講習・指導を推進します。また、日常生活において、地域での見守り活動などを支援し被害の未然防止に努めます。

（3）防犯活動の推進

- 犯罪の未然防止のため、警察や関係団体の協力を得て、日常的な防犯診断や防犯パトロールを推進します。
- 外出する機会が増え空き巣に狙われやすい年末年始などの防犯運動を活発化します。
- 毎月16日の「県民防犯の日」を重点日とし、やまびこ運動やパトロール活動を積極的に推進します。
- 児童生徒の登下校時の安全を確保するため、地域・PTA・行政による防犯パトロール、通学路における子どもの保護活動を推進します。

（4）犯罪や非行を防止する環境整備の推進

- 暗所や死角などの危険箇所の解消のため、防犯灯の設置を推進します。また、長寿命化及び省エネルギー対策としてすべての防犯灯をLED化します。
- 公園などの公共施設に防犯カメラの設置を検討し、犯罪や非行を防止する環境づくりを図ります。
- 空き家については調査を実施し、犯罪を防止するため、所有者に対して適正な管理などの必要な措置を講ずるよう指導を図ります。

主な事業

- ・安全安心まちづくり推進事業
- ・防犯灯設置事業
- ・防犯対策事業 など

協働の取組

- 行政区やPTAとの協働による防犯パトロール活動の実践
- 防犯灯の維持管理

注釈 刑法犯認知件数…警察が発生を認知した事件の数。
やまびこ運動…子どもの健全育成を目指し、学校、家庭、地域が連携して実施するあいさつ運動。

11 危機管理体制の整備

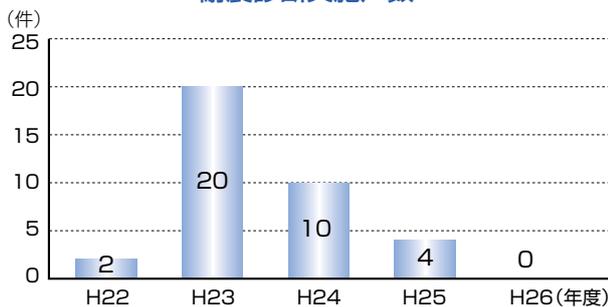
現状

- 地震や台風などの従来の災害に加え、急激な気候変動によるゲリラ豪雨などの町民の生命や財産を脅かす災害が多様化しています。
- 本町では、風水害や震災などの災害対応の基本となる「邑楽町地域防災計画」を策定し、計画的な危機管理対策の推進を図っています。
- 河川の氾濫や堤防の決壊による洪水予測範囲や避難所・避難場所を図示した「ハザードマップ」を作成し、全戸配布によって町民への周知に努めています。
- 救急・救援活動や避難生活などの拠点となる小・中学校などの施設の耐震化を推進してきました。一方、住宅は、昭和56年以前の旧建築基準法に基づいた建物も多く、地震による被害発生が懸念されます。
- 災害時に避難所となる町内各小学校に防災倉庫を設置し、食料や生活用品の備蓄を進めています。

課題

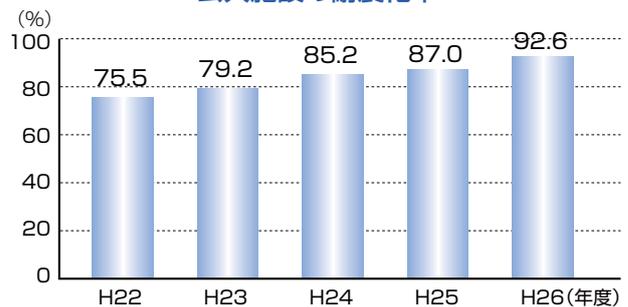
- 防災意識の向上や各家庭での防災対策の促進により「自助」の力を高めるとともに、自主防災組織の育成などにより地域の「共助」の力も強化する必要があります。
- 災害を予防・減災するため、また、被災後も安定した「ライフライン」を維持するために、老朽化が見られる上水道や下水道、橋梁などの耐震化を図ることが必要です。併せて、民間住宅の耐震化の推進が求められています。
- 災害の発生に備えて、各種施設の整備、必要物資の備蓄、避難・救援対策などを総合的に実施する必要があります。また、避難時に支援が必要な人に対し、安否確認や誘導などを行う体制整備が求められています。
- 国民保護法によるテロ対策などを含めた総合的防災施策の構築を進める必要があります。

耐震診断実施戸数



資料：都市建設課

公共施設の耐震化率



資料：安全安心課

目的

台風や豪雨及び地震などの災害から町民の生命、財産を守るため、災害予防や被害抑制を図り、発災時に迅速かつ的確に対応できる体制を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
公共施設の耐震化率	92%	100%
自主防災組織における防災訓練実施率	8.8%	30%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）地域の防災力の向上

- 町民の防災意識や知識の向上を図るため、防災に関する広報活動を推進します。
- 地震・風水害を想定した総合防災訓練の計画的な実施に努めます。
- 町民自ら出火防止や初期消火及び被害者の救護・避難などを組織的に行い、大規模災害時に対応できるような自主防災組織の強化に努めます。
- 防災上特に重要となる公共施設は、耐震改修を推進します。長期的には、規制・誘導施策を組み合わせ、町内の建物や構造物全般の耐震・耐火性の向上を図ります。
- 昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅または併用住宅について、地震に対する安全性の確保について周知徹底を図るとともに、耐震診断・改修の支援を継続して実施します。

（2）災害応急体制の整備

- 発災時には、県防災行政無線やインターネット等を活用し、早期の情報収集に努めるとともに、情報を分析し、避難勧告などの発令時には、防災行政無線などでの迅速な情報伝達を推進します。
- 周辺市町との相互応援体制、民間団体との協力体制、ボランティアの受入体制など、応援・支援体制の整備に努めます。
- 発災時の緊急輸送、救出・救助、避難所の設置・運営、医療・保健活動の体制の整備、また、食糧・生活必需品や応急的な住宅等の確保を図ります。
- 避難時や避難所等における高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、子どもなどの要配慮者対策の充実を図ります。

（3）防災関連計画の策定

- 新たな災害に対応するため、「邑楽町地域防災計画」を随時見直し、町民への周知を図ります。
- 河川の氾濫や堤防の決壊による洪水予測範囲を図示した「ハザードマップ」について、町民への周知を図ります。
- 避難行動要支援者名簿に基づき、名簿対象者への支援について、自主防災組織や関係機関と検討し、行動計画を策定します。
- テロや侵略などへの地方自治体の対応の必要性を定めた国民保護法の施行を受け、「国民保護計画」の検討を県と連携して推進します。

主な事業

- ・ 公共施設等耐震化事業
- ・ 防災訓練事業
- ・ 災害対策事業
- ・ 建築物等耐震改修事業
- ・ 災害復旧支援事業
- ・ 避難行動要支援者対策事業 など

協働の取組

- 防災訓練への参加
- 防災に対する日常的点検活動

注釈 避難行動要支援者名簿…災害対策基本法に基づき作成する、災害発生時の避難などに特に支援を要する方の名簿。
 国民保護法…武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定された法律。

12 交通安全対策の推進

現状

- 近年、全国各地で、高齢者が自動車運転中に事故を起こすケースが増加しています。また、自転車利用者が加害者になる事故も増加傾向にあります。さらに、通学時の児童生徒が巻き込まれる交通事故が発生しています。
- 東毛広域幹線道路(国道354号)や八重笠道路(国道122号)の開通により、町内の交通量は大幅に増加しており、交通安全への関心も高まっています。
- 通学路を中心に、地域ぐるみの協力で危険箇所や安全対策が必要な箇所を把握して、警察・教育委員会・道路管理者など関係機関と連携し、安全な交通環境の整備を進めています。

課題

- 交通事故のない社会を実現するため、交通安全団体などと連携しながら、継続して交通安全意識の高揚を図っていく必要があります。特に、被害に遭う確率が高い子どもや高齢者に対して、警察や関係団体と連携し、交通安全教室等の交通安全教育を行うことが必要です。
- 自転車に関する交通違反罰則規定の強化にともない、自転車利用者に対する交通事故防止や交通ルールを遵守するための交通安全教育・交通安全思想の普及活動を強化する必要があります。
- 児童生徒の安全を確保するため、通学路に重点を置き、交通安全施設の整備を推進する必要があります。また、登下校時の旗振り当番、地域の協力者によるパトロールなど、地域ぐるみの継続的な取組が必要です。

町内交通事故発生状況

年	死者	負傷者
平成 22 年	0	270
平成 23 年	4	245
平成 24 年	0	252
平成 25 年	0	308
平成 26 年	3	225

資料：大泉警察署

道路標示（ゾーン 30）



大字中野地内

目的

交通事故から町民の尊い命を守るため、人々が安全な環境で安全な行動をする社会を実現する。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
交通事故による年間の24時間以内の死者数	3人	0人
グリーンベルト総延長	15.5km	20km

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 交通安全意識の高揚

- 交通安全に関するパンフレット・広報紙・回覧物等を利用し、町民一人ひとりに交通安全への意識とマナー向上の呼びかけを推進します。
- 春・夏・秋・冬の交通安全運動期間を中心として、交通指導車による巡回指導などの広報活動を推進します。
- 高齢化が進行するなかで、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、その他の世代に対しても、高齢者に配慮する意識を高めるための交通安全教育の推進を図ります。
- 飲酒運転を根絶するため、啓発物の回覧や町内飲食店への飲酒運転根絶運動の実施など、飲酒運転を許さない環境づくりの定着化に向け継続的な啓発活動を推進します。

(2) 交通安全対策の強化

- 幼児から高齢者までの交通安全意識の普及・高揚を図るため、警察や交通安全関係団体と連携し、交通安全教室などの継続的な開催と、あらゆる機会を通じて積極的に交通安全運動を推進します。
- 自転車に関与する事故を防止し、自転車の安全な利用の促進を図るため、通学で利用する割合の高い中学生や高校生などへの自転車の正しい乗り方や、自転車の交通ルール・マナーの向上に努めます。
- 交通指導員については、通学路で子どもの保護・誘導を行うなど、地域の交通安全を実現するうえで果たす役割が大きいことから、適切な確保と資質向上を図るための講習会や安全教育等を実施します。

(3) 安全な交通環境の整備

- 安全性の高い道路環境を整備するため、事故の発生状況を分析し、道路反射鏡・道路標示・視線誘導標等の交通安全施設の設置など、交通事故が起こりにくい環境づくりを推進します。
- 行政区などの要望を基に、関係機関と連携して、道路の危険箇所の改良を図るとともに、適切な交通規制や信号機・交通標識の設置による交通環境改善の働きかけに努めます。
- 通学路安全推進会議で構成する関係機関と連携し、通学路の安全点検を行い、グリーンベルトの施工など危険箇所等の対策を推進します。

主な事業

- ・交通安全活動推進事業
- ・交通安全関係団体支援事業
- ・交通安全対策事業
- ・交通安全施設整備事業
- ・通学路安全推進事業 など

協働の取組

- 交通安全教室への参加
- 交通安全運動街頭広報への参加

13 消費者の安全対策の推進

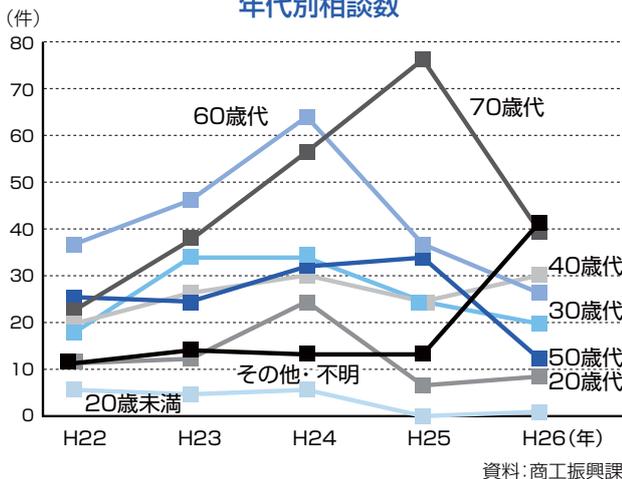
現状

- 近年、わが国においては、規制緩和が進められるとともに、高度情報化社会や国際化の進展、高齢化の進行など、経済社会の著しい変化にともない、消費者を取り巻く環境も日々大きく変化しています。それにともない、消費生活に関わるトラブルや苦情が多発しています。
- 振り込め詐欺などの特殊詐欺に高齢者が巻き込まれる犯罪や、インターネットを利用したトラブルで若者が被害に遭うケースが急増し社会問題化しています。
- 本町では、国が定める「消費者基本計画」に基づき、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことを支えるため、平成22年に「消費生活センター」を設置し、相談内容に応じて、助言・あっせんや情報提供を行っています。

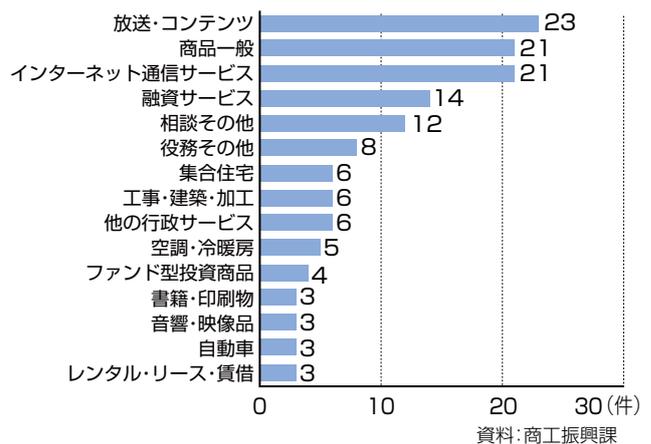
課題

- 情報化や国際化の進展など、消費者を取り巻く環境の変化で複雑化する消費者問題に対応するため、消費者が主体になって選択・行動できる消費者教育の提供、消費者被害救済、未然防止、見守り活動の構築など、総合的な施策を展開することが求められています。
- 増加する高齢者などの消費者被害を防止するために、学習講座などによって意識啓発を実施していく必要があります。
- 消費者が、急速な高度情報通信社会の進展に対応できるよう、迅速な周知や情報提供が必要です。
- インターネットでの消費者被害など高度・多様化する消費者相談に対応できるよう、人材育成などの体質強化を図る必要があります。
- 輸入品などの国際的な食の安全や環境問題についての消費者の関心は高く、広範な社会問題に対してきめ細やかな対応が不可欠となっています。

年代別相談数



商品・役務別相談件数 (H26年度)



目的

町民の利益を守ること、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
消費者講座などへの参加者数	2,366人	2,500人

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）消費者の権利の尊重と自立の支援

- 消費生活相談の内容が複雑・多様化するなか、消費者トラブルの未然防止と迅速な解決を図るため、消費生活相談員のスキルアップ研修の充実、法律相談の紹介や関係機関との連携を図るなど、相談体制の強化に努めます。
- 事業者に比べて、情報や専門知識、交渉力が不十分な消費者には、契約関係の明確化、合理的なサービスや商品の選択ができるよう、必要に応じてあっせんを行うことで問題の早期解決を図ります。
- 消費者被害の未然防止や被害に遭った消費者の救済を一層強化するために、消費者関係法制度の整備や施策の充実を国や県に要請します。

（2）消費者の意識と知識の向上

- 消費生活講座を開催し、消費生活や悪質商法などに関する最新情報を提供するほか、商品やサービスに対する正しい知識を持ち、自らの判断で優良な事業者を選択できる賢い消費者の育成に努めます。

（3）情報提供の推進

- 県や関係機関などと連携し、広報紙・ホームページ、リーフレットなどを利用して、消費に関する最新情報や消費者保護のための情報提供を推進します。
- 専門家の支援が必要な場合は、適切な機関の情報提供を図ります。

主な事業

- ・ 消費者行政事業
- ・ 消費生活出前講座事業 など

協働の取組

- 出前講座への積極的な参加
- 消費生活問題への関心の向上と適切な情報収集

出前講座（老人クラブ）



消費生活相談（消費生活センター）



14 相談事業の拡充

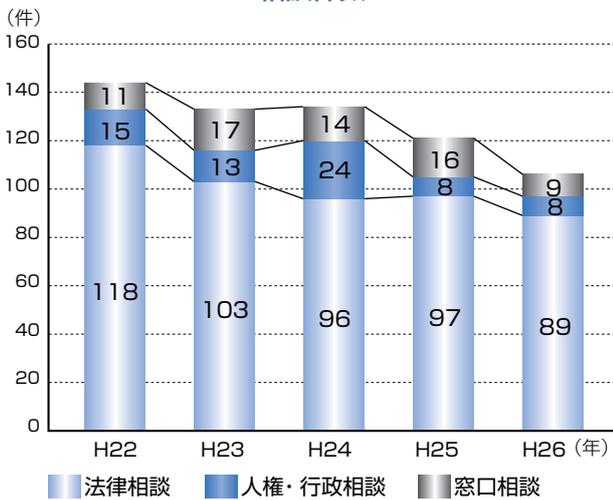
現状

- 社会情勢の変化にともない、町民の抱える問題は、遺産相続、離婚、近隣トラブルなど複雑・多様化するとともに、単独の相談機関だけでは対応できないような複合的な問題も増加しています。
- 本町では、町民の生活上の様々な悩みや不安に対応していくために、身近な場所で弁護士による法律相談を月1回定例開催し、町民の日常生活におけるあらゆる相談に常時対応しています。

課題

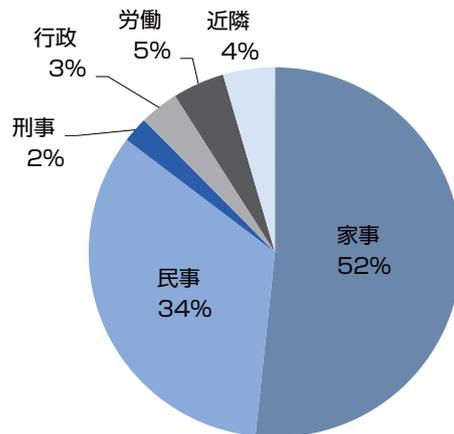
- 今後も多様化する生活上の諸問題に対応するため、適切な助言や援助を行い、問題解決が図られるよう、相談事業の拡充が望まれています。
- 身近な行政相談・法律相談の窓口としての制度や仕組みを周知するとともに、気軽に利用できる体制を整えることが必要です。
- 複雑な相談については、適切な機関につないで解決が図られるよう、各相談機関との連携を図ることが必要です。

相談件数



資料:住民課

法律相談の内容 (H26年度)



資料:住民課

目的

町民の生活上の様々な不安や悩みについて不安解消や問題解決が図れる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
法律相談開催数(月)	1回	2回
人権行政相談開催数(月)	1回	2回

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 法律相談事業の推進

- 弁護士による法律相談については、相談時間などの実施方法を検討し、町民がより利用しやすいよう相談体制の整備を図ります。

(2) 住民相談事業の推進

- 行政相談・人権相談など、他の相談事業と緊密な連携をとることで、適切な情報提供を図ります。
- 関係機関との連携を図り、複雑な相談にも対応できるよう努めます。
- 町民がより相談しやすいよう、相談スペースの充実や待ち時間の短縮など、窓口体制の整備を図ります。
- 町民が潜在的に感じている町政への不安や要望などを聞き取れるよう、相談職員の教育や研修への参加を推進します。

(3) 相談事業の周知

- 相談事業をさらに推進するため、広報紙・ホームページなどを活用した定例相談事業の周知を図ります。

主な事業

- ・ 法律相談事業
- ・ 住民相談事業 など

協働の取組

- 無料法律相談の活用

住民相談窓口



15 農業の振興

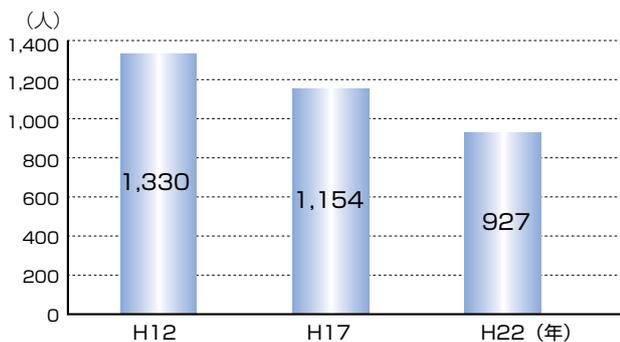
現状

- 農業は本町の伝統的で主要な産業であり、県内の穀倉地帯の一角を担ってきました。しかし、高齢化による離農や若者の農業離れにより、農家人口の減少とともに耕作放棄地の増加を招いています。
- 本町では、農業経営基盤促進法に基づく群馬県の基本方針を軸に、効率・安定的な農業経営の目標等を示した基本構想を定め、農業経営の改善を支援するとともに、担い手として認定農業者や集落営農生産組合等への移行に取り組んでいます。

課題

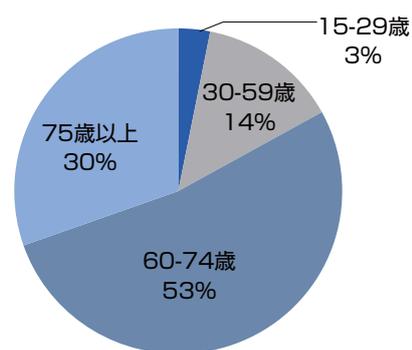
- 地域農業の維持・発展を見据えて、各地域が抱える「人と農地の問題」を解決していくこと、担い手の育成や若者の新規就農の支援をすることが求められています。
- 輸入規制緩和による農畜産物の価格低迷を改善し、経営の安定を図るため、各種ブランド化による付加価値を高める施策が必要です。また、地元産農作物の良さを知ってもらい、消費拡大につなげるため、安全・安心に配慮するとともに、農業・農村に触れる機会の創出が求められています。
- 生産環境では、効率的な生産基盤の構築、老朽化した農業施設の改良などを促進する必要があります。
- 農村環境では、農地の荒廃や用排水路などの管理が問題となっており、環境維持のために農村コミュニティを充実させる必要があります。

農業就業人口



資料：農林業センサス

販売農家の年齢別農業就業人口 (H22年)



資料：農林業センサス

目的

農業の持つ多面的機能の保全・活用を進め、産業として自立できる農業経営の安定を確立する。

成果指標と目標値

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
認定農業者数	105人	120人

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）担い手の育成

- 認定農業者や新規就農者を確保・育成するだけでなく、農業経営の法人化を推進します。

（2）持続可能な農業経営の確立

- 農業経営の安定化を図るため、利子補給などの措置がある低金利な制度融資の活用を促進します。
- 持続可能な農業を確立するため、農地の集積や経営体の集約化を推進します。
- 農業の生産性向上を図るため、地域の状況に応じ、大区画化ほ場整備や農業用施設の維持及び長寿命化への支援を行います。
- 「人・農地プラン」を推進し、また「農地中間管理機構」の活用を推奨することで、後継者不足や耕作放棄地等の解消につながる農業経営を支援します。

（3）農産物のブランド化と6次産業化の推進

- 本町を代表する野菜の生産者への支援や女性農業者などの新規就農業者へのチャレンジ支援を行うとともに、安定的で高品質な農産物の周年供給体制の確立を推進します。また、直売・加工施設の整備を促進し、地元農産物の販売促進と、農産物のブランド化及び6次産業化を推進します。
- 畜産業の経営の安定化を図るため、生産環境の整備などを支援します。

（4）地産地消やグリーンツーリズムの推進

- 地元農産物を学校給食などで積極的に使用し、地元での消費拡大を図ります。
- 都市部との交流事業や体験農業及び市民農園開設など、農業活性化のための取組を推進します。

（5）農村環境の保全と改善

- 農産物の安定供給を図るため、有害鳥獣被害の防止対策を行います。
- 快適で安全な農村環境のなかで生活できるように、集落道路などの生活環境基盤の整備を図ります。また、ほ場整備完了地区と集落を連絡する農業用道路の整備を推進します。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農村地域の町民の幅広い活動を支援し、農村コミュニティの充実に努めます。

主な事業

- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営基盤強化促進対策事業 ・ 農地中間管理事業 ・ 農業用機械購入費補助事業 ・ 小規模農村整備事業 ・ ぐんま緑の県民基金補助事業 ・ 総合農地防災事業 ・ 多面的機能支払事業 ・ 指定野菜等生産推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規就農・経営継承総合支援事業 ・ 農用地利用集積促進事業 ・ 生産調整推進対策事業 ・ 農業基盤整備国庫事業 ・ 有害鳥獣対策事業 ・ 遊水池施設管理事業 ・ 農業用排水路等管理事業 ・ 地産地消事業 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業振興対策事業 ・ 人・農地問題解決加速化支援事業 ・ 農畜産物処理加工施設事業 ・ 森林病虫害等防除事業 ・ 畜産振興対策事業 ・ 中野沼管理事業 ・ 農業用道路・用排水路補修事業 |
|--|---|--|

協働の取組

- 地元農産物や加工品の販売強化、消費拡大

注釈 認定農業者…農業経営基盤強化促進法に基づき、効率かつ安定的な農業経営を目指す農業者。
6次産業化…農林業者が製造・加工や卸・小売・観光などにも取り組み、農山村地域の活性化につなげていこうとする考え方。
グリーンツーリズム…緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

16 工業の振興

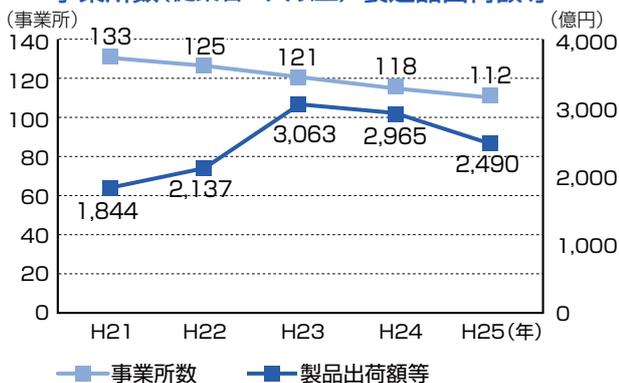
現状

- 本町の製造業は、電気機器、輸送機器などの中心産業において、一部では回復基調が見られるものの、製造業全体では、景気の低迷などにより事業所数は減少しています。
- 新たな企業誘致においては、製造業を取り巻く環境が、これまでのデフレ経済の進行、工場の海外展開による産業や雇用の空洞化などで極めて厳しい現状にあります。
- 一方、本町は東京圏から東武鉄道や東北自動車道・首都圏中央連絡自動車道(圏央道)などの交通網でつながり、企業が進出しやすい立地条件にあります。

課題

- 地域経済を支える中小企業の経営の安定と就労環境の向上について、県や商工会などの関係機関と協力して支援する必要があります。また、事業展開の相乗効果を高めるため、工業団地立地企業と町内既存企業の連携を強化することも必要です。
- 新たな企業の立地は、雇用確保や財政確保につながることから、首都圏へのアクセスなどの優位性を生かしながら、優良企業の誘致に引き続き取り組んでいく必要があります。
- 本町では、企業立地のための適地が限られているため、新たな工業団地の創出に取り組む必要があります。

事業所数(従業者4人以上)・製造品出荷額等



資料:工業統計調査

鞍掛第一・第三工業団地



目的

地域経済の安定と雇用を確保するため、経営強化された企業や優良な新企業が立地した町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
創業支援事業による起業事業者数	0件	10件

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）中小企業の経営安定化

- 中小企業の事業継続や経営安定化に必要となる資金調達を整えるため、商工団体・金融機関などの関係機関との連携により、景気動向や経済情勢の変化を的確に捉え、各種制度融資など、効果的な金融支援を行います。
- 町内企業に対しては、商工会や関係機関と連携して、豊富な技術やノウハウを有するOB人材の活用など、事業の継続・発展の支援に努めます。
- 平成27年度に制定された「群馬県小規模企業振興条例」に基づき、経営の革新、経営基盤の強化、従業員の福利厚生充実等が図れるよう、国・県・経済団体その他の関係機関との緊密な連携に努めます。また、本町においても県条例の目的に準じた町条例を制定します。

（2）企業誘致の推進

- 工業団地については、県の意向や情報を的確に把握しながら、整備手法や土地利用計画などの調整を行い、新たな団地の造成を促進します。
- 企業立地については、地域雇用の創出など地域の振興に様々な波及効果が期待できるため、工場適地の物件情報の提供を行うとともに、「企業誘致条例」に基づく支援により誘致を促進します。
- 工業団地外にある町内工場について、企業活動の維持・育成を図り、効率を高める必要などがある場合には、工業団地内等への集約移転を検討します。

（3）研究開発や起業・創業の促進

- 工業と商業の連携による製品開発や販売強化などの取組を支援します。
- 若者が働きたくなる魅力的な職場のある町に向けて、IT関係や研究所などの誘致、地元での起業の支援に努めます。
- 「創業支援事業計画」に基づき、創業セミナーやワンストップ相談窓口の設置など、町内の新たな産業の創出について各種支援を図ります。

（4）担い手の育成

- 労働者の能力開発と技術の向上のため、商工会との協力による支援、県が行う研修会の周知や参加促進を図ります。
- 工業団体の組織化や機能の充実のため、商工会と連携し、経営診断や経営研修会の実施、産業情報の収集・提供などを推進します。

主な事業

- | | | |
|----------------------|-----------------|-------------|
| ● 中小企業の経営安定化に向けた融資事業 | ● 大手製造業 OB 活用事業 | ● 企業誘致推進事業 |
| ● 商工連携による新商品研究開発推進事業 | ● 技能習得・能力向上支援事業 | ● 創業支援事業 など |

協働の取組

- 研修会の参加
- 県研究開発支援施策の積極的な利用

17 商業の振興

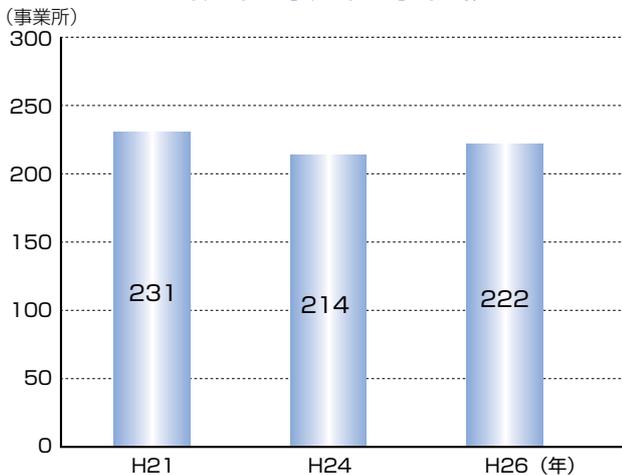
現状

- 本町は、商店が自然発生的に点在しており、まとまりのある商店街が形成されていません。また、商店の半数は、家族従業員型または兼業型商店で小規模な店舗が大半を占めています。
- 少子高齢化の進行により、商店経営者の高齢化や後継者不足という問題が生じています。
- 消費者ニーズの多様化や大規模小売店舗の進出、テレビやインターネットを利用した通信販売等の新しい消費スタイルが拡大したことで、既存商店での購買力は低下しています。
- 本町では、産業競争力強化法に基づき、「創業支援事業計画」を策定し、認定市町村として創業支援事業者と連携し、新たな産業の創出を支援しています。

課題

- 地域に密着した商業は、利便性の向上や地域の活性化に欠くことができないものであるため、経営基盤の強化を図るとともに、魅力ある商店づくりを行うことが必要です。
- 高齢化社会の到来に当たり、高齢者が日常生活用品などの買物に困らないよう環境の整備が必要です。

卸売業・小売業の事業所数



資料：経済センサス

卸売業・小売業の内訳 (H26年)

卸売業・小売業		事業所数
卸売業	繊維・衣服等	3
	飲食料品	8
	建築材料、鉱物・金属材料等	17
	機械器具	15
	その他の卸売業	13
小売業	織物・衣服・身の回り品	8
	飲食料品	53
	機械器具	34
	その他の小売業	67
	無店舗小売業	4
合計		222

資料：経済センサス

目的

町民の生活を支えるとともに、本町のにぎわいを創出するため、町民のニーズに応えられる商店、訪れたい商店が立地する町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
創業支援事業による起業店舗数	0件	10件

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）商業の振興

- 「創業支援事業計画」に基づき、創業セミナーやワンストップ相談窓口の設置など、町内の新たな産業の創出について各種支援を図ります。
- 商工会が行う商業活性化事業や情報交換会の開催、経営診断や必要調査などに協力するとともに、連携を密にして情報の共有化や事業の相互協力を行います。
- 既存商店について、新たなニーズへの対応、経営の近代化が図られるように、融資制度の充実を図り、活用を促進します。
- 後継者不足による店舗の廃業などの現状把握と空き店舗対策の研究に取り組むとともに、従来の商工会への支援制度に加え、「個店」そのものを支援する制度を検討し、後継者や担い手の育成を図ります。
- 平成27年度に制定された「群馬県小規模企業振興条例」に基づき、経営の革新、経営基盤の強化、従業員の福利厚生等の充実等が図れるよう、国・県・経済団体やその他の関係機関との緊密な連携に努めます。また、本町においても県条例の目的に準じた町条例を制定します。

（2）商業進出の支援

- 商業施設の配置等を検討し、日常生活の利便性の向上を図るとともに、少子高齢化に対応するため、買い物難民を生じさせない環境づくりを進めます。

主な事業

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工団体育成支援事業 ・ ぐんま新技術・新製品開発推進事業 ・ 創業支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の経営安定化に向けた融資事業 ・ 商工支援事業 ・ 買い物困難者支援事業 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新商品研究開発推進事業 ・ 産業振興推進事業 |
|--|---|---|

協働の取組

- 地域の商業施設の積極的な利用
- 町内商店での積極的な購買

平成27年度産業祭



町内の大型商業施設



注釈 創業支援事業計画…地域の創業を促進させるため、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する内容をまとめた計画。
群馬県小規模企業振興条例…平成26年に制定された小規模企業振興基本法の趣旨等を踏まえ、人口減少社会における県経済の持続的発展を目指す小規模企業の振興に関する条例。

18 良好な就労環境の整備

現状

- 有効求人倍率については、近隣市町では回復傾向にあるものの、本町では求人募集数より求職者数の数値が上回っており、雇用環境は依然として厳しい状況にあります。
- 若年層の町外への流出抑止やフリーターやニートへの支援、中高年者の雇用の場の確保と女性の社会参画の推進、さらには障がい者の雇用促進など、雇用をめぐる問題は多岐にわたっています。
- 本町では、勤労者に対して、融資制度や勤労者福祉事業を展開し、暮らしやすさ、働きやすさを向上させる支援をしています。また、事業者に対しては、各種助成を行い従業員の生活の安定と中小企業の経営の安定に努めています。

課題

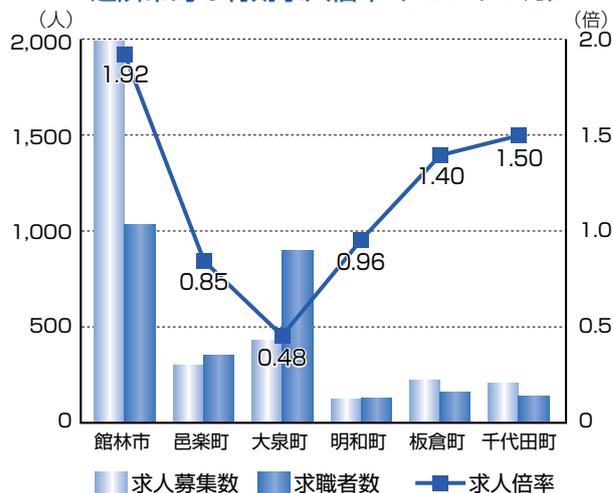
- 働く意欲がありながら、様々な要因から就職できない人に対して、関係機関と連携して、就労に必要な情報をすばやく提供できる体制が必要です。
- 雇用の安定を図るための働きやすい環境づくりとともに、ライフスタイルが多様化するなか、勤労者が豊かに暮らすことのできるように、幅広いきめ細やかな支援の充実が求められています。
- 勤労者のニーズは一層多様化することが予想され、勤労者福祉施設の充実や有効利用の方策、助成制度の拡充を図る必要があります。

町内の有効求人倍率 (H27年)



資料:ハローワーク

近隣市町の有効求人倍率 (H27年6月)



資料:ハローワーク

目的

働く意欲のあるすべての人の雇用が安定するように、就業機会が確保され、勤労者の福祉が充実した町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
勤労者向けのレクリエーションイベント参加者数	254人	300人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 若者・女性・高齢者などへの就労支援

- ハローワーク・県・商工会をはじめとする関係機関と連携して、若者・女性・高齢者などへの就労支援等、総合的な取組を推進します。
- 地元の優良企業を広く紹介することにより、企業の人材確保や学生などの就業支援に努めます。
- 勤労青少年ホーム「おうらヤングプラザ」を活用し、青少年の進路や就職相談の実施、受験や資格試験など、研修の場の提供などを行います。
- 「高齢者活力センター」において、高齢者の雇用促進事業を推進します。
- 「邑楽町共同福祉施設」などで開催される職業や職能及び資格取得に関する研修会やセミナーなどの情報提供を図ります。

(2) 雇用の安定・促進に向けた事業者との連携

- 雇用の安定・促進のため、事業者に対して、中小企業退職金共済制度の助成や離職者の再雇用を促進させるための各種助成を充実します。
- 労働者や企業に対して、長時間労働の抑制など、家庭と仕事の両立支援に向けた啓発活動を推進し、男女がともに働き続けられる環境を整備します。

(3) 勤労者福祉の充実

- 勤労青少年ホーム「おうらヤングプラザ」の利便性の向上、勤労者向けサークル活動の支援、レクリエーションイベントの開催などにより、町内の働く若者が、職場内や同一業種内にとどまらずに広く交流ができる施策を推進します。
- 職場への定着や勤労者福祉の向上を図るため、「勤労者生活資金融資」「勤労者住宅資金融資」などの支援制度の充実を図るとともに、広報紙・ホームページなどで周知を図ります。
- 労使の相互理解と信頼関係の強化を図るため、労使教育委員会を中心とした活動の充実を図ります。

主な事業

- ・ 労働対策事業
- ・ 勤労者住宅資金融資事業
- ・ おうらヤングプラザ活用事業
- ・ 勤労者レクリエーション交流事業
- ・ 雇用対策支援事業
- ・ 勤労者生活資金融資事業
- ・ 町外の学生への就職情報配信事業
- ・ ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業
- ・ 勤労者福利厚生事業
- ・ 商工支援事業
- ・ 若者の就労支援事業
- ・ サービス業就労拡大事業 など

協働の取組

- 町内企業による町内求職者の積極的採用
- 関係機関が開催する各種セミナーなどへの積極的参加

19 観光活動の活発化

現状

- 本町には、冬季に白鳥が飛来することで有名な多々良沼公園(ガバ沼)、開館以来30万人以上の人々が訪れているシンボルタワーを中心とするおうら中央公園、神社仏閣を中心とした歴史的遺産などの観光資源があります。
- 町農畜産物処理加工施設「あいあいセンター」では、年間約8万人の集客があり、地元農畜産物を販売するだけでなく、町地産地消協議会と連携して、米・そばやニガウリなどの町特産物を町内外に発信しています。
- 毎年8月にはおうら祭り、11月には産業祭などを開催しており、町内外から多くの人々が訪れます。
- 本町は、近隣に東北自動車道館林ICや東武鉄道館林駅を有し、観光の拠点として、都心から車や電車で90分ほどのアクセスの利便性に適した位置にあります。

課題

- シンボルタワーなどの施設の老朽化にともない、観光の拠点となる施設の改修を図る必要があります。また、その他の観光拠点についても、魅力を高めるような取組が求められています。
- 体験型や参加型の観光事業やイベント開催など各種施策を総合的に進めることで、観光を本町の産業として育成することが求められています。
- 周辺市町と連携し、広域的な観光エリアとしての魅力を一層向上させる必要があります。

シンボルタワー入場者数



おうら中央公園と白鳥



H25年12月 やすらぎの池

目的

観光産業を育成するため、魅力的な観光拠点があり、地域資源を生かした体験型観光やイベントなどが開催される町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
観光イベントの参加者数(年間)	51,000人	52,000人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 観光地域づくりと観光客誘客の推進

- 地元農作物や加工品を販売する「あいあいセンター」や隣接するシンボルタワーなどと連携を図ることで、おうら中央公園周辺を「観光地域」として位置づけ、地域の魅力を発信します。
- シンボルタワーやおうら中央公園などの既存公共施設を活用したイベントなどを開催し、誘客につなげます。
- 本町と館林市にまたがる「県立多々良沼公園」などを活用し、白鳥飛来地として本町の魅力を発信します。また、町民ボランティア等の育成を図り、地域で自然を守る体制を構築し、観光客の受け入れ体制を整備します。
- 町民の郷土愛の醸成と新たな観光客誘客を図るため、本町の歴史・文化・伝統など、魅力ある郷土の資源を新たな観光素材として活用する「邑(むら)さんぽプロジェクト」を推進します。

(2) 観光活動の活発化

- おうら祭りや産業祭などの一層の充実を図るとともに、町内外から多くの人々が参加したくなるようなイベントの開催を図ります。
- 関係機関や周辺市町との連携により、共催イベントの開催、広域観光コースやツアーパッケージなどの企画を推進します。また、自然環境や農業の魅力を活用した体験型観光プログラムの開発を図ります。
- 自然環境や農業の魅力を活用した体験型観光のプログラム開発に取り組みます。
- 広域的に開催される物産展や県のアンテナショップ「ぐんまちゃん家」などを活用し、本町ならではの魅力ある物産などを町外に広く発信します。

主な事業

- ・観光イベント活発化事業
- ・新商品研究開発推進事業
- ・ご当地ヒーロー活用事業
- ・ふるさとの名物開発支援事業
- ・おうら祭り事業
- ・産業振興推進事業
- ・おうら中央公園活用事業
- ・体験型観光事業
- ・産業振興会事業
- ・シンボルタワー管理運営事業
- ・広域観光周遊ルート形成事業
- ・多々良沼公園活用事業 など

協働の取組

- 町内イベントへの協力、参加
- 町内特産物・観光拠点の情報発信

注釈 シンボルタワー…愛称「未来 MiRAi」。邑楽町のほぼ中央に立ち、高さ約60m、変形九角形の展望室からは、赤城・榛名・妙義の上毛三山が眺められ、晴れた日には、富士山はもとより東京スカイツリーまでもが一望できる。

20 計画的な土地利用の推進

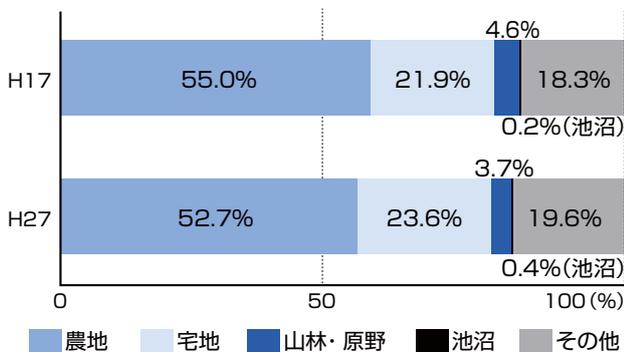
現状

- 本町の土地利用の状況は、町域面積の約半分を農地が占めており、宅地は4分の1弱です。過去10年間の土地利用の変化は、農地、山林・原野が約100ha減少し、主に宅地や雑種地への転用となっています。特に本町の特徴である平地林を含む山林・原野は約23%減少しており、主な転用用途は、太陽光発電用地や駐車場等が挙げられます。
- 近年は、集落地内で、空き家や空き地が増加傾向にあります。また、耕作放棄地も年々増加し、平成26年度末は12.6haとなっています。
- 町民の日常生活の利便性向上や賑わい創出のための商業地の拡大や大型店舗の立地は、土地利用規制の開発の制約から、依然として厳しい状況にあります。

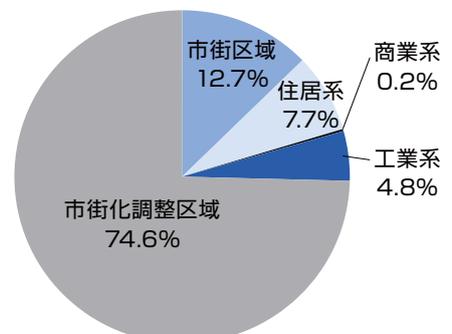
課題

- 住居系などの市街化区域の拡大から、生活に必要な機能や魅力を集約したコンパクトなまちづくりへの転換が求められており、本町の現状を踏まえた土地利用の見直しと、秩序ある土地利用の展開が必要となっています。
- おうら中央公園周辺では、行政機能の集約などの整備は進んでいるものの、中心市街地としてふさわしい土地利用は不十分であり、さらに鶉土地区画整理事業の早期完了や工業用地の拡大の検討など、都市的土地利用の推進が求められています。また、商業系用途地域の配置についても、継続して検討していくことが必要です。
- 農地や平地林等の自然的土地利用は、有効的な保全方法を検討する必要があります。
- 土地区画整理事業を行っていない市街化区域内の都市基盤整備について、今後も取り組める整備方法を検討し、都市基盤整備事業を展開する必要があります。
- 土地利用の規制・誘導方策、まちづくり事業の検討にあたっては、町民と行政との協働体制を構築していく必要があります。

土地利用状況



用途地域状況



目的

自然と暮らしやすい環境が調和した、秩序ある計画的な土地利用と市街地整備がなされている町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
土地利用に対する満足度	22.4%	25%

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 秩序ある土地利用の規制・誘導

- 本町の現状と社会情勢の変化に併せて、「邑楽町都市計画マスタープラン」の改訂と「立地適正化計画」を策定し、これらの計画に基づき、計画的かつ総合的な土地利用を展開します。
- 都市計画法や「邑楽町土地開発指導要綱」に基づき、無秩序な開発などを防止し、良質な開発の誘導を図ります。

(2) 都市的土地利用の促進

- 「邑楽町都市計画マスタープラン」の改訂に併せて、「立地適正化計画」を策定し、計画に即した都市機能の集積や市街地整備などを推進し、コンパクトな市街地形成を図ります。
- 良好な住環境の形成や魅力ある中心市街地の形成のために、「邑楽町都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に基づき、都市計画法などの法制度の運用や各種施策の推進を図ります。
- 持続可能な活力あるまちづくりと雇用の創出のために、工業系用途の拡大について関係機関と協議を進め、促進を図ります。
- 町民の日常生活の利便性向上などに資する幹線道路沿線などの市街化調整区域内への商業系施設の配置については、都市計画法などの規制の動向に注視しながら誘導方策を検討します。

(3) 自然的土地利用の保全

- 市街化調整区域における農地や平地林などの自然的土地利用については、引き続き保全に努め、特に重要な生産基盤である農地については、農業振興施策の推進により、さらなる保全と有効利用を図ります。
- 集落地域については、道路整備など必要な公共施設整備を進めて、居住環境の改善を図ります。

(4) 市街地整備事業、面整備事業の推進

- 鶉土地区画整理事業は、適宜見直しを行いながら早期完成を図るとともに、適正な土地利用の実現のために、市街化区域内の市街地整備事業などの実施を検討します。

主な事業

- ・土地利用対策事業
- ・都市計画策定事業
- ・土地区画整理事業
- ・市街地整備事業
- ・小規模農村整備事業 など

協働の取組

- 私有農地や平地林の管理と保全
- 「都市計画マスタープラン」や「邑楽町土地開発指導要綱」などへの理解と協力

注釈 都市計画マスタープラン…長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする計画。
立地適正化計画…居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。

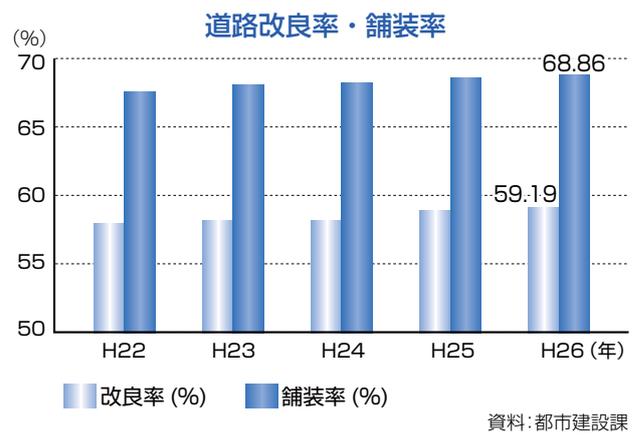
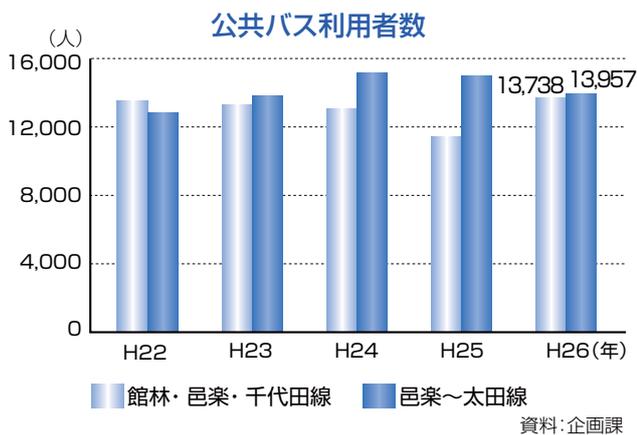
21 交通環境の整備

現状

- 本町には、広域交通処理機能を担う路線として、東西方向に国道2路線(122号・354号)、南北方向に県道2路線(主要地方道足利邑楽行田線・一般県道赤岩足利線)が通り、本町の道路網の骨格を形成しています。
- 鉄道は、町内に東武鉄道小泉線の本中野駅・篠塚駅、近隣に東武鉄道伊勢崎線の多々良駅が設置されており、通勤や通学の重要な交通手段になっています。
- 公共バスは、高齢者や子どもなどの日常生活の移動手段として、町南部を經由して館林厚生病院や館林駅を結ぶ「館林・邑楽・千代田線」と、町北部を經由してイオンモール太田や太田記念病院を結ぶ「邑楽～太田線」の2路線を運行しています。

課題

- 南北軸の強化を図るため、主要地方道足利邑楽行田線の早期整備を働きかける必要があります。都市計画道路は、人口減少に合わせ、未整備路線の廃止を含めた計画の見直しが必要とされています。
- 町道は、道路改良率の向上のため、今後も一定の事業量を確保しながら幹線道路・生活道路ともに整備を推進する必要があります。
- 鉄道は、日中の発着頻度が1時間程度の時間帯があり、また、篠塚駅が無人駅となっているなど、サービスの維持・向上が求められています。
- 公共バスは、町全体を循環するとともに、館林方面や太田方面に全域から移動できるよう2路線の結節を図る必要があります。



目的

交通の利便性向上や産業の活性化のため、町全体に機能的で安全な道路網を整える。また、誰もが不自由なく移動できるように、公共交通が利用しやすい環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
国県道を含めた町内道路の改良率	59.19%	61%
公共バス利用者数	27,700人	28,500人

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）広域幹線道路の整備

- 国道122号は、交差点改良と歩道整備を県へ要望します。
- 主要地方道足利邑楽行田線の未整備区間の早期整備を県に要望します。

（2）町道の整備・維持管理

- 町内の各地域を結ぶ幹線的な町道は、歩行空間の確保を図るため、歩道整備を中心に推進します。
- 生活道路全般については、必要な幅員の確保、隅切りや線形の改良、舗装の推進などに努めます。
- 町道の舗装補修、街路樹管理など、適正な維持管理を行い、道路環境の改善を図ります。

（3）戦略的な道路整備の推進

- 「邑楽町都市計画マスタープラン」で位置づけている「さらなる広域的な交通利便性の向上」や新たな「町の核」の形成を図る上で必要な道路について、調査・検討・協議を推進し、熟度の高まりに応じて整備構想・整備計画を立案します。
- 必要に応じて新たな都市計画道路としての位置づけや都市計画決定の可能性を検討します。
- 社会状況により必要性が変化しつつある路線について、廃止を含めた計画変更の検討を行うとともに、整備推進にあたって、現状を踏まえた計画変更の検討を行います。
- 「〔仮称〕両毛中央幹線（利根川新橋）」の実現に向け関係機関に働きかけを行います。

（4）鉄道交通の推進

- 東武鉄道小泉線の運行間隔の短縮と特急りょうもう号との利便的な接続に向けて、関係機関へ要望するとともに、東武鉄道小泉線の利用促進を図ります。

（5）公共バス路線の整備

- 公共バスの運行を継続するため、バス利用者の拡大を図りながら公共バスを運行する事業者への支援を推進します。
- 町内全体を結ぶ循環バスネットワークの実現に向けて、総合的なまちづくりを踏まえつつ、将来像の調査・検討を推進します。

主な事業

- | | | |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道・県道整備事業 ・ 東武鉄道整備促進要望事業 ・ 町道整備国庫補助事業 ・ 道路管理事業 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路新設改良事業 ・ 広域公共バス整備事業 ・ 道路維持補修事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路見直し事業 ・ 公共交通利用促進事業 ・ 公共交通ネットワーク形成事業 |
|--|--|---|

協働の取組

- 公共バスの積極的な利用
- 高齢者などの交通弱者に対してのゆずりあいや配慮

22 緑と水辺の保全と整備

現状

- 本町には、広大な水面と芝生が広がる多々良沼公園、大黒保安林をはじめとした町内に多く残る平地林、孫兵衛川や多々良川をはじめとする河川など、田園地帯のなかに「緑と水」が織り成す美しい自然環境が存在します。
- 本町には、6つの一級河川が流れており、町内延長合計約32kmの内、約20kmが改修済です。また、都市公園は計画面積約34haの内、約33haが供用されています。

課題

- 新堀川及び逆川は、農地の湛水被害が頻発しており、県に早期事業実施を働きかけていく必要があります。
- 公園については、自然と親しめる身近な場としての役割を果たすとともに、地震などの災害時に、町民の避難や救援活動の拠点ともなることから、計画的な整備と維持管理を図る必要があります。
- 都市化の進展によって失われつつある自然環境を次世代に引き継いでいくことが必要です。特に平地林については、急速に減少しており、その対策が重要な課題です。
- 魅力ある自然景観を後世に継承し、自然と市街地の景観が調和した美しいまちづくりが必要です。

都市公園整備状況（H27年3月現在）

公園種目	箇所数	計画面積 (ha)	供用面積 (ha)
街区公園	11	3.51	3.51
近隣公園	3	5.71	4.75
地区公園	3	16.66	16.66
総合公園	1	7.85	7.70
合計	18	33.73	32.62

資料：都市建設課

一級河川の改修状況（合計値）



資料：都市建設課

目的

緑と水辺の保全と整備により、心安らぐ魅力ある空間があり、美しい自然と触れ合える町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
都市公園供用面積	32.62 ha	33.59 ha
一級河川改修率	62%	63%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）公園の整備推進

- 石打地区の近隣公園である松本公園は、自然とふれあい、スポーツが楽しめ、四季折々の花や木を觀賞できる公園として、未整備区域の約1 ha の整備を推進します。また、鶉地区の区画整理事業地内には整備の進捗に合わせて、街区に居住する町民が親しめる街区公園の整備を推進します。
- おうら中央多目的広場については、レクリエーション機能の強化を図るとともに、防災拠点や災害後方支援拠点としての整備を図ります。
- 公園や緑地の維持管理を適切に推進し、安全性や快適性及び避難地の確保を図るとともに、地域ボランティア団体等の協力や協働のまちづくり事業を推進し、きめ細かな維持管理に努めます。

（2）緑・自然環境の保全

- 自然環境と共生したうるおいのある生活圏の創造と、かけがえのない本町の財産である、農地、河川、平地林等の維持・保全に努めるとともに、平地林については公益的な活用を検討します。
- 自然環境の保全に関する正しい理解や知識の普及・啓発を図るため、町民が自然とふれあい、学ぶ機会を提供するとともに、自然環境に関する情報の整備や活用に努めます。

（3）河川の整備促進

- 矢場川については改修済みですが、上矢場に架かる橋梁などの整備が必要であるため、未整備橋梁の管理者である足利市と事業実施に向けた協議を推進します。
- 多々良川、孫兵衛川、新堀川、逆川については、未改修区間の整備を県に要望します。
- 藤川については改修済みですが、残された旧河川部については町移管に向け、必要な整備を県に要望します。

（4）自然景観の整備

- 貴重な景観資源である多々良沼公園、大黒保安林、永明寺のキンモクセイなどを本町のシンボルとなる景観と捉え、引き続き保全に努めます。
- 魅力ある景観の保全・創出の必要性和その方向性を共有するため、景観行政団体への移行及び景観計画の策定を検討します。

主な事業

- ・公園整備事業
- ・平地林活用事業
- ・公園管理事業
- ・景観形成推進事業 など

協働の取組

- 公園などの管理に参加している団体の育成及び新規拡大
- 邑楽町白鳥を愛する会、多々良沼自然を愛する会などの活動への参加

注釈 おうら中央多目的広場…役場庁舎北側にある、面積 3.3ha の芝生広場。大きな駐車場と管理棟を兼ね備えており様々なイベントの開催場所として利用が期待される。

邑楽町白鳥を愛する会…多々良沼公園（ガバ沼）に飛来する白鳥が安心して越冬できるよう、周辺の環境整備や保全活動を行っている団体。

23 良好な住環境と市街地形成

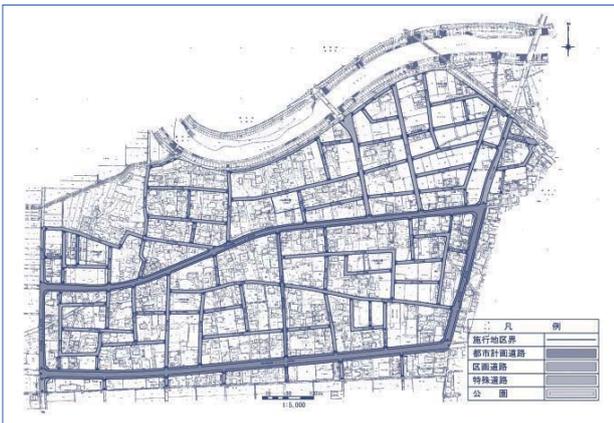
現状

- 良好な住環境整備と既存宅地の改善を目的に進めている鶉地区の土地区画整理事業は、事業区域の39.7haの内、15.4ha(38.7%)の整備が完了しました。引き続き、平成42年度までの施行期間内の早期完成を目指して整備を進めています。
- 人口減少・少子高齢化社会の到来により、町営住宅・民間住宅ともに、住宅の安全性やユニバーサルデザインなど「質」の向上を図る施策を進めています。

課題

- 土地区画整理事業の長期化については、人口減少や高齢化など社会情勢の変化を踏まえ、柔軟な市街地整備手法への転換など、目標を達成するための手法を再検討する必要もあります。
- 人口減少のなかで、住宅地需要は減少しつつありますが、定住や移住促進につながるよう、魅力ある住宅政策はもとより、良好な市街地環境の形成が求められています。
- 市街化区域において、都市基盤整備が立ち遅れた区域が残っており、住環境の改善のための道路などの整備が求められています。
- 町営住宅では、建物の老朽化や居住面積の狭さなど、現在の居住ニーズに合わない住宅が残っており、大規模な修繕や建て替えが必要です。また、民間住宅では、建築年数の経った住宅が多く、バリアフリーの推進や耐震補強など安全性の確保が求められています。
- 本町全体で空き家が増加傾向にあり、良好な住環境確保のために、利活用方策等について検討・実施することが求められています。

鶉区画整理の図面



資料：都市建設課

町営住宅の概要

住宅団地名	敷地面積	構造	管理戸数	建築年
石打	2,889 m ²	鉄筋コン	47	H24～H25
大黒第二	10,394 m ²	木造	44	S44～S48
		簡易耐火		
埴堀	7,255 m ²	簡易耐火	40	S49～S53

資料：都市建設課

目的

良質な住宅の供給と良好な住環境の整備を進め、誰もが安心して快適に暮らせる町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
住環境に対する満足度	25%	30%
鶉土地区画整理事業進捗率	27%	53%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）良好な住環境の形成

- 鶉地区の土地区画整理事業の早期完成を促進するとともに、公的な宅地の供給を推進するため保留地の早期処分にも努めます。また、事業の長期化に対しては、地域の合意が得られる適切な整備方針を検討します。
- 市街化区域内の通行や災害時の避難に支障がある、狭あい道路について拡幅を推進します。
- 町内の空き家について、居住可能な物件は借家及び店舗として活用するための相談窓口の設置や情報発信などの施策推進を検討します。

（2）快適な市街地の形成

- 都市政策の企画・立案のため、土地利用現況や建物現況及び都市施設・市街地整備状況などについて調査し、本町の現況及び動向を把握する都市計画基礎調査を実施します。
- 良好な住環境の形成や魅力ある中心市街地の形成のために、「邑楽町都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に基づき、都市計画法等の法制度の運用や各種施策の推進を図ります。
- 策定が予定されている「立地適正化計画」などに基づき、市街地整備事業の推進を図ります。
- きめ細かなまちづくりを進めるため、地区計画や建築協定などの法制度の運用を進めます。

（3）町営住宅の整備

- 既存の町営住宅の適切な修繕に努め、老朽化した町営住宅の建替えにあたっては、町民のニーズを踏まえ、「邑楽町住宅マスタープラン」の見直しを行い、高齢単身者世帯向けやユニバーサルデザインなど多様な観点に配慮した建設を図ります。
- 町営住宅の建替え時における既存入居者の一時的入居のために、民間住宅借上げの仕組みを検討します。
- 単身入居の高齢者などが安心して生活できるように、日常での安否確認が行える体制や仕組みづくりを検討します。

（4）民間の住宅建設の適正誘導

- 「邑楽町都市計画マスタープラン」「立地適正化計画」により住宅建設を誘導するとともに、住宅建設の適正化のために、「邑楽町土地開発事業指導要綱」に即した土地利用指導を進めます。
- 民間住宅建設の促進のために、町で実施している勤労者住宅資金事業や住宅リフォーム補助金事業による資金融資や補助金交付の利用普及の推進を図ります。
- 昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅または併用住宅について、地震に対する安全性の確保について周知徹底を図るとともに、耐震診断や改修の支援を継続して実施します。

主な事業

- | | | |
|-------------|-------------------|-------------|
| ・ 町営住宅建設事業 | ・ 住宅維持管理事業 | ・ 土地利用対策事業 |
| ・ 勤労者福利厚生事業 | ・ 耐震化推進事業 | ・ 鶉土地区画整理事業 |
| ・ 都市計画策定事業 | ・ 狭あい道路整備等促進事業 など | |

協働の取組

- 空き家の有効活用・情報提供

24 安定した上水道の供給

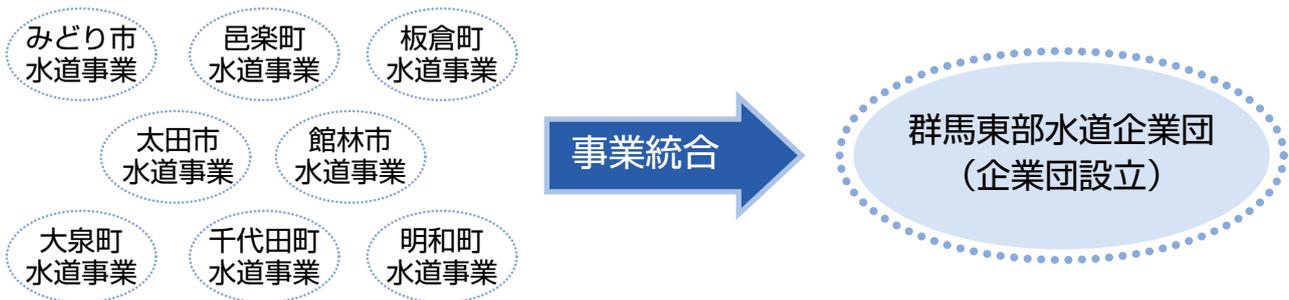
現状

- 上水道事業は、人口減少にともない給水収益が減少するなか、高度経済成長期に建設された浄水場などの更新時期を迎え、今後の水道経営に多大な影響を及ぼすものと想定されています。そのため、国では、水道事業の運営基盤を強化する方策として、水道事業の広域化を推進しています。
- 群馬県東部に位置する太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町及び本町の3市5町は、上水道事業の広域化を推進するため、平成28年4月からの群馬県東部地域の水道広域化の協定を締結しました。

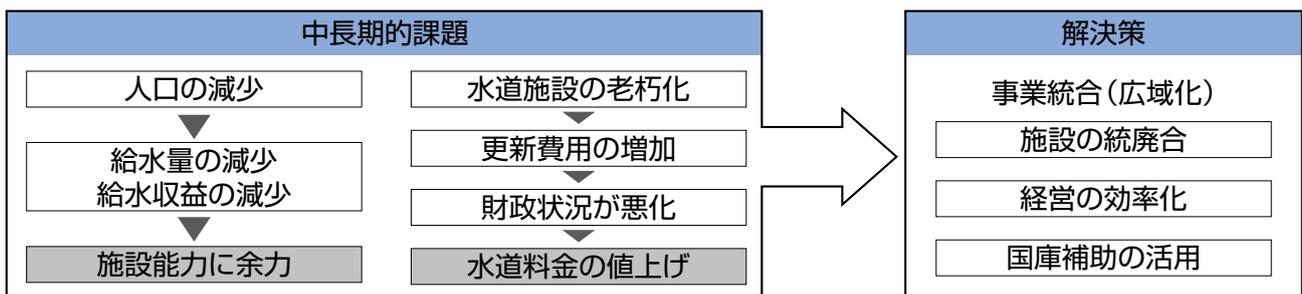
課題

- 広域区域内では、全国平均に比較して、管路の経年化が進んでおり、配水形態を考慮した更新を進めることが必要です。
- 計画的な更新には、統廃合などによる施設の再構築や更新計画の策定、長寿命化のための修繕及び維持管理の取組が必要です。
- 給水人口及び給水量の減少、老朽化した水道施設の更新費用の発生にともない、給水原価は大幅に上昇することが予想されます。
- 事業統合にともなって、地域内のサービス格差をなくし、サービスの水準を均一にするとともに高める必要があります。

広域化組織計画



群馬県東部地域における中長期的課題と解決策



目的

広域水道事業を推進し、持続可能な水道による安定した水の供給を実現する。

成果指標と目標値

※平成 28 年 4 月 1 日より上水道事業は群馬東部水道企業団に移行したため、成果指標と目標値を設定していません。

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）群馬東部広域水道事業の推進

- 平成 25 年に策定した広域化の基本方針である「基本構想」及び施設整備・管理体制・経営について定めた「基本計画」に基づき、水道水の安定供給と管理・経営体制の効率化を推進します。

（2）水源の有効活用

- 水源には余力があるため、原水及び浄水の水質が良い水源・浄水場を有効活用し、安全でおいしい水を供給します。
- 標高が高い位置の水源を活用し、標高の低い地域へ供給することで、電気料金などの維持管理費の低減に努めます。

（3）安定供給体制の向上

- 水源・浄水場の広域的な水運用を構築し、原水や浄水の供給経路を複数化することで、水道水の安定供給体制の向上を図ります。

（4）維持管理費・更新費用の低減

- 施設の相互融通と余力を活用することで施設の統廃合を行い、地域全体として二重投資となるような更新事業を削減します。また、施設数の減少により、維持管理費の削減を図ります。
- 広域化における公的資金を活用した施設整備を実施します。

（5）災害対策の推進

- 事業統合による確保財源により、施設及び管路の災害対策を推進します。また、ソフト面の危機管理体制の強化や、水道施設が広域的に分散配置されるメリットを生かした災害対策を推進します。

主な事業

- | | | |
|--------------------|-------------|-------------|
| ● 水道施設再構築に伴う施設整備計画 | ● 既設施設の更新計画 | ● 既設管路の更新計画 |
| ● 管理体制計画 | ● 組織体制計画 | ● 財政計画 など |

協働の取組

- 節水の理解と協力

注釈 企業団…地方自治法に基づき、複数の地方公共団体が、行政サービスなどの一部を共同で行うことを目的として設置する組織（一部事務組合）のうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同で行うもの。

25 温暖化防止対策の推進

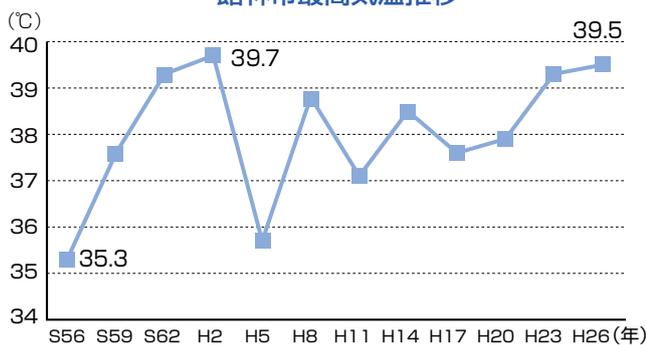
現状

- 近年の地球温暖化による気温上昇や異常気象の増加は、私たちの生活に深刻な影響を与えています。
- ヒートアイランド現象の影響もあり、館林市や熊谷市などの関東内陸部では35℃以上の猛暑日の日数が増加しています。今後の地球温暖化を防ぐためには、平成62年までに世界の温室効果ガスの排出量を、平成22年に比べて40～70%削減する必要があると言われてしています。
- 地球温暖化防止への意識の高揚、東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化などを踏まえ、低炭素社会の実現に向け、省エネルギー対策や都市・交通の低炭素化、再生可能エネルギーの導入などの動きが活発になっています。
- 本町においては、地球温暖化対策として、省エネルギーやクールビズの啓発、住宅用太陽光発電システム設置の促進などに取り組んできました。

課題

- 平成17年に、温室効果ガスの排出削減目標を定めた京都議定書が発効され、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を定めました。本町においても、この法律に基づき環境学習・環境教育や情報提供による意識啓発に努め、家庭・職場・地域における積極的な活動を推進していく必要があります。
- 温室効果ガスの排出量を抑制し、低炭素社会を実現するためには、省エネルギー対策に加え、エネルギーの利用効率の向上や、地域に根差した再生可能エネルギーの導入が課題となっています。

館林市最高気温推移



資料: 気象庁

邑楽町役場駐車場気温計



H27年8月

目的

地球温暖化対策に対する町民の意識啓発を図り、温室効果ガス排出量の削減に関し自らが取り組む町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
住宅用太陽光発電システム補助金申請数(累積)	426件	700件

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 環境教育・環境学習の推進

- 幼児期から環境問題に対する意識を高めていくために、幼稚園や保育園で物を大切にする取組などの活動を行います。また、小中学校における環境保全学習を支援し、リサイクル活動などを通して循環型社会の形成の重要性について認識を深めます。
- 町民の誰もが環境に関心を持って、積極的な取組が行える体制をつくるため、環境学習・環境教育の推進を図ります。

(2) 率先行動の推進

- 本町が自ら率先して省資源・省エネルギーやグリーン購入など温室効果ガスの排出量を抑制、環境への負荷を軽減する措置を図り、あわせて、町民や事業者の環境保全に対する意識の高揚を図ります。
- 住宅用太陽光発電システム設置を推進します。その他、再生可能なエネルギーの開発・普及を促進するため、新たな支援施策を検討します。

(3) 環境情報の整備・提供

- 環境施策の効果的な推進を図るとともに、町民や事業者の環境への取組の促進に資するため、環境情報を体系的に整理し、広報活動の充実を図ります。

(4) 地域環境に配慮した行動の普及・促進

- 地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題に対処するため、日常生活や事業活動において、地球環境に配慮した行動の普及・促進を図ります。

主な事業

- ・新エネルギー・省エネルギー活用促進事業
- ・住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- ・地球環境対策事業
- ・省エネルギーに関する温暖化対策事業
- ・緑・水に関する温暖化対策事業 など

協働の取組

- 省エネルギーへの協力

注釈 ヒートアイランド現象…都市部において、大量の人口熱や大気汚染物質の放出により、平均気温が周辺より高くなる現象。
 京都議定書…平成9年12月に地球温暖化防止京都会議が採択した議定書(平成17年2月16日に発効)。
 グリーン購入…製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、環境負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

26 快適な生活環境の創造

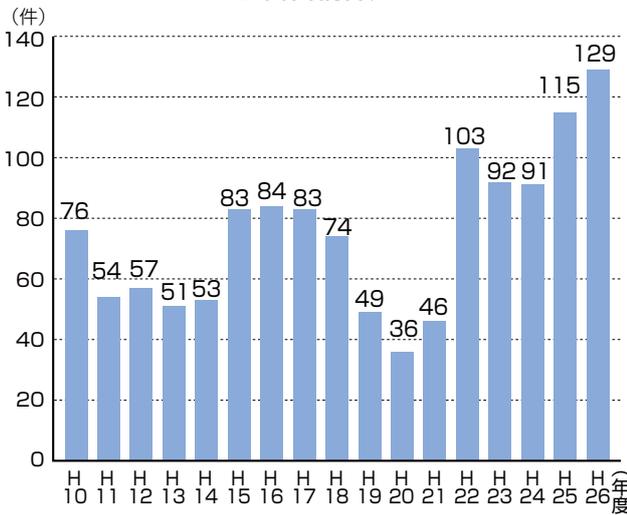
現状

- 町内の一部には、ごみのポイ捨てや不法投棄がみられ、生活環境への影響が懸念されます。また、所有者の管理不全による草木の繁茂や野焼きによる煙害及び大型トラックなどの走行による振動・騒音など、近年多くの苦情が寄せられています。
- 生活様式の多様化にともない、近隣騒音などの都市・生活型公害が表面化してきています。
- 本町では、国・県の公害関係法令に加え、町内企業と公害防止協定を結び、公害に対する対策を講じています。また、各行政区や町民団体などが中心となって、道路や河川などの環境美化活動に取り組んでいます。

課題

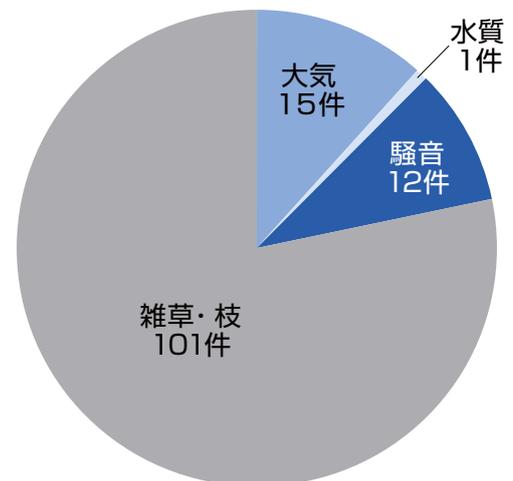
- 町民の環境意識の向上を図るとともに、廃棄物の適切な処理を啓発する必要があります。
- ポイ捨て・不法投棄の防止のため、監視体制の強化や発生抑制対策をさらに推進する必要があります。
- 近年問題となっている、光化学オキシダントによる二次汚染物質やPM2.5を代表とする微粒子状物質などの大気汚染について、事業者の取組の促進や町民への情報提供など、適切な対応をしていくことが求められています。

公害苦情件数



資料:安全安心課

公害苦情件数内訳 (H26年度)



資料:安全安心課

目的

日常生活や産業活動からの公害の発生を防止し、快適で美しい生活環境や自然環境が守られた町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
BOD	0.9~11mg/l	8.5mg/l

※BOD…生物科学的酸素消費量と呼ばれ、水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で最も一般的な水質指標の一つ。

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 環境美化運動の推進

- 自主的な環境美化活動を進める団体や組織などの支援を図るとともに、環境美化意識の高揚に努めます。また、飼い犬のふん害対策として、犬を飼う人のマナー向上に向けた啓発を行います。

(2) 不法投棄対策の推進

- 不法投棄された廃棄物の状況を正確に把握するとともに、不法投棄の監視や取り締まりの強化を図ります。

(3) 都市・生活型公害対策の推進

- 大気汚染の防止に向けた公共交通機関の充実、水質汚濁の防止のための下水道の接続、単独浄化槽から合併浄化槽への転換など、公害対策の施策を総合的に推進します。
- 職員の環境に対する意識向上を図るとともに、町民の環境保全に対する意識啓発のための広報活動の充実を図ります。

(4) 産業型公害対策の推進

- 苦情処理の迅速化のため公害苦情処理体制を整え、東部環境事務所や邑楽消防署との連携をさらに強化していきます。
- 公害防止対策が遅れている工場や事業所に対して、県の「公害防止施設整備資金融資制度」の活用を促し、公害に対する理解を促すとともに指導を強化します。
- 公害の未然防止のため、新規の進出企業との間で「公害防止協定」を締結するとともに、既存企業との協定締結も推進します。
- 県からの「光化学オキシダント注意報」「PM2.5 注意報」が発令された場合、おうらお知らせメールなどによる周知のほか、幼稚園・保育園や小・中学校などへ連絡し、子どもたちへの配慮に努めます。

主な事業

- ・生活環境委員活動事業
- ・公害対策事業
- ・ポイ捨て及び犬のふん害防止条例啓発事業
- ・地球環境対策事業 など
- ・狂犬病予防関連事業

協働の取組

- 都市・生活型公害の発生防止への協力

注釈 PM2.5…大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもので、平成21年9月に環境基準が定められた物質。
都市・生活型公害…自動車排出ガスによる大気汚染や近隣騒音など、都市化や生活様式の変化によって発生する公害。

27 循環型社会の形成

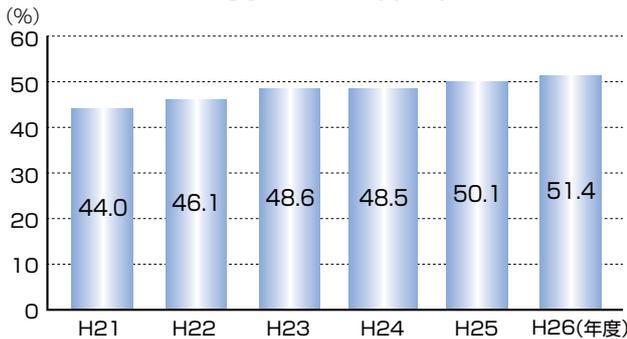
現状

- 下水道事業については、「流域関連邑楽町公共下水道事業計画」に基づき、平成26年度末現在、下水道計画区域の685haの内、公共下水道事業認可区域で152haが整備され供用されています。
- 可燃ごみは、大泉町・千代田町・邑楽町の3町で構成する大泉町外二町環境衛生施設組合が管理・運営している「大泉町外二町清掃センター」で焼却処理をしていますが、施設の老朽化が進んでいるため、太田市を加えた4市町で構成する太田市外三町広域清掃組合で新たな焼却施設の建設計画を進めています。
- 不燃及び資源ごみの処理は、太田市外三町広域清掃組合が管理・運営している「リサイクルプラザ」で処理を行っています。

課題

- 引き続き計画的な公共下水道の整備を進める一方、費用対効果及び地域特性を考慮した効率・効果的な整備方法や計画区域の見直しの検討が必要となっています。
- 公共下水道事業認可区域外は、河川の水質保全のため、合併処理浄化槽の設置推進が必要です。
- 新中野及び明野地区の地域し尿処理施設及び管渠は、適宜補修工事等で長寿命化を進めつつ、さらに適切な維持管理や効率的な修繕を図る必要があります。また、施設の維持管理費の節減に向けて公共下水道への接続統合についても検討する必要があります。
- 家庭からの資源ごみの分別収集の継続、ごみの減量と再資源化、事業系一般廃棄物の適正な処理の指導・啓発を一層推進していく必要があります。

汚水処理人口普及率



資料：環境省 浄化槽サイト

ごみの排出量・資源化量、資源化率



資料：一般廃棄物処理実態調査結果

目的

環境への負荷を軽減するため、限りある資源の消費抑制と有効利用を推進する町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値 (H26)	目標値 (H32)
汚水処理人口普及率	51.4%	60%
資源化率	8%	11%

※汚水処理人口普及率…下水道等の汚水処理施設を利用できる人口に合併処理浄化槽を利用できる人口を加え、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標のこと。

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）公共下水道事業の推進

- 将来人口などに基づき、費用対効果及び地域特性も考慮し、公共下水道計画区域の縮小を検討します。また、事業認可区域の整備については継続的に推進するとともに、公共下水道への加入促進を図ります。
- 地域し尿処理施設の老朽化については、計画的に再生・長寿命化の整備を図るとともに、公共下水道への接続統合を検討していきます。また、劣化度が高い管渠に対しては、更生工法により整備・更新を図ります。

（2）公共下水道事業認可区域外の排水処理の推進

- 生活排水浄化のため、合併処理浄化槽の設置を支援します。
- 合併処理浄化槽処理水の放流先確保と、集落の雨水排水処理のための排水路整備を推進します。

（3）ごみの減量やリサイクルの推進

- ごみの減量と資源の有効利用のため、リサイクル活動情報の提供、分別収集や集団回収など地域の取組を活発化します。
- 増え続ける台所ごみに対応するため、生ごみの堆肥化による自家処理を推進します。
- 資源リサイクル、環境教育の拠点施設として、「リサイクルプラザ」の活用を図ります。

（4）ごみ処理の適正化

- 一般廃棄物収集を効率的に行うため、収集車・作業員・収集場所を適正に配置し、収集回数合理化を図ります。
- 太田市、千代田町、大泉町、邑楽町の4市町で、新たな焼却施設の建設を推進します。

（5）し尿等の適正処理の推進

- し尿及び浄化槽汚泥の処理については、大泉町に委託し、「大泉町衛生センター」で適正な処理に努めます。また、施設の計画的な補修整備については、大泉町に協力し促進します。
- し尿処理許可業者に対し衛生・効率的な収集についての指導に努めます。また、収集車に脱臭装置を取り付けるなどの取組を推進します。

主な事業

- | | | |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道推進事業 ・ 一般廃棄物収集運搬事業 ・ 資源ごみ集団回収補助事業 ・ 大泉町し尿処理施設事務委託事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 管渠整備事業 ・ 資源ごみ分別収集推進事業 ・ 公害対策事業 ・ 排水路整備事業 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽整備事業 ・ ごみ減量化推進事業 ・ 地域し尿処理施設維持管理事業 |
|---|--|--|

協働の取組

- 供用開始区域内公共下水道への接続
- 単独浄化槽から合併処理浄化槽の転換設置
- ごみの排出抑制と分別収集の徹底

注釈 更生工法…新たに敷設した管渠と同等以上の耐久能力とするための工法。
リサイクルプラザ…太田市をはじめ1市3町の不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみを処理する施設。

28 幼児教育・保育の充実

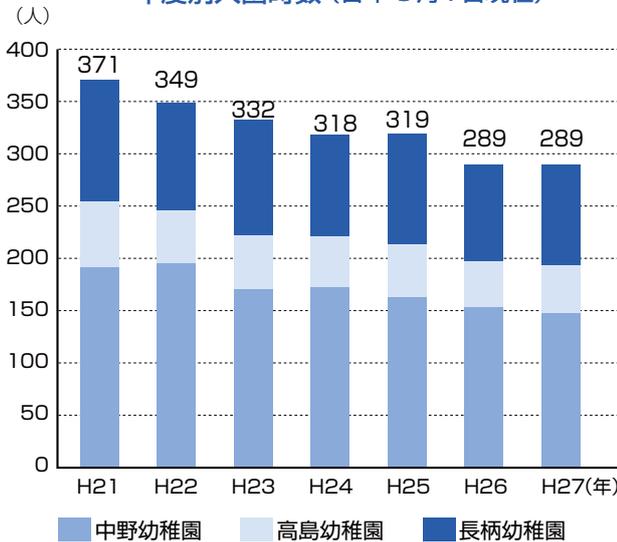
現状

- 幼児期は人間形成の基礎が培われる時期であり、就学前教育は同世代との集団生活を通じて信頼感や自立心を育むとともに、基本的な生活習慣を身につけさせる役割を担っています。
- 町内に公立幼稚園は3園あり、「幼稚園教育要領」に基づき幼児教育を行っています。保育園は公立が3園、私立が1園あり、「保育所保育指針」に基づき保育を行っています。
- 乳幼児人口の減少や直面する保育環境の現状を踏まえながら、幼保一体化の検討を進めています。
- 本町では、平成27年に「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、未就学の児童に対して一体的な幼児教育が行われるよう、幼稚園・保育園で共同の研修や交流を実施しています。

課題

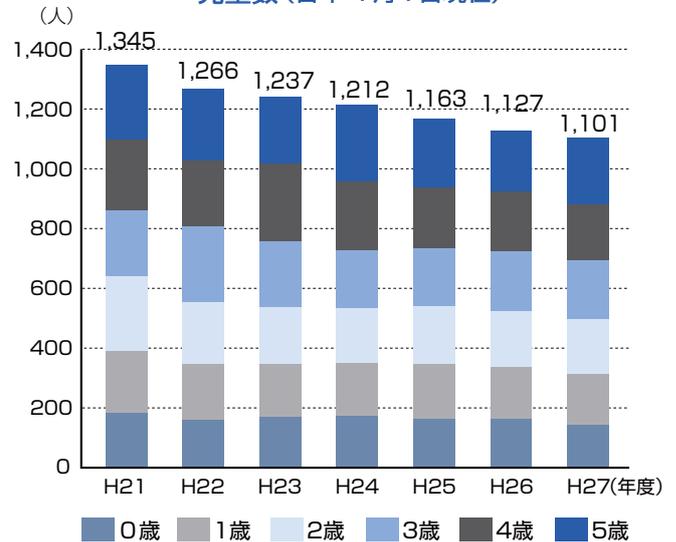
- 各園では、心豊かで主体的に活動できる幼児の育成を目指しており、一人ひとりの園児が社会生活に必要な経験を得られる多様な環境を、組織的かつ計画的に整えていく必要があります。
- 園児の心身の健やかな成長を家庭や地域とともに育むため、幼稚園・保育園だけでなく、地域ぐるみで園児の教育・保育支援を行う必要があります。また、幼稚園と保育園の活発な交流、関係課と連携した教育・保育事業について一層充実したものとするため、継続した研究が求められています。

年度別入園時数 (各年 5月1日現在)



資料:子ども支援課

児童数 (各年 4月1日現在)



資料:住民基本台帳

目的

心身ともに健康で主体的に活動できる園児を育成していく教育環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
学校評価に関する調査において幼稚園に行くのを楽しみにしている園児の割合	69%	75%
園の運営に関する調査において現在の保育園に満足している保護者の割合	59%	70%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）教育内容と体制の充実

- 未就学児に対して、就学に必要な基本的な生活習慣が身につくよう教育を行います。
- 教育内容の改善・充実ため、自然体験や協働体験の充実などの特色ある教育課程の編成、学級定員の見直しなどを推進します。
- 指導方法の改善・充実ため、園内研修や合同研修の実施などに努めます。
- 職員の適切な配置を図るとともに、養護教諭の新規配置を引き続き検討します。また、園児の発達に関わる相談ができる体制を充実します。
- 未就園の幼児に対する幼稚園開放などを引き続き推進します。
- 共生社会形成につながる障がい児教育（インクルーシブ教育）の充実に努めます。

（2）健康・安全管理の充実

- 園児の健康と安全を確保するため、衛生環境の向上、園内外での事故や犯罪防止のための管理徹底と設備の充実に努めます。
- 園児の発達障がいなどの早期発見と適正な措置に努めます。
- 町内の幼稚園・保育園全園において、積極的に「食育」と「地産地消」を推進します。また、給食の適温管理や衛生管理の一層の向上により、食中毒の防止を図るなど、安全な給食の供給に努めます。

（3）家庭・地域・小学校との連携強化

- 親子が共に学びあう機会を拡大するため、一緒に参加する体験型教室の開催などを推進します。
- 地域が一体となった幼児教育を推進するため、家庭・地域社会・小学校との間で連携を強化します。特に、小学校との連携強化のため、相互参観や資料交換などを引き続き推進します。
- 幼稚園経営の改善や職員の資質向上のため、「学校評価」や「学校評議員制度」を活用します。

（4）安全な施設・設備の整備

- 園児の発達段階に応じて適切な遊具の設置・更新を行い、安全点検を実施します。
- 幼稚園と保育園の持つ機能を一つにした「幼保一体施設」の推進を図ります。

主な事業

- | | | |
|-----------------|-----------------------|------------------|
| ・ 特色ある学校づくり支援事業 | ・ 学校改革推進事業 | ・ 幼稚園臨時補助教員等配置事業 |
| ・ 養護教諭配置事業 | ・ 教育相談に関する事業 | ・ 就園奨励事業 |
| ・ 教育環境整備事業 | ・ 障害のある幼児の早期発見・早期療育事業 | ・ 親子ふれあい体験教室事業 |
| ・ 学校評価システム構築事業 | ・ 幼稚園管理運営事業 | ・ 保育園管理運営事業 など |

協働の取組

- 学校給食での地元産食材の活用
- 講座や相談などを通じた家庭教育の充実

29 質の高い学校教育の推進

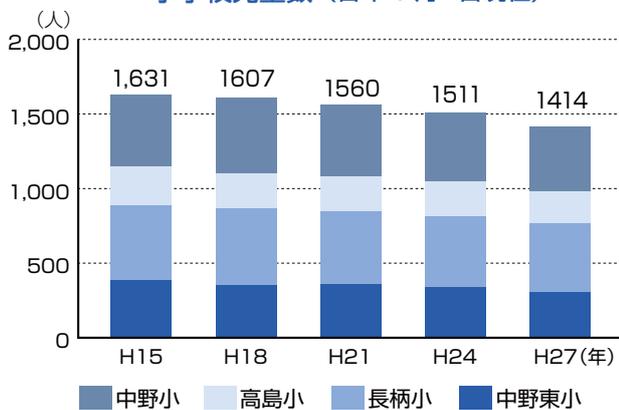
現状

- 今日子どもたちを取り巻く社会環境は、少子化による児童生徒数の減少や国際化及び高度情報化などにより大きく変化しています。
- 学校では、確かな学力や豊かな心、健やかな体を育むために、児童生徒一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細かな指導、体験的活動や課題解決的な学習の充実を図っています。
- 平成27年度に校舎等施設の構造体の耐震化は完了しましたが、全体的に老朽化が進んでいます。

課題

- 教職員の指導力や支援体制と教育内容の質的向上を図るため、学校評価や人事評価制度及び教育研究所における調査・研究を充実していく必要があります。
- いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解消のため、学校・家庭・地域社会及び関係機関が連携しながら豊かな人間性を育む「心の教育」を充実していくことが必要です。
- 安全・安心な学校給食の提供、また、栄養バランスのとれた給食や地産地消、食文化等に即した給食を通じて食育のさらなる充実が求められています。
- 学校施設は、地域のコミュニティの場や避難場所としての役割も担うことから、児童生徒だけでなく、地域住民の安全も確保できるよう計画的に施設の整備・改善を進める必要があります。

小学校児童数（各年5月1日現在）



資料：学校教育課

中学校生徒数（各年5月1日現在）



資料：学校教育課

目的

児童生徒の誰もが確かな学力、健康な心身、豊かな心を育むことのできる教育環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
学校評価調査において、児童生徒が「勉強がわかる」と回答した割合	87.5%	100%
学校評価調査において、「学校が楽しいと子どもが言っている」と回答した保護者の割合	88.3%	95%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）教育内容の改善・充実

- 確かな学力を身に付けるため、校内研修や教育研究所における研修を充実させ、教職員の指導力向上を図ります。また、学習指導助手や支援員を配置し、個に応じた支援体制を強化します。
- 豊かな心を育むため、充実した道徳教育・人権教育を推進します。また、教育相談員や適応指導教室指導員を適切に配置し、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期解消を図ります。
- 体力の向上を図るため、運動の日常的な取組を推進します。
- グローバルな視点を持った人材を育成するため、英語教育の充実を推進します。
- 社会に貢献できる人材を育成するため、進路指導、キャリア教育、職場体験学習、ボランティア活動、奨学金制度の充実を推進します。
- 障がいや配慮が必要な児童生徒に対し、教職員や児童生徒、家庭及び地域の理解を促し、ともに生きる心を養うとともに、組織的な支援体制の整備に取り組みます。

（2）学校運営の充実

- 信頼される学校をつくるため、学校施設開放や公開授業等を積極的に行うとともに、学校評価や人事評価制度の充実により、学校運営の改善と教職員の資質向上を図ります。
- 安全・安心で居心地のよい学校づくりを推進するために、教育環境の整備に努めます。
- 要保護・準要保護就学援助費の支給及び特別支援教育就学奨励費の支給を充実させ、子どもたちの学びの機会を支援します。

（3）学校給食の充実

- 食育を推進するため、児童生徒アンケートや給食事業調査・研究を積極的に行います。
- 安全・安心な学校給食を推進するため、地元産食材を積極的に使用します。また、食物アレルギー調査を実施します。

（4）学校施設の整備

- 適切な施設改修や老朽化対策について計画的な推進を図り、安全性の向上に努めます。
- 災害から児童生徒を守るため、また、災害時の地域住民の避難場所としても機能するように、学校施設における非構造部材の耐震化・定期点検に取り組み、耐震対策に努めます。

主な事業

- | | | |
|--------------|---------------|--------------|
| ・学校教育指導事業 | ・教育研究奨励事業 | ・教職員研修事業 |
| ・教育相談事業 | ・適応指導教室事業 | ・小中学校施設運営事業 |
| ・学校給食事業 | ・小中学校施設管理事業 | ・小中学校施設整備事業 |
| ・グローバル人材育成事業 | ・ふるさと学生Uターン事業 | ・学校生活充実事業 など |

協働の取組

- 学校施設開放や公開授業への参加
- 家庭内での食育の推進

30 社会教育の振興と生涯学習社会の推進

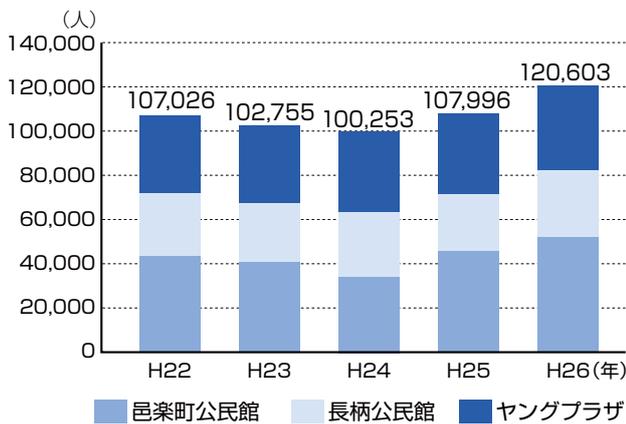
現状

- 邑楽町公民館・産業研修会館(長柄公民館)・勤労青少年ホーム(おうらヤングプラザ)の利用者数は、魅力ある事業の開催などにより年々増加傾向にあります。また、町立図書館においては、平成26年度の利用者数は年間約17万3千人となっており、16年連続で県内トップの貸出率を誇っています。
- 本町では、町民の学習ニーズに応えるため、地区公民館などにおいて、生涯各期に応じた各種教室・学級を開催しているほか、学習情報の提供や広報・啓発活動を推進しています。
- 邑楽町公民館・長柄公民館・おうらヤングプラザでそれぞれ開催している「子育てひろば」は、35年を超える歴史があり、年間を通して20回のプログラムを実施しています。

課題

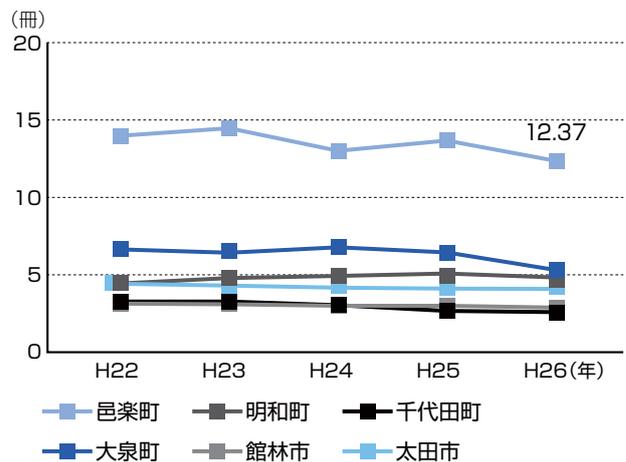
- 生活上の問題点や地域課題を把握し、それらの課題解決に向けた学習機会を提供していく必要があります。
- 学習内容のさらなる工夫や充実、発表の場の提供や仲間づくりの支援などが求められています。
- 町民の生活様式の変化や多様なニーズに応えるため、より魅力的な施設運営のあり方を検討する必要があります。
- 公民館などの社会教育施設は老朽化が進んでいることから、ホールを有する中央公民館の建設を踏まえて、計画的に維持管理及び更新等を進める必要があります。

社会教育施設利用人数



資料:生涯学習課

町立図書館の一人当たりの貸出冊数(貸出冊数/町奉仕人口)



資料:生涯学習課

目的

すべての町民が、生涯を通して、いつでも、どこでも学ぶことができる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
社会教育施設利用人数(社会体育施設を除く)	120,603人	130,000人
町立図書館の一人当たりの貸出冊数(貸出冊数/町奉仕人口)	12.37冊	13冊

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）生涯学習推進支援体制の充実

- 学習情報を積極的に収集し、町民各層の課題に応じた多様なテーマの学習機会を提供します。
- 生涯学習に関するボランティアの育成・活用を図ります。また、社会教育関係団体の自主的な活動を支援します。
- 関係団体や関係機関、行政部局との連携を図ります。また、民間の生涯学習機関の把握と連携の推進を図ります。
- 本町の社会教育活動の拠点となる中央公民館の開館を視野に入れた事業の検討・準備を進めます。また、各行政区の集会施設を地域の生涯学習施設として活用することを促進します。社会教育施設については、効率的運営を図ります。

（2）社会教育指導体制の充実

- 社会教育職員及び関係機関委員の研修機会の充実を図ります。
- 社会教育施設への適切な職員配置と、社会教育専門職員（社会教育主事・司書・文化財保護専門職員）の養成・確保に努めます。また、社会教育職員相互の連携を強化します。
- 社会教育指導者の育成と活用を図ります。また、社会教育関係団体の育成と、新しい組織化に対応した助言・指導を行います。

（3）魅力ある生涯学習の展開

- 多様な年齢層や立場の人が学びの輪に加わるような学級・講座等や、町民の生きがいや趣味を充実する学級・講座等を工夫して開催します。また、学習成果の発表機会の提供と充実を図ります。

（4）社会教育事業の充実

- 家庭や地域の教育力向上を目指した事業、各世代の課題に即した事業、町民の暮らしを豊かにする事業、ふるさとへの愛着を育む事業、地域活動の活性化に向けた事業を推進します。
- 職業や資格取得と結びついた実用性の高い学習機会を提供します。
- 男女共同参画社会の実現や高齢者・障がい者などの社会参加を促す事業を開催します。
- 個々の学習要求に対応する図書館活動を推進します。また、町立図書館と学校図書室の有機的な連携を図ります。さらに、調査・相談事業の充実と移動図書館車「はくちょう号」の効果的運営を図ります。

主な事業

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会教育関係団体補助事業 ・ 施設管理運営事業 ・ 成人教育事業 ・ 図書館活動推進事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯学習・社会教育充実事業 ・ 家庭教育事業 ・ 情報教育事業 ・ 図書館資料整理事業 など | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央公民館建設事業 ・ 女性教育事業 ・ 高齢者教育事業 |
|---|---|--|

協働の取組

- 生涯学習事業への積極的な参加
- 地域の自治会等と連携した生涯学習活動の展開
- 地域における指導者の人材発掘及び活動場所と機会の創出

31 青少年の健全育成

現状

- 現在の青少年は、高学歴化や、雇用環境の変化、未婚・晩婚化などにより、経済的・社会的に自立するまでの期間が長くなったり、自立が困難になったりしています。また、インターネット上の有害サイトなどの氾濫により、青少年の健全育成を阻害する要因も著しく増加しています。こうしたなかで、ニートやひきこもり、いじめなど、青少年の抱える問題が注目されています。
- 本町では、青少年の社会参加に関して、ジュニアリーダー育成事業が根付いており、高校生などはこれらの活動を通して郷土愛を育み、自らも成長しています。少年教育事業では、休日や夏休みを利用して、体験教室や高齢者との交流会など、子どもの自主性や協調性を高める教室を開催しています。

課題

- 公民館などで開催している体験教室や講座などに参加する子どもの固定化がみられ、魅力ある事業の展開や内容の見直しが必要です。
- 青少年団体の弱体化や青少年リーダーの不足などの状況に直面しています。
- 少子化に加え、塾や習い事の普及、青少年団体の多様化などにより、団体に所属する子どもの減少と分散化が進んでおり、団体を通じた啓発などには限界があります。
- インターネット上のいじめや有害サイトの危険性に対し、社会全体でその実態を認識し、有害情報から青少年を守ることが必要です。
- 困難を抱えている青少年に対し、行政や町内外の枠を超えた連携を進め、相談・指導体制の充実を図っていくことが必要となっています。

放課後子ども教室参加児童数



資料：生涯学習課

ジュニアリーダー育成事業



H27年8月 足利市名草キャンプ場

目的

地域社会全体で、成長の各段階において青少年を見守り、育てていく環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
放課後子ども教室の利用者数	3,215人	3,500人
青年講座の参加者数(年間)	162人	200人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 青少年活動の推進

- 公民館等の社会教育施設において、より多くの青少年が集い、交流できるような、魅力ある事業の展開を図っていきます。
- ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会などの青少年団体の活動や、地域における様々な青少年活動を支援します。
- 青少年活動におけるボランティアやジュニアリーダー等の人材を確保・育成するとともに、講習会や研修会等の開催により資質の向上を図ります。

(2) 青少年の社会参加の促進

- 学校教育や社会教育の様々な場面で、体験活動や交流活動の充実を図り、青少年が積極的に社会参加できる機会の提供に努めます。
- 関係機関・団体などと連携し、青少年が活躍できる多くの機会を提供していきます。

(3) 青少年健全育成の環境づくり

- 悩みや問題を抱える青少年が、安心して相談できる窓口づくりに努めるとともに、様々な相談機関などに関する情報提供を行います。
- 各種の事業を通して、青少年自身の「地域社会の一員」としての意識の高揚を図るとともに、地域で青少年を守り育てるといった町民意識を醸成します。
- 青少年を取り巻く有害環境の浄化活動や広報紙・ホームページ・講演会等を活用した青少年健全育成の啓発運動を推進します。
- 子どもたちの放課後に係る安全・安心な活動拠点づくりを推進します。
- インターネット上の有害情報やトラブルから青少年が身を守れるよう、メディアリテラシーに関わる教育・啓発を強化します。

主な事業

- ・ 青少年関係団体補助事業
- ・ 放課後子ども教室推進事業
- ・ 成人式典事業
- ・ 青少年おもてなしカレッジ事業
- ・ 青少年育成推進員活動事業
- ・ 少年教育事業
- ・ 青年教育事業
- ・ 青年キャリア相談事業 など

協働の取組

- 青少年の地域活動への積極的な参加
- 青少年の犯罪被害防止のためのパトロール実施

32 スポーツの振興

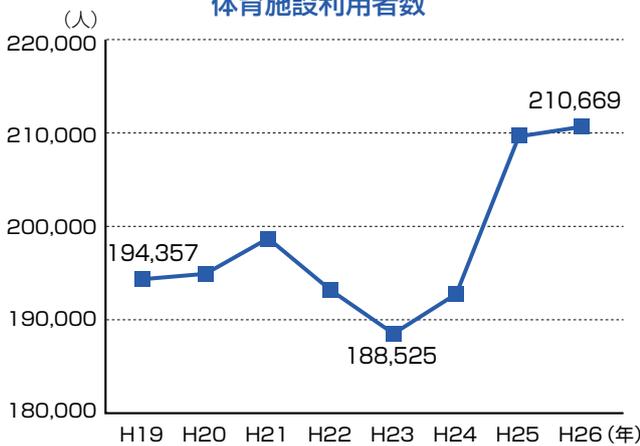
現状

- 国では、平成24年に「スポーツ基本計画」を策定し、スポーツを通じて、年齢や性別、障がいの有無などを問わず、すべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の実現を目指しています。
- 本町では、各種スポーツ教室の開催に取り組むとともに、地域におけるスポーツ活動の中心的役割を担うスポーツ団体の育成・支援に取り組んでいます。
- 少子化が進行するなかで、スポーツ少年団の団員の減少がみられるほか、社会人クラブにおいても全体的に高齢化が進んでおり、若年層の入会が少ない状況となっています。

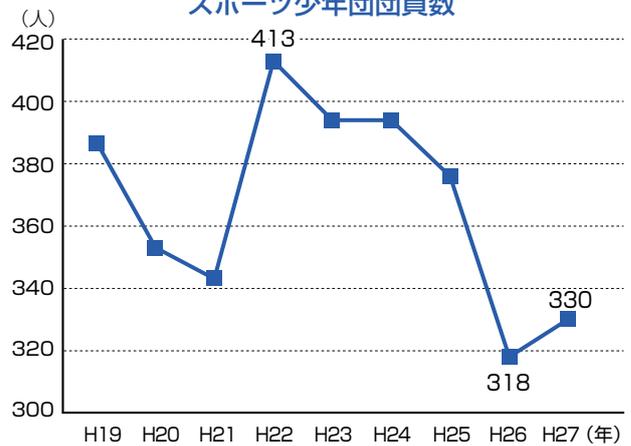
課題

- 町民の誰もが生涯にわたり健康的で明るく活力のある生活を送るために、体力や年齢、ライフスタイルに合わせたスポーツ環境を整備していくことが必要です。
- 競技の内容や種目の増加により、体育施設の利用が年々多様化の傾向にあるため、町民の要望に対応した体育施設の整備や施策の推進が求められています。
- 町民体育館などの体育施設は、老朽化が進んでいることから、改修・改善等を進める必要があります。
- 東京オリンピックの開催を契機とし、町民のスポーツに対する意識を高め、スポーツに取り組む町民を増やすとともに、スポーツ競技力の向上につながる各種施策を展開していく必要があります。

体育施設利用者数



スポーツ少年団団員数



目的

町民の誰もが生涯にわたって心身の健康を維持できるように、スポーツに取り組むことのできる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
社会体育施設(町民体育館・武道館・各公園及び広場の野球場等・テニスコート)の利用者数	210,669人	220,000人
各種スポーツ教室における参加者数	631人	800人

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）生涯スポーツ普及・推進

- 各種スポーツ教室の実施や出前講座などを通じ、年齢や性別等にかかわらず、あらゆる町民に対して、体力づくりやスポーツについての意識づけを図ります。
- 町民がスポーツに親しむ環境を整えるため、気軽に参加できる教室や大会の開催、各種スポーツ団体への支援などを行います。
- 総合型地域スポーツクラブ結成に向けた調査・研究を推進します。

（2）スポーツ施設の整備・充実

- 町民が快適で安全にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、体育施設の整備・改善及び適切な維持管理に努めます。
- 身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、学校体育施設などの活用を図ります。
- 体育施設の概要や予約状況などの情報を提供し、効率的な運営に努めます。

（3）スポーツ団体の選手育成

- 東京オリンピック開催を見据え、各種スポーツの競技人口の拡大や競技力の向上を図るため、少年期から生涯を通じてスポーツに親しむ環境づくりに努めるとともに、選手強化を推進するため、スポーツ団体の選手育成の充実を図ります。

（4）指導者の育成・派遣

- スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、また、初心者に対する活動の普及と定着を図るため、スポーツ推進委員・スポーツ団体・学校などと連携し、指導者の育成に努めます。また、中学校へ専門的な知識及び技能を有する外部指導者の派遣を拡充し、部活動の活性化を図ります。

主な事業

- ・ 屋外体育施設管理運営事業
- ・ 町民体育館管理運営事業
- ・ 武道館管理運営事業
- ・ スポーツ推進事業
- ・ 各種スポーツ大会事業
- ・ 総合体育施設の建設推進事業 など

協働の取組

- 町民体育祭や町内対抗競技大会などの町民総参加型スポーツ事業への参加

町民体育祭



ジュニアレスリング大会



注釈 総合型地域スポーツクラブ…地域住民が自主的に運営するクラブであり、日常的なスポーツ活動やスポーツ教室など複数の種目を楽しむことができ、年齢・体力・技術などに応じて活動できる地域コミュニティの場。

33 文化財の保護と活用

現状

- 本町には、永明寺のキンモクセイをはじめとする天然記念物や弥生式土器などの埋蔵文化財、里神楽や祇園囃子のような民俗文化財など、有形無形の貴重な文化財が数多く伝えられています。
- 文化財保護調査委員会では、貴重な文化財を調査・研究し、次代の人々に引き渡すための保護・保存と活用を目的とした活動をしています。
- 近年、開発事業による周知の埋蔵文化財包蔵地内の試掘調査が増加しています。

課題

- 出土した埋蔵文化財など本町が保有する貴重な文化財については、適切に保管・管理する場所がない状況であり、保護・保存・活用できる施設などを整備し、誰もが文化財や郷土の歴史に親しむことのできる環境づくりが必要です。
- 天然記念物や埋蔵文化財に限らず、平地林や近代化遺産、さらには生活文化など、幅広く文化財を保護・保存して後世に伝えることが必要です。
- 現状の文化財保護調査委員の専門分野以外の調査委員の補充が必要です。
- 埋蔵文化財の発掘調査をはじめとした文化財の専門的知識と技術を持った職員の配置・育成が求められています。

町指定文化財等一覧

種類	名称	指定年月日	種類	名称	指定年月日
国指定天然記念物	永明寺のキンモクセイ	S12.6.15	町指定重要文化財	享保二十一年銘行人百年忌石碑	H3.5.30
県指定天然記念物	神光寺の大カヤ	S54.10.2	町指定重要文化財	志士の碑	H4.3.25
県指定天然記念物	高島小学校のトウグミ	H7.3.24	町指定重要文化財	大雲文龍「水色幽玄」の書跡	H4.11.26
町指定天然記念物	長柄神社の桜「エドヒガン」	H1.11.28	町指定重要文化財	慶徳寺山門	H4.11.26
町指定天然記念物	中野小学校のマツ	H5.7.20	町指定重要文化財	中世灰釉陶器瓶	H4.11.26
町指定天然記念物	五位堂のシラカシ	H5.7.20	町指定重要文化財	十三坊塚北口の庚申塔	H4.11.26
町指定天然記念物	恩林寺のイチョウ	H5.7.20	町指定重要文化財	縄文時代の石皿	H10.2.26
町指定天然記念物	恩林寺のケヤキ	H5.7.20	町指定重要文化財	弥生式土器	H10.2.26
町指定天然記念物	アリマシノ	H10.2.26	町指定重要文化財	松本 23 号古墳出土銀象嵌大刀	H10.2.26
町指定天然記念物	中野沼と水生動植物群	H11.7.28	町指定重要文化財	中世陶器の壺と古銭	H10.2.26
町指定史跡	鶺鴒古城	S63.11.25	町指定重要文化財	脇差鶺鴒古城打	H10.2.26
町指定史跡	松本古墳群 3,9,10,11,12,13,20 号古墳	S63.11.25	町指定重要文化財	長柄神社本殿附安永八年棟札	H10.2.26
町指定重要文化財	神谷家文書	S63.11.25	町指定重要有形民俗文化財	中野絃一式	H10.2.26
町指定重要文化財	バテレン遺跡出土品	S63.11.25	町指定重要無形民俗文化財	長柄神社の里神楽	H16.1.27
町指定重要文化財	光明寺付近出土板碑	S63.11.25	町指定重要無形民俗文化財	天王元宿祇園祭り	H27.4.21
町指定重要文化財	行人塚出土遺物(錫杖・古銭)	H3.5.30			

目的

先人たちの遺した数多くの貴重な文化財を後世に伝えるとともに、生まれ育った郷土の歴史・文化財を知ることによって郷土愛を育む町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
指定文化財展来場者数	492人	550人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 文化財の保護・保存

- 文化財の調査、研究、指定、整備、資料整理及び埋蔵文化財の発掘・調査事業を推進し、既存の文化財と併せて、適切な管理を行います。
- 里神楽や天王元宿祇園囃子など、地域に伝承されている伝統文化や伝統芸能の保全・伝承活動を、町民と行政が協働で推進します。

(2) 文化財の活用と啓発

- 文化財を本町の貴重な地域資源として認識し、交流人口の拡大や町民の郷土愛の醸成等、まちづくり全般に積極的に活用します。
- 文化財や民間が所有する文化資料を、学校教育や社会教育において活用します。
- 文化財保護に関する啓発活動を推進し、文化財に関する町民の自主的な学習意欲を高め、町民と行政が連携し保護活動を進めます。

(3) 文化財保護推進体制の整備

- 文化財の専門的知識と技術を持った職員の配置・育成を推進します。
- 発掘調査員や整理作業員など、文化財保護を支える町民ボランティアなどの育成に努めます。

主な事業

- ・ 文化財保護伝承事業
- ・ 埋蔵文化財調査事業 など

協働の取組

- 文化財保護調査委員会による指導、助言
- 文化財防火訓練事業への参加
- 文化財サークル等との連携

町指定重要無形民俗文化財の天王元宿祇園祭り



34 芸術文化の振興

現状

- 本町では、社会教育施設などを拠点として、町民による盛んな芸術・文化活動が展開されています。平成26年度の邑楽町公民館・産業研修会館・勤労青少年ホームの3館を利用する登録団体は191団体で近年増加傾向にあり、昼夜を問わず意欲的な取組を進めています。
- 文化協会主催の町民文化祭や、邑楽町公民館・産業研修会館・勤労青少年ホームの各利用団体連絡協議会主催の公民館まつりなど、一年を通してそれぞれの時季に応じた文化行事が団体を中心に活発に行われています。
- 郷土芸能保存団体による保存・継承活動も継続的に行われています。
- 本町出身の著名な書家岡部蒼風氏を顕彰する事業を実施し、本町の文化再発見に貢献しています。
- 新しい動きとして、町民との協働による芸術文化鑑賞・体験活動が生まれつつあります。

課題

- 町民による芸術文化活動をより発展させていくために、ホールを有する中央公民館を建設し、活用していくことが求められています。
- 文化協会に加盟する団体は年々増加傾向にありますが、各団体の構成メンバーの高齢化が進んでいることから、担い手の育成や活動メンバーの裾野を広げることが求められています。また、その前提となるニーズの把握が必要です。
- 伝統芸能などを次代に保存・継承していくために指導者の育成や、子どもたちへの取組をより活発にしていく必要があります。
- 町民との協働による芸術文化鑑賞・体験活動を一過性に終わらせてしまうのではなく、今後のまちづくりの基盤となっていくよう、大切に育てていかなければなりません。
- 郷土を代表する芸術家などの育成支援をより進めていく必要があります。

中央公民館完成予想図



町民文化祭



H26年11月 邑楽町公民館

目的

芸術文化活動を通じて、町民同士や他市町村の住民との間で共感と交流を広げ、心豊かで文化の薫り高いまちづくりを進めていく。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
中央公民館ホールの利用者数(年間)	— (平成30年度完成予定)	20,000人
芸術文化鑑賞・体験活動の参加者数(年間)	6,000人	10,000人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 芸術・文化活動の推進

- 個人やサークル、本町の文化団体等の自主的な文化活動に対し、練習場所の提供や活動に関する助言などの支援を充実します。
- 各種の補助制度の活用や発表の場の拡大などにより、既存のお祭りや郷土芸能、文化的なイベントの活性化を支援します。
- 町民が優れた芸術文化に触れることができるイベントの開催、芸術文化関連情報の提供などを推進します。
- 文化功労者の顕彰制度創設に向けた検討を進めます。

(2) 文化活動の拠点となる施設の建設及び活用

- ホールを有する中央公民館を建設し、本町や地域の文化活動の拠点として活用していきます。
- 中央公民館開館後の文化協会及び公民館利用団体連絡協議会のありかたについて、社会教育施設利用団体や文化団体等の主体性を尊重しながら、検討を進め、再編・強化を図ります。
- 中央公民館を核としたイベントを実施し、公民館活動への町民の理解の促進と公民館利用者数の拡大を図ります。

(3) 新たな文化創造への取組

- 様々な芸術文化活動や文化的イベントの開催などへの支援を推進します。
- 国内各地や海外との交流事業を推進します。

主な事業

- ・ 岡部蒼風顕彰事業
- ・ 文化講座事業
- ・ 各種文化団体育成支援事業
- ・ 中央公民館建設事業 など

協働の取組

- 芸術文化活動への積極的な参加
- 協働による芸術文化鑑賞・体験活動の創出

注釈 郷土芸能保存団体…邑楽町里神楽獅子舞保存会をはじめ、郷土芸能の伝承を目的に結成された団体。
岡部蒼風…戦後の前衛書運動の旗手として活躍した、日本を代表する書家の一人。

35 多文化共生・国際化の推進

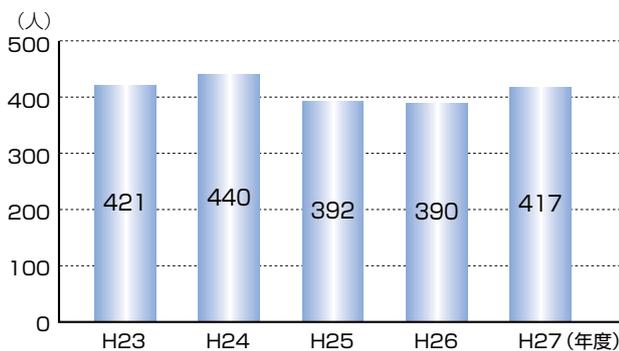
現状

- 国際化の進展にともない、日常生活におけるグローバルな関係が年々深まっており、あらゆる分野で国際社会に協力、対応していかなければならない時代を迎えています。
- 本町では、400人を超える様々な外国籍の町民が住んでおり、国籍や民族などの異なる人々が互いに尊重し、ともに暮らせる多文化共生によるまちづくりを進めています。
- 近年、外国籍住民からの居住や雇用及び医療などの生活全般における相談が増加傾向にあります。
- 本町では、国際化に対応できる人材育成のため、小・中学校において、英語教育を推進し、A L T (外国籍教師)による語学指導を実施しています。

課題

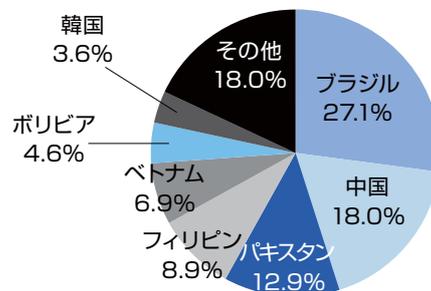
- 外国籍住民が暮らしやすいまちづくりを進めるため、生活実態や課題等を把握し、自立に向けた支援を総合的に行う必要があります。特に、福祉・医療や防災及び教育において外国籍住民が不便を感じないような配慮を行う必要があります。
- 言葉や文化の違いにより地域社会にとけ込めていない外国籍住民に対しては、新しい行政サービスの展開や、地域や個人レベルでの協力により、地域社会への参画を促す仕組みを構築することが重要となってきています。
- 多文化共生に関する意識の醸成のため、地域住民に対して啓発活動や学習会の実施などの機会づくりを進める必要があります。
- 国際交流は国家間レベルのものだけでなく、行政や民間団体が独自に進めている地域レベルのものもあります。こうした国際交流を推進し、多様な文化への理解を深めるため、人材育成や体制整備が必要です。

外国籍住民数



資料:住民基本台帳

外国籍住民の国別割合 (H27年4月1日現在)



資料:住民課

目的

国際社会のなかで互いの文化を理解し合える広い視野をもった人材を育成できる環境を整える。また、外国籍住民が安心して暮らせる環境を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
国際交流の推進の満足度(町民アンケート)	20%	30%

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 多言語等による情報提供の充実

- 外国籍住民にとって必要な情報が入手できるよう、様々な媒体や手段を活用しながら、やさしい日本語や多言語による情報提供に努めるとともに、提供する内容の充実を図ります。

(2) 防災及び災害時への対策

- 避難場所をはじめとする災害時の対応を周知するため、地域住民の活動と連携して、多言語による防災情報の提供や防災訓練への参加を促進します。

(3) 保健・医療に関する支援

- 保健・医療制度は外国籍住民にとって理解が難しい場合が多いため、医療通訳ボランティアの紹介や多言語による情報提供により、制度や事業の周知を図ります。

(4) 人権啓発活動の推進

- 就労や入居をはじめとした生活の様々な場面における外国籍住民に対する偏見をなくすため、同じ地域に住む町民であることの理解を深めていくよう、今後も人権啓発を充実します。

(5) 交流機会の充実と多文化共生意識の向上

- 外国籍住民と地域住民との交流の機会を広げます。そのため、地域共生事業として、外国籍住民の自治会への加入促進に努めるとともに、地域内での自主的な交流活動が円滑に行われるような環境づくりを進めます。
- 小・中学校における英語教育を推進し、ALTによる語学指導の継続とともに、事業の拡大を推進します。
- 中高生の国際交流を推進するために、海外研修や海外との交換留学、外国人ホームステイの受け入れなどを検討し、グローバル教育の推進を図ります。
- 国際理解や多様な価値観・文化への理解を促進する事業を展開します。

主な事業

- ・ 国際教育関連事業
- ・ 国際交流事業
- ・ 国際交流協会支援事業
- ・ 多言語情報提供事業
- ・ 地域共生事業
- ・ 外国籍住民相談事業 など

協働の取組

- 国際交流事業などへの積極的参加
- 医療通訳ボランティア養成講座への参加

注釈 ALT…小・中学校や高校などで日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える、英語を母語とする外国人。
医療通訳ボランティア…日本語を聞く・話すことが苦手で病院に行けないなど、困っている外国籍住民に対して医師などとのやりとりを通訳するボランティア。

36 人権の尊重・男女共同参画社会の推進

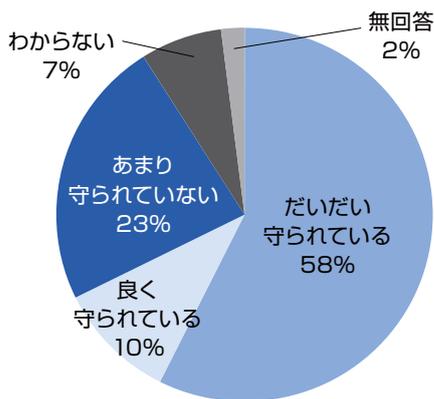
現状

- 私たちの周りには、依然として子どもに対する虐待やいじめ、女性への差別や暴力、高齢者や障がい者に対する偏見や差別などがあり、また、国際化や情報化などの社会構造の変化にともない、人権に関する問題は複雑・多様化しています。
- 少子高齢化社会を迎え、家族構成や就業形態の多様化などにより、女性の社会進出が必要不可欠なものとなっています。男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められています。
- 本町では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の理念に基づき、平成25年3月に「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」を策定しました。また、性別にとらわれずに個人として尊重される社会の実現に向けた「男女共同参画に関する基本計画」の策定を検討しています。

課題

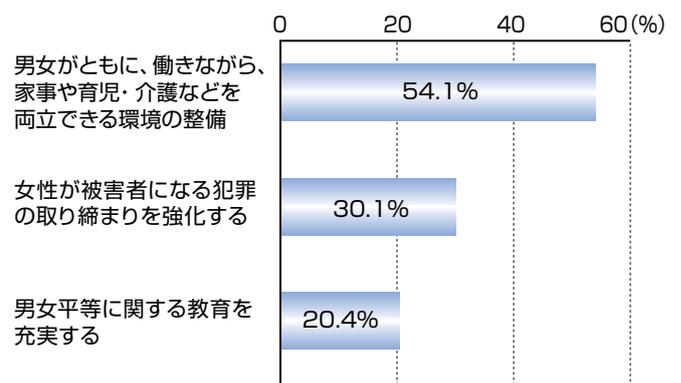
- 様々な人権問題の解決にむけて、学校及び地域・企業・行政が協働し、町民一人ひとりの人権意識を高める教育・啓発事業に取り組むことが必要です。
- 男女がともに家庭的責任を担い、仕事・子育て・介護などを社会全体で支えることや、企業や組織において、個人の多様な働き方を支援する環境整備が求められています。
- 近年、女性に対する人権侵害として、夫やパートナーなどからの暴力が社会問題となっており、相談体制の充実や警察との連携などの対応が求められています。

基本的人権は守られているか



資料：町民意向調査

女性の人権を守るために行政が力を入れること



(複数回答可)
資料：町民意向調査

目的

すべての町民が一人ひとりの人権を尊重した考えと行動をとることができる社会を実現する。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
人権啓発講演会の参加者数	96人	200人

施策の方向（5年間の取組内容）

(1) 計画的な事業推進

- 「群馬県人権教育充実指針」や「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」に基づき、人権教育・啓発に関する施策の充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、基本計画の策定を推進します。

(2) 人権教育の推進

- 学校・家庭・地域社会及び企業などにおいて、人権教育・男女共同参画・男性の育児参加などの推進に努めます。

(3) 人権啓発の推進

- 町民については、人権に関する学習の機会を増やし、内容の充実を図ります。
- 企業や事業所については、人権問題に関する研修会や講演会の参加を積極的に働きかけ、人権意識の高揚に努めます。
- 人権擁護の重要性を広く啓発するための広報活動を推進します。
- 人権擁護に関わる啓発ポスターや作文の募集と優秀作品の表彰を推進します。

(4) 相談・支援業務の充実

- 複雑・多様化する人権侵害などに対する相談支援体制を充実します。

(5) 関係機関との連携

- 「東毛地域人権啓発活動ネットワーク協議会」を推進し、市町間の連携を図ります。
- 国・県・学校及び人権擁護団体などの関係機関と緊密な連携を図ります。

主な事業

- ・ 人権啓発推進事業
- ・ 人権教育事業
- ・ 人権啓発ポスター及び作文の募集と優秀作品の表彰
- ・ 人権相談事業
- ・ 父親への育児啓発推進事業 など

協働の取組

- 自主的な人権教育・啓発活動への参加
- 家庭・企業での人権学習の実施

人権啓発講演会



人権啓発講演会ポスター



注釈 男女共同参画社会…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

37 地域コミュニティ活動の推進

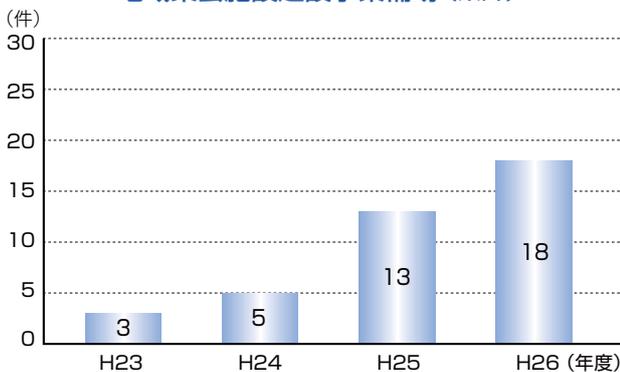
現状

- 地域コミュニティ活動は、活力のある地域社会を形成するうえで欠かすことのできないものです。特に、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時における地域コミュニティの役割の重要性が再認識されました。
- 本町では34の「行政区」が設置され、各行政区の集会施設を拠点に、防災、防犯、環境美化、祭礼、各地域の課題に関することなど、活発な地域コミュニティ活動が行われています。
- 町民総参加の町民体育祭やおうら祭りなどの催しは、行政区や各種団体が積極的に参加し、地域を越えた町内の交流や情報交換の場として活用されています。
- おうら中央公園周辺は、公園を中心に行政・文化・レクリエーションなどの多目的な機能を備えた、新たな「町の核・交流拠点」として供用されています。

課題

- 核家族化や高齢化、価値観の多様化が進むなかで、地域における共同意識や連帯感が薄れつつあり、自治会への加入や参加に消極的な世帯が増加する傾向にあります。地域の環境や活力を維持していくためには、これまで以上の地域コミュニティ活動の活性化が必要です。
- 特に、地域の絆や結束力を高めることは災害時等における地域活動の原動力となるため、日頃から災害時を想定した連帯意識や共同意識の向上が求められています。
- おうら中央公園周辺においては、おうら中央多目的広場などを活用した各種イベントを開催するとともに、自発的かつ主体的なコミュニティ活動が図れる環境が必要です。また、新たな「町の核・交流拠点」となる中央公民館の整備を推進する必要があります。
- 「行政区」においては、高齢者の見守りや子育て支援など、自治会への期待は高まっている一方、区長をはじめとする役員の高齢化の進行や担い手不足が課題となっています。

地域集会施設建設事業補助（累計）



資料：総務課

認可地縁団体一覧

地縁団体名	認可年月
第1区下中野自治会	平成 5年 4月
第2区自治会	平成 18年 4月
第4区前原自治会	平成 14年 4月
第5区天王元宿自治会	平成 23年 4月
邑楽町第6区自治会	平成 5年 4月
邑楽町第10区自治会	平成 24年 4月
谷中地区地縁団体	平成 25年 11月
第15区自治会	平成 11年 3月
中島自治会	平成 10年 2月
邑楽町第27区民会	平成 22年 8月
第29区自治会	平成 10年 10月
第30区自治会	平成 7年 2月
第31区自治会	平成 7年 2月
第32区開拓自治会	平成 7年 2月
合計	14 団体

資料：総務課

目的

町民が地域と触れ合って、交流活動が活発化し、お互いが助け合う住みよい地域社会を実現する。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
地域集会施設建設事業補助金取組率	52.9%	100%

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 行政区活動への支援

- 行政区の運営が円滑に運ぶよう、必要に応じた助言・指導を図ります。
- 地域活動の先導的役割を担うリーダーの養成に向けて、先進地事例の研修や行政区相互の交流機会の提供に努めます。
- 行政区の地域活動に関する情報の共有や活動機会の紹介を図ります。
- 法人格取得(認可地縁団体)に対する支援により、自治会組織の円滑な運営や活動の充実を図ります。

(2) 地域コミュニティ活動の支援

- 地域コミュニティ意識の醸成のため、広報紙・ホームページなどを利用した啓発事業を推進します。
- 地域文化活動等の地域づくりに対して助成などの支援に努めます。

(3) 地域集会施設の整備推進

- 行政区の活動拠点となる地域集会施設の整備を支援します。
- 地域コミュニティ活動に必要な備品整備の支援を推進します。

(4) 町民コミュニティ活動の推進

- おうら中央公園周辺において、おうら中央多目的広場や建設予定の中央公民館などを利用し、町民の一体感を醸成するための様々な祭りやイベントを企画するとともに、町民が自発的かつ主体的にコミュニティ活動に取り組みやすい環境を創出します。

主な事業

- ・ 地域集会施設建設事業
- ・ 行政区運営事業 など

協働の取組

- 地域が主体となって実施する活動への参加
- 協働のまちづくり事業への参加

38 情報共有と町民参画の推進

現状

- 本町では、町が行う事業について、広報紙・ホームページでの情報提供のほか、地区ごとの座談会、個別の施策に対する意見交換会の開催などにより、町民への周知と意向把握に努めています。また、個人の携帯電話に防災・防犯情報やイベント情報などを送信する「おうらお知らせメール」を活用し、迅速な情報提供を実施しています。
- 広聴活動としては、町政モニターを委嘱してまちづくりへの提言をいただくほか、メールでの町政全般についての意見を随時受付し、さらに職員が講師となって地域へ出向く「みんなの講座」も行っています。

課題

- 広報・広聴活動が、町民参画・まちづくり・定住促進に結びつくよう、より一層多様で効果的な活動が求められています。
- 個人情報の保護に十分配慮しながら、より多くの行政情報を積極的かつ迅速に提供していくことが求められています。
- スマートフォンやタブレット端末の普及により、行政機関でもSNSを活用した情報発信が盛んになっており、今後はその活用を検討する必要があります。
- 地域の特性を生かし、地域ニーズを反映した町民満足度の高いまちづくりを進めるために、まちづくりに対する町民の参画意識を高め、構想・計画段階から町民参画の手法を取り入れることが重要です。

おうらお知らせメール登録件数



資料:企画課

広報おうら



資料:企画課

目的

効果的な広報・広聴活動により、町民と行政が情報を共有し町政への参画機会の充実と町民の声が反映される町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
広報・広聴に寄せられる意見への対応率	100%	100%
おうらお知らせメールの登録件数	2,612件	3,200件

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 広報・広聴活動の充実

- 広報紙・ホームページをはじめ、おうらお知らせメール、防災行政無線を活用した屋外広報など、多様な広報手段を活用し、効果的な広報活動を展開します。
- 生活ガイドブック、くらしのカレンダーなどの定期的発行と内容の充実を図ります。
- SNSに関する調査・研究・導入を進め、新しい情報ツールへの対応を推進します。
- 地区座談会、みんなの講座など、町民の意見を広く伺う機会を一層充実させます。

(2) 町の魅力の発信とイメージ向上

- ホームページやアンテナショップ及び報道機関などの活用により、特産物、観光、子育て支援、町営住宅、定住促進などに係る総合的な情報発信を推進します。
- ふるさと納税制度の活用、本町への移住を考えている人を対象とした町内ツアーの企画、移住・定住希望者を支援する団体の設立など、本町を訪れてみたくなる仕掛けづくりを図ります。

(3) 町政への参画機会の充実

- パブリックコメント制度を創設し、広く町民から意見を求め、これを考慮した計画づくりや、まちづくりを行います。
- 各種計画の策定などに際し、説明会の実施や審議会・委員会などを設置するなど、幅広く町民の参画を促す機会の創出を推進します。

主な事業

- ・ 広報物発行事業
- ・ 情報関連事業
- ・ 広聴事業
- ・ 様々な媒体を活用した町の魅力発信事業
- ・ 子育てに関する町ホームページの充実事業
- ・ 町営住宅の紹介事業
- ・ 移住・定住支援団体設立事業
- ・ おうらの暮らし体感ツアー事業
- ・ ふるさと納税充実事業 など

協働の取組

- おうらお知らせメールへの登録
- パブリックコメントへの意見提出
- 各種審議、委員会への参画

注釈 SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進するコミュニティ型のウェブサイト。
パブリックコメント…計画などの策定時に原案を公表して町民から意見を求め、それを考慮して計画などを決定すること。

39 協働のまちづくりの推進

現状

- 地方分権が進むなか、个性的かつ自立できるまちづくりを進めていくためには、本町の将来像の実現に向けて、町民と行政が適切な役割と責任を分担し、連携・協力する「協働のまちづくり」がこれまで以上に重要となっています。
- 団塊の世代を含む多くの高齢者が地域に回帰し、自らの知識や経験を生かして地域社会に貢献したいという意欲や活動が活発化してきており、今後の新たなまちづくりや地域活動の貴重な担い手として期待されています。
- 福祉や環境などの分野で、「協働のまちづくり」が徐々に浸透してきており、地域の課題解決に向けた具体的な活動がみられるなど、着実にその成果が表れています。

課題

- 町民が興味を持つ施策や分かりやすい制度の整備、積極的な情報公開などにより、まちづくりに対する町民の参画意識の高揚を図るとともに、地域コミュニティの基盤を強化し、協働によるまちづくりをさらに進めることが求められています。
- 町民主体による活動をより充実させるため、事業費補助をはじめとした支援の拡充や新たな支援制度の設立、地域の課題を相談できる窓口体制の整備が必要です。

協働のまちづくり事業（H27年）

事業名称
・ 花の孫兵衛川新中野地区花の美化運動
・ 吹奏楽でまちを元気に♪プロジェクト
・ 高齢者支援対策事業
・ 祇園囃子後継者育成事業
・ 第8回邑の映画会

資料：企画課

協働のまちづくり事業「高島小コンサート」



H28年1月 高島小体育館

目的

町民参加の制度や機会を充実させるとともに、協働による町民の自主的なまちづくり活動を推進する町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
まちづくりへ参加希望の町民の割合 （「まちづくり」への関心度）	16%	30%
協働のまちづくり実施事業数（年間）	5件	10件

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）まちづくりの人材育成

- 自主的にまちづくりや町民活動に取り組む人材の確保と、活動分野の拡大のため、町民一人ひとりのまちづくりへの意識の向上を図ります。
- 具体的な活動が実践できるよう、情報発信や学習機会の提供など必要な支援を行います。
- 町民がまちづくりについて考える機会の提供や、まちづくりを支えるNPO・ボランティア団体などの育成と活動支援に努めます。

（2）協働のまちづくり活動の推進

- 様々な分野における公共的課題の解決や、町民の自主性と提案に基づいたまちづくり活動を推進していくため、町民活動の活性化につながる取組を行います。
- 多様な主体による協働の取組を推進するため、NPO・ボランティア団体などに対し、活動に関する情報の受発信や相談窓口の機能強化を図ります。
- 地域の課題解決や活性化につながる事業を実施する団体に対しては、その事業内容に応じた費用を補助する「協働のまちづくり事業補助制度」などの支援の充実を図ります。

（3）情報の公開と地域課題の共有化

- 行政情報を町民に分かりやすく提供し、情報の活用しやすい環境を整備します。また、町民から地域の情報を行政に寄せ、町民と行政が情報を共有し協働を生み出しやすい環境形成を図ります。

（4）事業の透明性と評価・改善

- 協働の事業の目的・内容・実施状況及び結果を公開し、常に事業の改善が図れるよう努めます。

主な事業

- ・ 協働意識啓発事業
- ・ 地域づくり推進事業
- ・ 協働のまちづくり事業
- ・ 情報共有化事業 など

協働の取組

- 各種ボランティア活動や地域活動への参加
- 地域の課題解決に向けた事業の提案

注釈 地方分権…政府が、地方自治体に制度や運営面で政治・行政・財政上の自治の権限を委譲し、自立性を認める仕組み。
NPO(法人)…様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。NPO法人(特定非営利活動法人)とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。

40 情報通信技術（ICT）の推進

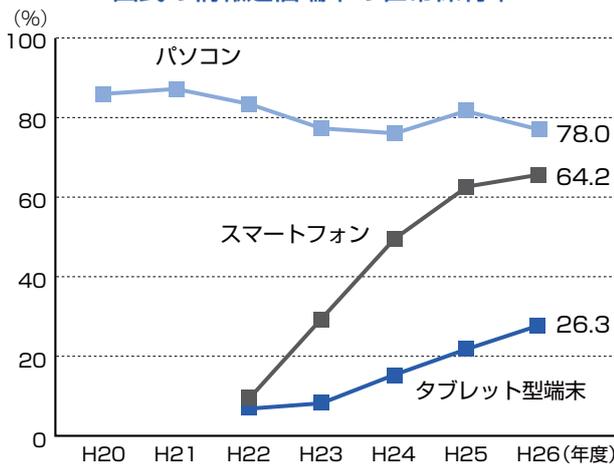
現状

- 近年、パソコン・スマートフォンなどの情報通信機器の普及やインターネットなどの情報通信技術の急速な発展により、日常生活における情報ニーズは高度・多様化しています。
- ICTの利活用は、時間的制約や地理的条件を乗り越え、多彩な情報発信や収集を行うことによって、社会生活のなかに新たなつながりを生み出したり、コミュニティを発展させるなど、今後、地域が直面する課題を克服する効果が期待されます。
- 本町では、ホームページやおうらお知らせメールによる行政情報の提供、インターネットによる申請書の取得などを実施し行政サービスの向上に努めています。また、業務の効率化や迅速化を目的に各種情報通信システムを導入し、コストの削減を図っています。

課題

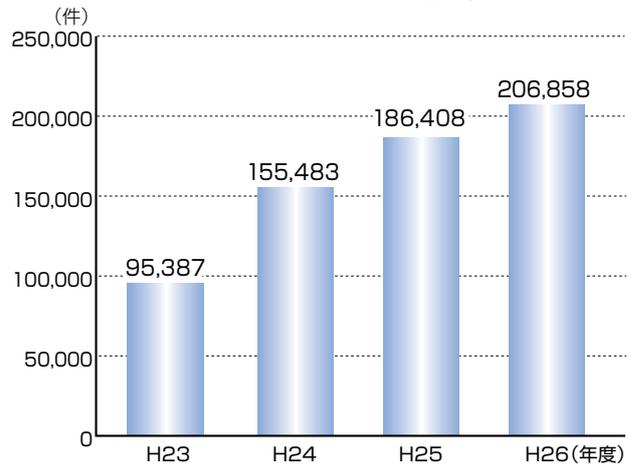
- 情報化が進展する一方で、近年コンピューターウイルスが蔓延するなど、その脅威が増しつづあります。情報セキュリティ体制を強化し、個人情報保護を徹底していく必要があります。
- 情報端末の複雑化や情報サービスの多様化など、ICT環境の変化に対応できていない子どもや高齢者に対して、情報教育の充実を図ることが必要です。
- 「社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)」における個人番号の利用を町民が円滑に行えるよう、職員体制を整備するとともに、関係するシステムの改修を進める必要があります。

国民の情報通信端末の世帯保有率



資料：総務省「通信利用動向調査」

ホームページアクセス数



資料：企画課

目的

ICTを利活用し、迅速で効率的な事務執行を図るとともに、より質の高い行政サービスを提供する町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H27)	目標値(H32)
町ホームページを活用した電子申請件数	26件	60件

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 行政サービスの近代化・効率化

- インターネットなどを活用し、住民サービスの向上や手続きの簡素化を図ります。
- 国が進めるマイナンバー制度の円滑な利用を図ります。
- 避難所などの公共施設に無料Wi-Fi接続ポイントの設置を検討します。
- 全国瞬時警報システム(Jアラート)を活用し、緊急情報を自動的に防災メールなどで緊急速報するシステムの構築・運用を検討します。

(2) 行政事務の近代化・効率化

- 行政事務の効率化を図るため、文書管理や決裁、地理情報などの業務の電子化を推進し、合理的な事務手続きに努めます。
- 基幹系(住民情報・税情報等)システムに続き、情報系(グループウェア・財務会計等)システムのクラウド化を推進します。
- 国や県、近隣市町などと歩調を合わせ、行政事務の効率化をさらに進めます。

(3) 情報セキュリティ体制の強化

- 本町の情報資産について適切に保護・管理するため、「邑楽町情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的対策や人的対策及び技術的対策を推進します。また、日々新たに出現する脅威に対しては、「邑楽町情報セキュリティポリシー」の見直しも視野に入れ、より一層の強化に取り組みます。

(4) 情報教育の推進

- 学校での情報教育の推進はもとより、公民館をはじめ様々な機会を捉えたパソコン教室の開催など、情報教育の推進を図ります。

主な事業

- ・ 情報政策推進事業
- ・ セキュリティ対策事業 など

協働の取組

- ホームページの活用
- 電子申請システムの利用

注釈 ICT…情報通信技術(Information & Communications Technology)の略。
 マイナンバー制度…国民一人ひとりに番号を割り振り、年金、健康保険、税などの情報連携により、効率的に運用する制度。
 Jアラート…通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し、緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステム。

41 効率・効果的な行政運営の推進

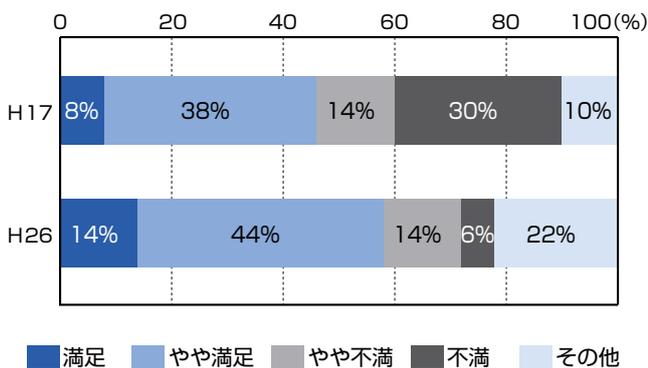
現状

- 地方分権の進展により地方自治体の役割や責任が高まるとともに、社会経済情勢の変化により行政への町民ニーズは複雑・多様化しており、これまで以上に安定した質の高い行政サービスを提供していくために、効率・効果的な行政運営が不可欠です。
- 国は、平成25年度に「インフラ長寿命化基本計画」を定め、各自治体に対し「公共施設等総合管理計画」と個別施設計画の策定を求めています。
- 重要な社会インフラである道路については、道路法の改正により、トンネルや橋梁などの重要構造物は5年に1度の点検を行い、異常を把握したときは効率的な維持・修繕に必要な措置を講じることとされました。

課題

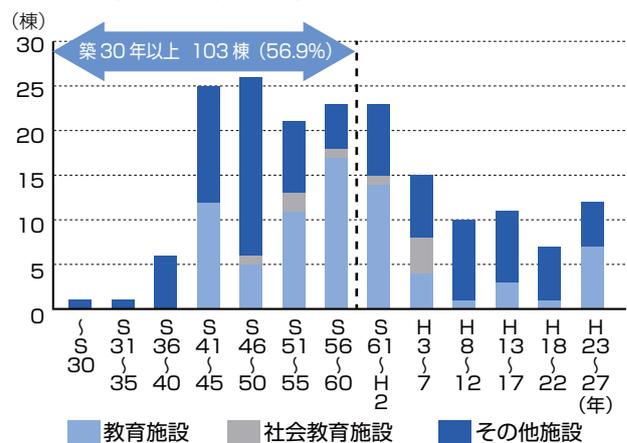
- 中長期的な視点に立った計画的な行政運営を進めるため、総合計画・行政評価・予算がより一層連動した行財政運営が必要となっています。
- 町民にとってわかりやすい行政機構づくりを目指し、組織をスリム・効率化していく必要があります。
- 近年の厳しい財政状況のなか、行政サービスの質を維持・向上していくために、より効率・効果的な行政運営や徹底した行財政改革を進める必要があります。
- 本町では、「邑楽町橋梁長寿命化修繕計画」や「邑楽町町営住宅長寿命化計画」が策定されていますが、その他にも学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など長寿命化計画を策定すべき多くの施設が存在しています。

町役場の利便性向上について



資料：町民意識調査

築年別公共施設の状況 (H27年3月31日現在)



資料：総務課

目的

時代に適応した組織体制の構築と職員の資質向上により「組織力」を高めるとともに、施設の適正な管理や事業の選択と集中による効率的かつ効果的な行政運営を実現する。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
職員研修参加者数(延べ人数)	525人	580人

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 効率・効果的な行政運営の確立

- 継続的な行財政改革を推進するとともに、時代に対応した行政サービスの見直しと効率化を促進します。

(2) 機能的な組織の構築と職員の資質向上

- 継続して、時代の変化に適応した組織機構の検証を進めるとともに、計画的な職員研修の充実による政策能力等の育成と人事・定員管理を推進します。

(3) 計画的な事業の執行と行政評価の推進

- 総合計画等の長期計画に基づき、選択と集中による計画的な事業を推進するとともに、基本計画と予算編成の連動を図ります。また、行政評価システムの導入による検証と行政評価を推進します。

(4) 公共施設の適正な管理

- 長期的観点に立った施設整備及び改修計画の推進、施設の効果的活用と効率的な運営管理の促進によって、公共施設の適正な管理を図ります。
- 人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現します。
- 施設毎の長寿命化計画を策定し、将来にわたる必要なインフラ機能の発揮に向けた取組により、メンテナンスサイクルを構築し、継続的に発展させ、町民の安全・安心の確保やトータルコストの縮減・平準化を実現します。

(5) 民間活力の活用

- 民間企業が事業に参加することで、効率的で効果的なサービス提供が図れる分野については、行政と民間の役割を明確にしたうえで、指定管理者制度やPFIなどの手法を検討・研究します。

主な事業

- ・ 総合計画進行管理事業
- ・ 職員研修事業
- ・ 道路橋りょう維持事業 など
- ・ 行政改革事業
- ・ 情報公開事業
- ・ 人事事務事業
- ・ 公共施設マネジメント推進事業

協働の取組

- 公共施設の適切な使用
- 行政サービスの適切な利用

注釈 地方分権…政府が、地方自治体に制度や運営面で政治・行政・財政上の自治の権限を委譲し、自立性を認める仕組み。
 メンテナンスサイクル…点検、診断、修繕等の措置や長寿命化計画等の充実を含む維持管理の業務サイクル。
 PFI…公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

42 財政運営の健全性の確保

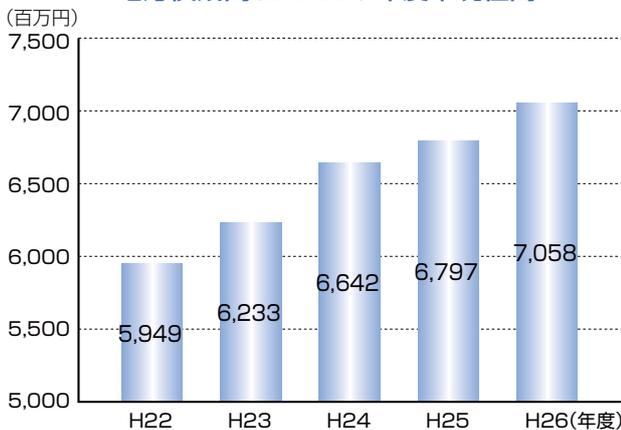
現状

- 地方交付税や国庫補助金等の見直しが進められる一方、地方分権の推進にともない、国や県から移譲される事務が増大しています。
- 少子高齢化の進行により社会保障関係費などの財政需要が増大し続けるなかで、多様な町民ニーズにきめ細やかに対応していくことが難しい状況になってきています。
- 人口減少や今後予定される法人実効税率の見直しにより、町税などの大幅な増加は見込めないことから、今後も厳しい財政運営が予測されます。

課題

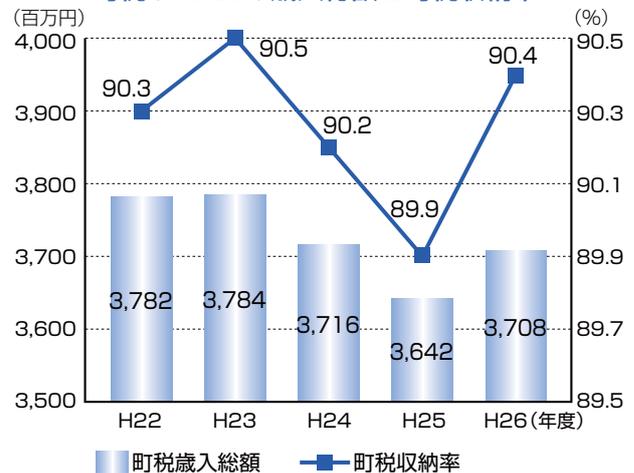
- 少子高齢化社会・環境問題・防災への対応や医療費助成制度など、地方の役割と責任が増加するとともに、政策的にも財政的にも自立した経営を行っていくことが必要となっています。
- 中長期的視野に基づいた、自主財源の確保に取り組むとともに、限られた財源を効率よく配分していくことが求められています。
- 公有財産については、適正に管理し、効果的利活用を図ることが求められています。
- 今後も経済施策のための税制改正が行われることが予想されます。改正内容を正確に把握し、適正な課税と収納業務に取り組むことが必要です。

地方債残高(普通会計) 年度末現在高



資料: 地方財政状況調査

町税(一般会計)歳入総額と町税収納率



資料: 総務課・税務課

目的

社会経済情勢の変化や本町の実情に対応し、中長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営を行う町とする。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H26)	目標値(H32)
収納率(収納対策による目標値)	90.4%	95%

施策の方向（5年間の取組内容）

（1）計画的な財政運営

- 中長期的視野に基づいた継続的な収支均衡と健全な財政運営を推進し、地方債の適正な活用による将来負担の計画的な管理を行うとともに、財政状況を定期的に公開し透明性の高い予算執行に努めます。
- 財政の健全性を堅持し、計画的な運営に努めるため、行政改革を積極的に推進し、常に義務的経費や経常的経費の節減、財政状況の分析、事務事業の慎重な選択を図ります。
- 町民ニーズを的確に把握し、限られた財源を有効活用するため、計画的かつ重点的配分に努めます。

（2）財源（歳入）の確保

- 適正な税の賦課に努めるとともに、納税意識を高める啓発活動や口座振替を推進して収納率の向上を図ります。また、長期滞納者や高額滞納者などについては、納税への理解促進を図るとともに、「群馬県東部地区不動産合同公売」などを活用し適切な滞納処分を行います。
- 個人住民税の特別徴収一斉指定により、納税者の利便性を確保します。
- 国や県の資金の導入、有利な地方債の活用等を図り、一般財源の充当を抑制します。
- 広告事業などによる収入の確保を図ります。

（3）公有財産の適正管理

- 公有財産については、適正な管理と利用に努め、未利用の普通財産については、処分または活用を図ります。
- 公金については、最も有利かつ確実な運用に努めるとともに、適正で効率的な出納の執行や物品などの管理を行います。

（4）経費の削減と使用料の適正化

- 県内市町村と電子入札システムを共同利用し、事務効率の向上や運用経費の抑制を図ります。また、公平で競争性の高い入札を推進します。
- 庁舎内の事務的経費の節減を図るため、職員のコスト意識の向上や消耗品などの管理徹底を図ります。
- 各種使用料や手数料及び補助金制度等を見直し、受益者負担を基本とした料金体系の整備を検討します。

主な事業

- | | | |
|------------|------------|---------------------|
| ・ 税収確保対策事業 | ・ 滞納整理回収事業 | ・ 有料広告事業 |
| ・ 財産管理事業 | ・ 行政改革推進事業 | ・ 公共施設マネジメント推進事業 など |

協働の取組

- 納税への理解と協力

注釈 地方分権…政府が、地方自治体に制度や運営面で政治・行政・財政上の自治の権限を委譲し、自立性を認める仕組み。
電子入札システム…入札担当部局と入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をネットワーク経由で行う方法。

43 広域行政の推進

現状

- 日常生活や経済活動の場において、町民の生活圏が拡大していることにもない、地域相互の連帯・共生を強化する地域づくりが望まれています。
- 本町では、医療、消防、ごみ、リサイクル、水道事業などで、効率・効果的な共同処理を目的とした一部事務組合等での広域行政体制が確立されています。
- 国などにおいては、地方分権・地域主権改革の推進にもない、地方行政に対して新たな枠組みの構築を求めています。

課題

- 本町単独では解決できない課題などについては、今後も広域協議会や広域同盟会での活動を継続する必要があります。
- 広域道路網の整備や河川改修などを早期に実現し、地域全体の活力の向上を図っていくために、行政区域を越えた市町が連携し効率的な行政運営を進める必要があります。
- 人口減少を抑制するため、広域協議会においても、都市部などからの人口流入を促進するため、移住・定住のための情報発信や受入体制の充実に向けた調査・研究を進める必要があります。
- 市町合併については、本町を含む隣接市町の地域力を高め、持続可能な発展を続けていくことができるよう、引き続き研究を進めていく必要があります。
- 今後、起こり得る大規模災害などは、町単独で対応できるものではなく、国・県・周辺市町との連携が重要となっています。

事務組合等

業務内容	名称	組織	発足年月
医療	邑楽館林医療事務組合	1市5町	昭和39年7月
消防・救急	館林地区消防組合	1市4町	昭和45年4月
ごみ・斎場	大泉町外二町環境衛生施設組合	3町	昭和51年3月
リサイクルプラザ	太田市外三町広域清掃組合	1市3町	平成12年9月
水道	群馬県東部水道企業団	3市5町	平成28年4月

資料：企画課

広域協議会・同盟会

名称	組織	発足年月
館林邑楽総合開発促進協議会	1市4町	昭和38年10月
両毛広域都市圏総合整備推進協議会	2県6市5町	平成4年9月
東武鉄道整備促進期成同盟会	7市5町	平成6年10月
東毛地方拠点都市地域整備推進協議会	4市5町	平成7年3月
利根川新橋建設促進期成同盟会	6市4町	平成9年2月

資料：企画課

目的

広域化する町民ニーズに対して、町域を越えた行政サービスの向上と、課題解決に向けた広域的視点に立った体制を整える。

成果指標と目標値

指標名	現状値(H25)	目標値(H32)
両毛地域内の施設を他市町民が利用した割合	3.7%	5%

施策の方向(5年間の取組内容)

(1) 事務組合の推進と強化

- 既存の一部事務組合を構成する市町との連携を強化するとともに、共通の行政課題への対応や、さらなる事務の効率化に向けて、効果的な共同処理のあり方など、事務組合の充実・強化に努めます。

(2) 広域協議会などによる連携

- 地域間交流の活性化と地域の発展を図るため、道路・鉄道・情報通信網など広域的な基盤整備について、国・県・企業などとの連携を図りながら整備を促進します。
- 公共交通や都市基盤整備といった広範囲にわたり、本町だけでは解決できない課題について、周辺市町と連携して、要望活動に努めます。
- 地域全体の発展や行政課題の解決につながる新たな広域連携のあり方について検討を進めます。
- 両毛地域の公共施設の相互利用をさらに促進するなど、広域協議会や広域同盟会の事務事業の充実を図ります。

(3) 新たな行政課題への対応

- 両毛広域都市圏総合整備推進協議会などにおいて、人口減少を抑制するため、移住・定住に関する冊子の作成や、県による移住相談会の利活用、体験ツアーなどの共同開催の可能性を検討します。
- 増大する行政ニーズに対して、本町を含む周辺の地域力を高め、持続可能な発展を続けていくことができるよう、将来的課題である市町合併について、国や隣接市町の動向を注視し、情報収集と研究に努めます。
- 平常時から国・県・周辺市町との連携を密にし、災害対応に必要な支援を迅速に受けられることができるよう体制を築きます。

主な事業

- ・ 邑楽館林医療事務組合事業
- ・ 館林地区消防組合事業
- ・ 大泉町外二町環境衛生事業
- ・ 太田市外三町広域清掃事業
- ・ 館林邑楽総合開発促進事業
- ・ 東毛地方拠点都市地域整備推進事業
- ・ 両毛広域都市圏総合整備推進事業
- ・ 東武鉄道整備促進事業
- ・ 利根川新橋建設促進事業 など

協働の取組

- 広域行政サービスの提案
- 他市町公共施設の相互利用

注釈 地方分権…政府が、地方自治体に制度や運営面で政治・行政・財政上の自治の権限を委譲し、自立性を認める仕組み。
地方主権改革…地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくこと。

参考資料

1 邑楽町総合開発計画審議会条例

昭和45年12月24日

条例第23号

(設置)

第1条 邑楽町総合開発計画に関し、町長の諮問に応じて、必要な事項の調査及び審議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、邑楽町総合開発計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は委員20人以内で組織し、委員は、次の各号に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員 10人以内
- (2) 知識経験のある者 10人以内

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(以下、改正附則は省略)

2 邑楽町総合計画基本構想の議決に関する条例

平成27年9月8日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づき、町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(以下「総合計画基本構想」という。)を邑楽町議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件とすることに関し必要な事項を定めるものとする。

(議会の議決)

第2条 町長は、総合計画基本構想の策定、変更又は廃止をしようとするときは、議会の議決を経なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)による改正前の地方自治法第2条第4項の規定により定められた基本構想は、この条例の規定により議決された総合計画基本構想とみなす。

3 諮問書・答申書

【諮問書】

邑企発 第19号
平成27年6月29日

邑楽町総合開発計画審議会
会長 田部井 健二 様

邑楽町長 金子 正一

邑楽町第六次総合計画について(諮問)

邑楽町総合開発計画審議会条例(昭和45年条例第23号)第1条に基づき、邑楽町第六次総合計画基本構想について貴審議会の意見を求めます。

【答申書】

審議会答申書

平成 28 年 9 月 9 日

邑楽町長 金子正一 様

邑楽町総合開発計画審議会
会長 田部井 健二

邑楽町第六次総合計画について（答申）

本審議会では、平成 27 年 6 月 29 日付け邑企発第 19 号で町長から諮問のあった「邑楽町第六次総合計画」について、邑楽町総合開発計画審議会条例第 1 条に基づいた審議結果を次のとおり答申する。

答申

本来、「邑楽町第六次総合計画」は、平成 27 年度中に策定され議会の議決を経て、平成 28 年度当初から実行されているべき極めて重要な町の将来ビジョンである。

これまでの経過においては、平成 27 年 6 月から 4 回の審議会を開催し、各委員から「邑楽町独自の施策を」、「人口減少に対応した施策を追加すること」などの提言があり協議を重ねてきたが、貴職からは具体的な改善案は提示されず、平成 27 年度末を迎えてしまった。

さて、去る平成 28 年 9 月 5 日、実に 6 か月ぶりに開催された第 5 回目となる本審議会に提出された「邑楽町第六次総合計画」では、基本理念に「『人口減少に対応した地域資源の活用と少子化施策の充実で元気あるまちづくり』を進めます」を追記したものの、基本構想においてその理念に基づいた先駆的で独自性のある具体的な事業は明記されておらず、極めて抽象的な内容となっている。

本審議会では、この計画が抽象的な基本構想で終わることなく、貴職主導のもと、各分野ごとに具体的な基本計画を打ち出し、確実に実行・実現されるよう、以下の意見を付しここに強く提言する。

記

1. 先駆的かつ独自性のある施策を早急に講じること

これまで、本町では国や県による交付金・補助金など依存財源を見込んだ予算編成をしてきたが、今後は、先駆的かつ独自性のある事業を展開しなければ、その対象とならない傾向にある。

すなわち、現在の財政規模を維持するには、これまでの各担当課が考える既存事業の延長施策ではなく、新政策を講じるための専門的な部署を配置し、パブリックコメントの積極的な活用や、町民座談会などを開催して施策を講じること。

2. 人口減少に対応した具体的な施策を講じること

本町の人口は減少傾向にあるが、今後は更に急激な減少が見込まれる。特に、社会増減では、転出が転入を上回り、近隣市町への流出がみられることから、本町の特色や魅力を最大限アピールし、都心からの流入を促進する具体的な政策を講じること。

3. 少子化に対する町独自の施策を講じること

本町における子どもを産む環境は、極めて脆弱である。まずは産む環境の整備が求められる。医療機関や医師の招聘に尽力し、保健センターの有効的な活用も視野に入れ、具体的な施策を講じること。

また、近隣市町の施策とは異なる町独自の施策を講じ、少子化に歯止めをかけること。

4. 地の利を生かした町づくりを進めること

本町は、災害の影響を受けにくく、安住・産業誘致に極めて適した土地利用が可能な地域である。これまで、土地規制などにより十分な土地利用が図られていない経過があるが、時代の変化に対応した町づくりが求められている。

したがって、新たな産業誘致を成功させることで、人口増、雇用促進などの相乗効果が見込まれるが、多種多様な産業分野の中でも特に本町の立地に適しているのは、高速道路のインターチェンジも近く町内に国道が2本通るなどの本町を巡る道路網の利点を最大限に生かすことができる「製造」「物流」である。

漠然とした工業誘致ではなく、このような本町独自の地の利を生かした土地利用を展開し、次世代のための町づくりを強く要望する。

5. 事業評価と積極的な情報公開を推進すること

本計画の施策評価、成果を検証するため、早急に行政評価システムを構築し、町民に対してわかりやすく積極的な情報公開を推進すること。

4 策定体制

1) 邑楽町総合開発計画審議会

- 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として町長の諮問に応じ、邑楽町総合開発計画に関する重要事項について、必要な調査及び審議を行う。
- 町議会の議員10人以内、知識経験のある者10人以内の委員20人以内で組織し、町長が委嘱する。

2) 庁内策定組織

(1) 策定委員会

総合計画策定のための調整組織で、町長との連絡、専門部会の調整など、計画策定のすべての統括を行うとともに、計画案の基本的方針を決定する。

(2) 専門部会

担当部門における現状調査、分析と将来の基本構想案、基本計画案の策定を行う。

3) 町民参画

(1) 町民広聴会

町内4地区(小学校区)において、本町の将来のあるべき姿やその取組について意見交換を行う。

(2) 子ども広聴会

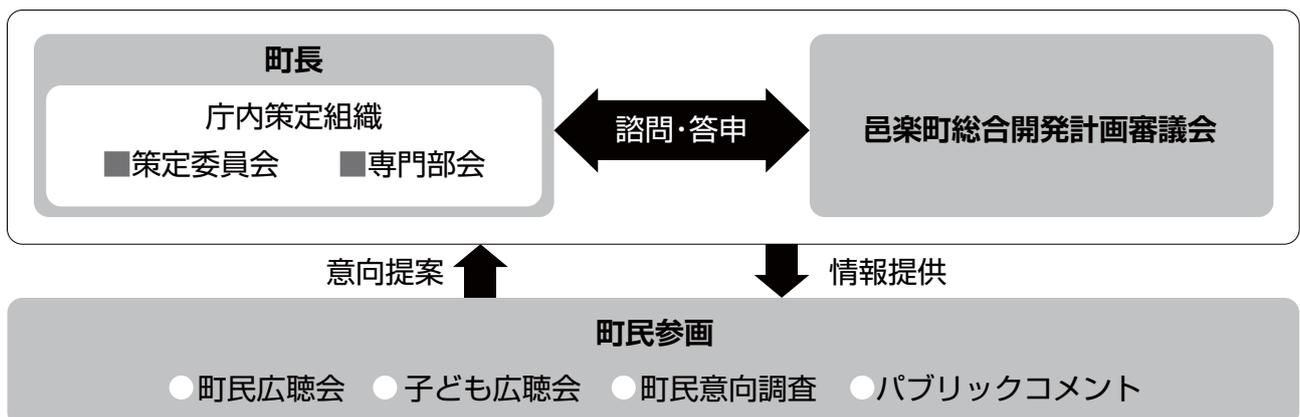
小学生・中学生を対象に、次代を担う子ども達の視点から本町の将来について意見交換を行う。

(3) 町民意向調査(アンケート)

町民意識の現状把握をするため、本町のイメージや町民満足度、今後のまちづくりの重要項目について調査を行う。(20歳以上の2,000人)

(4) パブリックコメント

「邑楽町第六次総合計画基本計画(案)」を公表し、町民などからの意見を募集する。



5 策定組織名簿

(1) 邑楽町総合開発計画審議会委員名簿

No.	氏名	区分	役職
1	(会長) 田部井健二	議会議員	議長
2	(副会長) 大野 貞夫	//	副議長
3	小島 幸典	//	産業福祉常任委員会
4	半田 晴	//	総務教育常任委員会
5	塩井 早苗	//	総務教育常任委員会
6	松島 茂喜	//	産業福祉常任委員会
7	瀬山 登	//	産業福祉常任委員会
8	築比地庸雄	区長会	会長
9	小倉 富夫	農業委員会	運営委員長
10	中繁 基	商工会	会長
11	田部井猛夫	社会福祉協議会	会長
12	田中美喜雄	民生委員児童委員協議会	会長
13	澁井 有三	土木委員会	会長
14	高橋 清江	保健推進員会	前会長
15	卯都木正美	保健推進員会	会長
16	岡田 真幸	教育委員会	教育委員
17	小澤 康弘	体育協会	会長
18	皆川フミ子	婦人会	会長

(2) 邑楽町第六次総合計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	役職
1	(委員長) 堀井 隆	副町長
2	(副委員長) 大竹 喜代子	教育長
3	(副委員長) 小倉 章利	総務課長
4	田部井 春彦	議会事務局長
5	金井 幸男	税務課長
6	吉田 紳二	住民課長
7	橋本 圭司	安全安心課長
8	河内 登	健康福祉課長
9	多田 哲夫	子ども支援課長
10	大拙 一	農業振興課長
11	半田 実	商工振興課長
12	小島 靖	都市建設課長
13	茂木 一夫	水道課長
14	神山 均	会計課長
15	清水 雅文	学校教育課長
16	半田 康幸	生涯学習課長

(3) 邑楽町第六次総合計画専門部会委員名簿

部会	氏名	課名	役職
総務企画部会	中繁 正浩	総務課	課長補佐
	石原 光浩	議会事務局	係長
	小沼 勇人	総務課	係長
	横山 淳一	総務課	係長
	小島 久美子	総務課	係長
	新島 輝之	総務課	係長
	野中 和也	税務課	係長
	小島 拓	税務課	係長
	高田 久恵	税務課	係長
	立澤 一彦	税務課	係長
	石原 和美	会計課	係長
	田中 敏明	企画課	係長

部会	氏名	課名	役職
建設経済部会	小林 隆	農業振興課	課長補佐
	山崎 健一郎	商工振興課	課長補佐
	齊藤 順一	都市建設課	係長
	橋本 光規	都市建設課	係長
	金井 孝浩	農業振興課	係長
	小林 和美	商工振興課	係長
	蟹和 薫	都市建設課	係長
	松崎 嘉雄	都市建設課	係長
	細谷 英樹	水道課	係長
	関谷 京子	水道課	係長
	船橋 一浩	水道課	係長
	矢島 勇	農業委員会	係長

部会	氏名	課名	役職
教育部会	森戸 栄一	生涯学習課	課長補佐
	真下 洋子	学校教育課	課長補佐
	竹澤 政伺	学校教育課	課長補佐
	築比地 昭	生涯学習課	課長補佐
	半田 悦子	生涯学習課	課長補佐
	高橋 克徳	学校教育課	係長
	松澤 修	学校教育課	係長
	高田 正彦	学校教育課	係長
	遠藤 和枝	生涯学習課	係長
	吉田 享史	生涯学習課	係長
	藤田 和良	生涯学習課	係長
	山口 哲也	生涯学習課	係長

部会	氏名	課名	役職
社会部会	関口 春彦	子ども支援課	課長補佐
	久保田 裕	健康福祉課	課長補佐
	橋本 恵子	健康福祉課	課長補佐
	岡部 公俊	住民課	課長補佐
	松崎 澄子	住民課	係長
	新井 一美	住民課	係長
	山崎 弘美	住民課	係長
	岡部 京子	健康福祉課	係長
	齊藤 利光	健康福祉課	係長
	川島 隆史	子ども支援課	係長
	二十里 文子	子ども支援課	係長
	高橋 恵美	子ども支援課	係長
	小谷野 正江	子ども支援課	係長
	瀨山 三代子	子ども支援課	係長
	苅場 美智子	子ども支援課	係長
	齊藤 真弓	子ども支援課	係長
	増尾 徹	安全安心課	係長
	國府田 諭	安全安心課	係長

(4) 策定事務局

氏名	課名	役職
橋本 喜久雄	企画課	課長
阿部 昌弘	企画課	係長
松島 智明	企画課	主任

6 策定経過

年 月	取組内容
平成26年 6月	第六次総合計画策定に係る基礎調査の実施
平成26年 6月	町長ヒアリングの実施
平成26年 7月～8月	町民意向調査(アンケート)の実施
平成26年 8月	第1回総合計画策定委員会・専門部会(合同会議)の開催
平成26年 9月	第五次総合計画の進捗状況調査の実施
平成26年10月	各課ヒアリングの実施
平成27年 5月	第2回総合計画策定委員会の開催
平成27年 6月	総合開発計画審議会への諮問
平成27年 6月	第1回総合開発計画審議会の開催
平成27年 7月	第2回総合計画専門部会の開催
平成27年 7月	町民広聴会(4地区)の開催
平成27年 8月	子ども広聴会(小学生の部・中学生の部)の開催
平成27年10月	第3回総合計画策定委員会・専門部会(合同会議)の開催
平成27年12月	第2回総合開発計画審議会の開催
平成28年 1月	基本計画(案)のパブリックコメントの実施
平成28年 2月	第3回総合開発計画審議会の開催
平成28年 3月	第4回総合開発計画審議会の開催
平成28年 9月	第5回総合開発計画審議会の開催
平成28年 9月	総合開発計画審議会から町へ答申
平成28年 9月	平成28年第3回定例会(議会)にて議決

序説

基本構想

基本計画

参考資料

邑楽町第六次総合計画

発行年月:平成28年9月

発行:群馬県邑楽町

〒370-0692

邑楽郡邑楽町大字中野2570-1

TEL 0276-88-5511

FAX 0276-89-0136

URL <http://www.town.ora.gunma.jp/>

E-mail ora@town.ora.gunma.jp

編集:邑楽町役場企画課

編集協力:株式会社 地域まちづくり研究所

印刷:有限会社 モリ情報印刷

